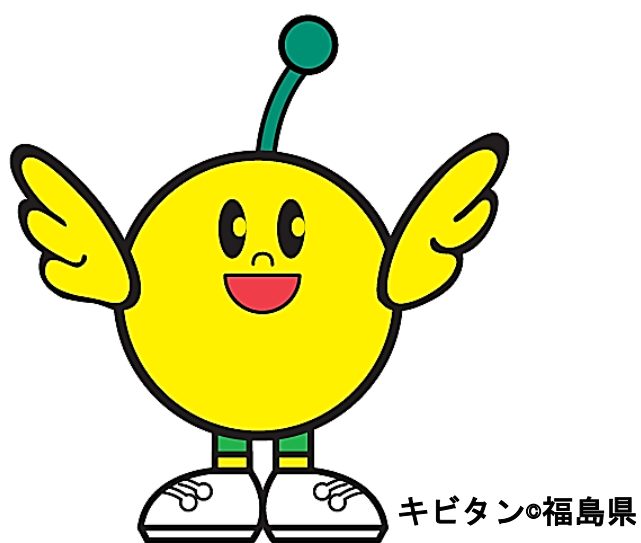


# 福島県社会的養育推進計画 (令和元年度～令和11年度)



令和7年3月改定  
福島県

## 目 次

|      |                                                            |    |
|------|------------------------------------------------------------|----|
| 1    | 福島県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像                              | 1  |
| (1)  | 計画策定の趣旨                                                    | 1  |
| (2)  | 計画の期間                                                      | 1  |
| (3)  | 計画の進捗評価                                                    | 2  |
| (4)  | 他の計画との関係                                                   | 2  |
| 2    | 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）                           | 3  |
| (1)  | こどもへの意見聴取等措置について                                           | 3  |
| (2)  | 意見表明等支援事業について                                              | 3  |
| (3)  | こどもの権利擁護に係る環境整備について                                        | 4  |
| 3    | 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた福島県の取組                                | 7  |
| (1)  | 市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組                                   | 7  |
| (2)  | 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組                                  | 12 |
| (3)  | 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組                                | 13 |
| 4    | 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組                                      | 15 |
| 5    | 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み                                  | 19 |
| (1)  | 福島県のこどもの人口に占める代替養育を必要とするこども数                               | 19 |
| (2)  | 近年の児童虐待相談対応件数の状況                                           | 21 |
| (3)  | 児童相談所における一時保護の状況                                           | 24 |
| (4)  | 代替養育を現に受けているこども数の状況                                        | 25 |
| (5)  | 代替養育への新規措置の状況                                              | 28 |
| (6)  | 代替養育からの解除の状況                                               | 30 |
| (7)  | 20歳未満人口、代替養育こども数、一時保護のこども数の推移                              | 33 |
| (8)  | 現に一時保護しているこどものうち、里親等委託が必要なこども数                             | 34 |
| (9)  | 現に施設入所しているこどものうち、里親等委託が必要なこども数                             | 34 |
| (10) | 児童相談所で受け付けた相談のうち、現に代替養育の対象となっていないこどもで、代替養育の対象となる可能性が高いこども数 | 35 |
| (11) | ケアニーズの非常に高いこどもの代替養育の状況                                     | 36 |
| (12) | 市町村で現に在宅指導にて支援している家庭のうち、代替養育につながる可能性があるこどもについて             | 37 |
| (13) | 代替養育を必要とするこども数の見込み                                         | 37 |
| 6    | 一時保護改革に向けた取組                                               | 39 |
| (1)  | 一時保護の体制整備                                                  | 39 |
| (2)  | 一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期、研修などによる職員の専門性向上と意識共有                | 41 |
| (3)  | 一時保護の環境整備について                                              | 41 |
| (4)  | 関係機関との連携                                                   | 42 |
| (5)  | 1人1人の子どもの状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行う体制や環境整備                  | 43 |

|                                         |     |
|-----------------------------------------|-----|
| （６）一時保護ガイドラインを踏まえた子どもの最善の利益を守るための保護について | 4 3 |
| 7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組         | 5 4 |
| （１）児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組        | 5 4 |
| （２）親子関係再構築に向けた取組                        | 5 5 |
| （３）特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組          | 5 7 |
| 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組              | 6 0 |
| （１）里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み              | 6 0 |
| （２）県内の里親の状況                             | 6 1 |
| （３）必要な里親数の算出                            | 6 5 |
| （４）本県における里親等委託率の数値目標について                | 6 5 |
| （５）里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組            | 7 0 |
| 9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組   | 7 2 |
| （１）施設で養育が必要なこども数の見込み                    | 7 2 |
| （２）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組  | 7 5 |
| 1 0 社会的養護自立支援の推進に向けた取組                  | 8 1 |
| （１）自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握       | 8 1 |
| （２）社会的養護経験者等の自立に向けた取組                   | 8 4 |
| 1 1 児童相談所の強化等に向けた取組                     | 8 7 |
| （１）中核市の児童相談所設置に向けた取組                    | 8 7 |
| （２）県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組   | 8 7 |
| 1 2 障害児入所施設における支援                       | 9 0 |

## 1 福島県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

### (1) 計画策定の趣旨

平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）（以下「28 年改正児童福祉法」という。）では、全てのこどもが健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の理念が明確化され、こどもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、こどもの「家庭養育優先原則」が明記され、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずることとされました。

こうした 28 年改正児童福祉法の理念を具現化するために、平成 29 年 8 月には国が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

「新しい社会的養育ビジョン」では「家庭養育優先原則」を実現するために、こどもの養育の受け皿となる里親を増やし、質の高い里親養育の提供を包括的に行うフォostリング機関の確保等の取組を行うこと並びに愛着形成に最も重要な時期である 3 歳未満については概ね 5 年以内に、それ以外の就学前のこどもについては概ね 7 年以内に里親等委託率（代替養育を受けているこどものうち里親委託されているこどもの割合）75%以上を実現し、学童期以降は概ね 10 年以内を目途に里親等委託率 50%以上を実現することが目標として示されました。

これらの 28 年改正児童福祉法等を受けて、平成 23 年 7 月に国により示された「社会的養護の課題と将来像」に基づいて平成 27 年 3 月に策定した「福島県家庭的養護推進計画」を見直し、こどもの最善の利益の実現に向けて、国の示す方向性と福島県の現状を踏まえて、各年度における代替養育を必要とするこども数の見込みを算出するとともに、里親等委託率の目標を設定し、県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示した「福島県社会的養育推進計画」を平成 31 年 3 月に策定し、里親等における家庭養護や児童養護施設等の小規模化・地域分散化による家庭的養護、市町村及び児童相談所の体制の強化等を推進してきました。

そのような中、令和 4 年の児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）（以下「令和 4 年改正児童福祉法」という。）では、こどもの権利擁護や意見聴取に係る仕組みの整備、市町村におけるこども家庭センターの設置、子育て世帯訪問支援事業の創設、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上、一時保護施設の環境改善、児童相談所によるこどもの処遇や支援の強化、社会的養護経験者等に対する自立支援の強化、障害児入所施設の入所児童等に対する支援、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入など、こどもに対する家庭及び養育環境の支援が強化されました。

これらを踏まえ、令和 6 年度は「福島県社会的養育推進計画」の計画期間の中間年度に当たること、令和 6 年 3 月に国による新たな計画策定要領が示されたことから、当該計画を見直し、本県の実情を勘案したうえで、改定することとします。

### (2) 計画の期間

本計画は令和元年度から令和 6 年度を前期とし、令和 7 年度から令和 11 年度を後期とした計画の見直しを中間年度の令和 6 年度末に行うものであり、令和 11 年度を終期とします。

### **(3) 計画の進捗評価**

計画の進捗については、毎年度、取組の進捗状況の検証結果を踏まえ、福島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会への報告を行い、必要な場合には計画の見直しを図るものとします。

### **(4) 他の計画との関係**

本計画の内容は、本県の子育て支援施策全般の基本指針となる「こどもまんなかプラン」の内容と整合するものになります。

## 2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

令和4年改正児童福祉法においては、こどもの権利擁護に関して、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備を行うとともに、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」や「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」を踏まえた取組が求められています。

### （1）こどもへの意見聴取等措置について

#### 【現状】

- ・令和6年度より、県内全ての児童相談所で、児童相談所職員が一時保護児童についての意見聴取等措置を行っています。
- ・一時保護所の生活等については「一時保護所のしおり」を使用してわかりやすく説明するよう工夫しています。
- ・こどもから聴取した措置等处遇に関する意見は、援助方針会議録へ記載し、こどもの意見を反映させながら、こどもの安全を守る対応を決定し、こどもにフィードバックを行っています。
- ・児童相談所の職員等によりこどもの権利や意見聴取等措置に関するワーキンググループを実施して意見交換し、理解を深めました。
- ・児童相談所職員への研修を実施し、意見聴取を適切に行うよう取り組んでいます。

#### 【課題】

- ・意見聴取等措置に関して、統一のマニュアルは作成しましたが、児童相談所ごとの様式を使用しており、こどもへの説明や聴取内容についてばらつきが生じる可能性があります。
- ・児童相談所職員に対して、こどもの権利や意見聴取等措置について知識や技術を向上させるため、定期的な研修が必要です。

#### 【今後の取組方針】

- ・県内どの児童相談所でも同じく意見聴取等措置が実施できるよう、様式の統一化を図ります。
- ・児童相談所職員への研修を継続し、適切な意見聴取を行えるような体制を整備します。

### （2）意見表明等支援事業について

#### 【現状】

- ・令和6年度よりこどもの権利擁護推進事業を民間団体（特定非営利活動法人ビーンズふくしま）に委託し、社会的養護を利用しているこどもたちの意見表明体制確保に取り組んでいます。
- ・意見表明等支援員の配置にあたり、各児童養護施設の職員やこどもに、改めてこどもの権利擁護等について説明しております。

#### 【課題】

- ・現在、意見表明等支援事業の対象は児童養護施設のこどものみとなっていますが、社会的養護の対象である全てのこどもが対象となるよう取り組んでいくことが必要です。
- ・児童相談所や施設職員、里親等を対象にこどもの権利や意見表明についての研修が必要です。

#### 【今後の取組方針】

- ・計画的に意見表明等支援員の養成を行うとともに、対象施設及び対象児童の拡大を目指します。
- ・児童相談所や施設職員、里親等に対するこどもの権利や意見表明等についての研修を実施し、こどもの権利や意見表明について理解を深めてまいります。

### (3) こどもの権利擁護に係る環境整備について

#### 【現状】

- ・令和6年度より、こどもが直接または意見表明等支援員が代弁することで、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会へ意見表明する仕組みを整備しました。
- ・里親等委託措置や児童養護施設入所措置となるこどもには、こどもの権利養護のためのツールとしてこどもの権利ノートを使用し、こどもの権利や施設等での生活についての説明、相談先について周知しています。
- ・令和5年度に実施した権利擁護の理解度等に関するこどもへのアンケート結果や、児童相談所、児童養護施設の職員、里親、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会の委員の意見を踏まえ、令和6年度にこどもの権利ノートの改訂を行いました。改訂版では、こどもの権利や権利擁護の仕組みについての説明や、第三者委員の活用、意見表明等支援員、電話・SNS・ハガキによる相談先について記載し、こどもにわかりやすく周知しています。
- ・令和6年度より「こどもの権利擁護推進事業」を民間団体（特定非営利活動法人ビーンズふくしま）に委託し、社会的養護を利用しているこどもたちの意見表明体制確保に取り組んでいます。令和6年度は、弁護士と社会福祉士を意見表明等支援員として養成し認定しております。
- ・児童相談所職員を対象とした研修にこどもの権利擁護に関する内容を組み込み、こどもの権利擁護に関する児童相談所職員の理解を深め、意見聴取を適切に行うことができるよう取り組んでいます。
- ・児童虐待防止施策や社会的養護に関する施策の検討にこどもの意見を反映させることが必要な場合は、アンケートやヒアリングにより確認しております。

#### 【課題】

- ・社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会への意見表明の仕組みについて、実際の運用を通して課題が生じた場合には仕組みを改善していくことが必要です。
- ・社会的養護を利用中のこどもアンケート（令和6年10月福島県こども未来局児童家庭課調査）（以下「こどもアンケート」という。）の結果、こどもの権利ノートのことを知っていると回答したこどもは、児童養護施設で90.2%、里親で56.0%、ファミリーホームで50.0%、職員に保管してもらっているものも含め、持っていると答えたこどもは児童養護施設で77.3%、里親で36.0%、ファミリーホームで25.0%であり、児童養護施設のこどもには比較的認知されているものの、所持しているのは7割程度、

里親、ファミリーホームのこどもはさらに認知度、所持率ともに低い状況であり、こども権利ノートの配付方法や時期、内容の説明等に工夫が必要です。

- ・児童相談所や児童養護施設等職員、里親等が、こどもの権利や意見表明について理解を深められるよう研修等の実施が必要です。
- ・社会的養護に関する施策を検討する際には、こどもへのアンケートやヒアリングにより意見聴取を行っていますが、こどもが意見を表明しやすいよう支援が必要です。

#### 【今後の取組方針】

- ・こどもが自分の権利や意見表明について理解を深めることができるよう、改訂したこどもの権利ノートの配付や意見表明等支援事業の説明の際に丁寧な説明を行うとともに、児童相談所や児童養護施設等職員、里親等に対して、こどもから意見表明等があった場合の対応について周知し、こどもの権利擁護に取り組んでまいります。
- ・児童相談所や児童養護施設等職員、里親等が、こどもの権利や意見表明等について理解を深められるよう研修を行ってまいります。
- ・社会的養育に関連する施策の検討の際には、意見表明等支援事業の活用やアンケート、ヒアリングにより、こどもの意見聴取に取り組んでまいります。

#### 【評価指標・数値目標】

○社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数

令和6年度より社会的養護に関わる関係職員への研修を実施しました。今後も同様の研修を実施します。

こどもへの啓発プログラムについては、意見表明等支援事業での実施を検討します。

社会的養護に関わる関係職員への研修等 (単位 回、人)

| 年度   | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|------|----|----|----|----|----|-----|-----|
|      | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 実施回数 | —  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 1   |
| 受講者数 | —  | 16 | 19 | 22 | 25 | 28  | 30  |

こどもへの啓発プログラム等 (単位 回、人)

| 年度   | 現状 | 目標 |     |     |     |     |     |
|------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
|      | R5 | R6 | R7  | R8  | R9  | R10 | R11 |
| 実施回数 | —  | —  | 4   | 6   | 8   | 8   | 8   |
| 受講者数 | —  | —  | 100 | 150 | 200 | 250 | 300 |

#### ○意見表明等支援事業の実施状況、第三者への事業委託状況

意見表明等支援事業については、令和6年度より、民間団体への委託を実施しており、今後も委託を継続し、独立性を担保します。

令和6年度は児童養護施設に入所しているこどもが利用可能です。今後、利用できる施設等を拡大していくため、利用人数の増加を目標とします。

利用可能な割合や事業を利用した割合については、希望するこどもすべてが利用できることを目標とします。



(単位 人、%)

| 年度     | 現状  | 目標  |     |     |     |     |     |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|        | R 5 | R6※ | R7  | R8  | R9  | R10 | R11 |
| 利用可能人数 | —   | 258 | 300 | 350 | 400 | 450 | 500 |

※令和6年10月1日現在

○措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）

令和6年度から意見表明等支援事業を開始しているが、現状での認知度等については未確認であり、今後、調査していくとともに、すべてのこどもに認知され、十分に意見を表明でき利用しやすい制度となるよう努めてまいります。

○措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度、措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度

こどもアンケートでは、児童養護施設のこどもの9割程度、里親・ファミリーホームで5割程度が「こどもの権利ノート」のことを知っていると回答し、そのうち2～3割が職員や里親、児童相談所職員等に相談したことがあると回答しています。

こどもの権利について措置児童等の理解が進み、日頃から意見表明できるよう支援してまいります。

○社会福祉審議会児童福祉専門分科会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会の設置状況、こどもから意見の申立てがあった件数

こどもからの意見申し立ては福島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会に行うこととし、今後、年1回程度の件数を見込み、意見申し立てに適切に対応してまいります。

(単位 件)

| 年度 | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
|    | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 件数 | —  | —  | 1  | 1  | 1  | 1   | 1   |

○社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこどもの委員としての参画や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施

これまで社会的養護施策の検討委員会に当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）が委員として参画したことはありません。

今後は、当事者が参画する仕組みづくりを検討するとともに、引き続き措置児童へのアンケート及び社会的養護経験者へのヒアリングを実施してまいります。

### 3 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた福島県の取組

令和4年改正児童福祉法においては、こども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有することも家庭センターの設置について、市町村の努力義務とされました。

市町村においては、こども家庭センターによる相談支援を通じて、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施することが求められております。

こども家庭センター設置や家庭支援事業の実施等、市町村の相談支援体制の充実に向けた取組を継続し、まずは家庭での養育が維持できるように支援します。

#### (1) 市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組

##### ① こども家庭センターの普及、連携体制、人材育成等について

こども家庭センター（旧市町村子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センター）における支援の状況は以下のとおりです。

##### 【現状】

- ・市町村子ども家庭総合支援拠点設置市町村数は、令和6年3月31日現在（福島県こども未来局児童家庭課調査）30市町村でした。
- ・子育て世代包括支援センターの設置市町村数は、令和6年3月31日現在（同調査）59市町村でした。
- ・子ども家庭総合支援拠点で支援しているケース数は毎年度増加しており、令和5年度は令和元年度比約125%となっております（表1）。
- ・子育て世代包括支援センターで支援しているケース数も毎年度増加しており、令和5年度は令和元年度比約132%です（表2）。
- ・こども家庭センター設置市町村数は、令和6年5月5日現在で29市町村です。
- ・児童相談所は、市町村やこどもの所属（学校・幼稚園等）等の関係機関との連携により、こどもと保護者を分離せず、家庭を維持したまま在宅指導を継続することもあります。
- ・令和6年度9月30日現在、児童相談所から市町村や児童家庭支援センター等への指導措置委託件数は0件ですが、要保護児童対策地域協議会等を活用し、個別のケースで情報共有と支援の役割分担を行いながら、支援を実施しております。
- ・児童相談所と市町村の人事交流はおこなっておりませんが、児童相談所職員と市町村職員の双方が参加する研修を開催しており、情報交換や互いの専門性について理解する機会となっております。
- ・各児童相談所主催で、管内の市町村児童福祉担当者会議にて情報交換と研修を実施し、連携体制の確認等を行っております。
- ・こどもアンケートによれば、代替養育を受けているこどもが地域に戻って生活する場合にどのような支援が必要かという質問について、相談に乗ってほしい、危ないことから守ってほしいという希望や、金銭面での援助等の支援体制の充実を求める回答が多く寄せられています。

##### 【課題】

- ・地域の相談支援体制の強化のため、こども家庭センターの設置が必要ですが、未設置の市町村があります。

- ・市町村と児童相談所が連携して支援を行う市町村送致や指導委託は少ない状況であるため、市町村の相談支援の専門性向上を図り、市町村送致や指導委託に対応できる体制とすることが必要です。

【今後の取組方針】

- ・こども家庭センター設置市町村数については、令和9年度末までに59市町村を目指し、設置に必要な情報提供や体制整備の助言などの支援を行います。
- ・市町村送致や指導委託について、市町村に情報提供するとともに、具体的な対応について児童相談所と会議等での意見交換や人材育成に取り組んでまいります。

表1 各年度3月31日時点で、市町村こども家庭総合支援拠点（児童福祉部門）で支援しているケース数（単位 人）

| 年度     | R 元   | R2     | R3     | R4     | R5     |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 支援ケース数 | 3,891 | 4,309  | 4,663  | 4,747  | 4,868  |
| 前年度比   | －     | 110.7% | 108.2% | 101.8% | 102.5% |
| 令和元年度比 | －     | 110.7% | 119.8% | 122.0% | 125.1% |

表2 各年度3月31日時点で、市町村子育て世代包括支援センター（母子保健部門）で支援しているケース数（単位 人）

| 年度     | R 元    | R2     | R3     | R4     | R5     |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 支援ケース数 | 20,058 | 20,139 | 23,406 | 24,517 | 26,533 |
| 前年度比   | －      | 100.4% | 116.2% | 104.7% | 108.2% |
| 令和元年度比 | －      | 100.4% | 116.7% | 122.2% | 132.3% |

●こどもアンケート（令和6年10月福島県こども未来局児童家庭課調査）

○「家族と暮らすなら、自分や家族のためにまわりの大人からしてほしいこと」について

児童養護施設のこども

| 回 答                   | 回答数 | 比率※   |
|-----------------------|-----|-------|
| 自分や家族が困ったときに相談に乗ってほしい | 83  | 42.8% |
| 自分や家族を危ないことから守ってほしい   | 73  | 37.6% |
| お金のことを助けてほしい          | 70  | 36.1% |
| 一時的に泊まることのできる場所があるといい | 55  | 28.4% |
| 学校や家以外の居場所があるといい      | 49  | 25.3% |
| 自分や家族が病院に行けるようにしてほしい  | 36  | 18.6% |
| 家の掃除や洗濯、料理などをしてほしい    | 31  | 16.0% |
| その他                   | 23  | 11.9% |

※分母はアンケートの回答数 194 としました。詳細は添付の資料を参照。

里親委託中のこども

| カテゴリー                 | 回答数 | 比率    |
|-----------------------|-----|-------|
| 自分や家族を危ないことから守ってほしい   | 6   | 24.0% |
| 自分や家族が困ったときに相談に乗ってほしい | 5   | 20.0% |
| 家の掃除や洗濯、料理などをしてほしい    | 5   | 20.0% |
| お金のことを助けてほしい          | 4   | 16.0% |
| 学校や家以外の居場所があるといい      | 4   | 16.0% |
| 一時的に泊まることのできる場所があるといい | 4   | 16.0% |
| 自分や家族が病院に行けるようにしてほしい  | 3   | 12.0% |

※分母はアンケートの回答数 25 としました。

ファミリーホームのこども

| カテゴリー                 | 回答数 | 比率    |
|-----------------------|-----|-------|
| 自分や家族が病院に行けるようにしてほしい  | 3   | 37.5% |
| 自分や家族が困ったときに相談に乗ってほしい | 3   | 37.5% |
| その他                   | 3   | 37.5% |
| 自分や家族を危ないことから守ってほしい   | 2   | 25.0% |
| 家の掃除や洗濯、料理などをしてほしい    | 2   | 25.0% |
| 学校や家以外の居場所があるといい      | 2   | 25.0% |
| 一時的に泊まることのできる場所があるといい | 2   | 25.0% |
| お金のことを助けてほしい          | 1   | 12.5% |

※分母はアンケートの回答数 8 としました。

## ②ヤングケアラーに対する支援

ヤングケアラーを早期に発見して支援につなぐためには、介護、医療、教育等の多機関連携が重要であるため、こども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や関係機関との連携体制の構築が必要です。

### 【現状】

- ・ヤングケアラーへの支援に関しては、身近な地域における支援が必要であるため、市町村における相談窓口の明確化を図り、県ホームページで公表しております。
- ・福島県版ヤングケアラー支援マニュアル、ハンドブックを令和5年度に作成し、市町村や学校、高齢福祉、障害福祉等の関係機関に配布しております。
- ・市町村における支援の充実のため、ヤングケアラー支援の専門家を講師として市町村等に派遣する事業を行うとともに、市町村への情報提供や協議のための会議、研修を開催しております。
- ・ヤングケアラーの専門家による会議を開催し、県や市町村で必要な取組について助言を受け、必要な施策の検討を行っております。
- ・ヤングケアラー本人への情報提供のためのカードの配布やSNSによる相談対応を行っております。

### 【課題】

- ・ヤングケアラーについて、市町村や関係機関への周知は進んでいますが、具体的な支援方法や支援体制整備の方法については、さらに情報提供や助言が必要です。
- ・ヤングケアラーであるとの認識が難しいこどもや、なかなか相談に踏み切れないこどもへの対応について、こども本人への周知や支援者側の理解が必要です。
- ・18歳以上の実態把握や支援体制整備については、現状の把握が必要です。

### 【今後の取組方針】

- ・ヤングケアラーの支援方法や支援体制整備について、支援マニュアルやハンドブックを活用し、引き続き研修や情報提供、専門家による助言を行ってまいります。
- ・ヤングケアラー本人への情報提供として、カードの配布やSNSを活用した相談、情報発信を行ってまいります。
- ・ヤングケアラーに対する支援のため、教育分野や介護分野、関係機関との連携体制の構築のため、会議における情報交換や協議を行い、施策に反映してまいります。
- ・18歳以上のヤングケアラーの状況について、市町村の相談状況等の把握を行ってまいります。

### 【前期計画の指標の評価】

| 指 標                      | H31<br>計画策定時 | 前期計画<br>目標値 | 現況値<br>※1    | 評 価 |
|--------------------------|--------------|-------------|--------------|-----|
| 市町村子ども家庭総合<br>支援拠点設置市町村数 | 2 市町村        | 59 市町村      | 30 市町村       | 未達成 |
| 子育て世代包括支援<br>センターの設置市町村数 | 38 市町村       | 59 市町村      | 59 市町村<br>※2 | 達 成 |

※1 現況値は、令和6年3月31日の状況。

※2 令和6年4月1日からは、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」が一体化された『こども家庭センター』の設置を促してまいります。

# 【評価指標・数値目標】

## ○こども家庭センター設置市町村数

「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」が一体化されたこども家庭センターの設置については、全市町村において設置を目指します。

(単位 箇所)

| 年度   | 現状 |     | 目標 |    |    |     |     |
|------|----|-----|----|----|----|-----|-----|
|      | R5 | R6※ | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 市町村数 | —  | 29  | 40 | 50 | 59 | 59  | 59  |

※令和6年5月5日現在。

## ○こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、参加市町村（受講者）数

要保護児童対策地域協議会調整機関の調整担当者研修、要保護児童対策支援講習会を開催し、全市町村の担当職員の参加を目指し、専門性の向上に取り組みます。

(単位 回、箇所)

| 年度     | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|
|        | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 実施回数   | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  | 2   | 2   |
| 参加市町村数 | 49 | 50 | 59 | 59 | 59 | 59  | 59  |

## ○県と市町村との人材交流の実施

県（児童相談所等）と市町村の会議や研修において、十分な情報共有・意見交換を実施することで対応してまいります。

## ○こども家庭センターにおけるサポートプランの策定

こども家庭センターにおいては、支援を必要とするこどもや妊産婦等へのサポートプランを作成し、支援体制の充実を図っていく必要があるため、こども家庭センターを設置した市町村すべてがサポートプランを作成できるよう体制を整えてまいります。

(単位 箇所)

| 年度   | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|------|----|----|----|----|----|-----|-----|
|      | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 市町村数 | —  | 29 | 35 | 41 | 47 | 53  | 59  |

## (2) 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

### ①市町村の家庭支援事業等の整備・充実について

市町村では、地域において社会的養育を必要とするこどもを支援するため、家庭支援事業に取り組むこととされており、体制整備や充実が求められています。

#### 【現状】

本県における市町村の家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業）の実施状況は、以下(表3)のとおりです。

表3 社会的養育に係る事業の状況

○家庭支援事業実施市町村数

(単位 市町村)

| 年度                              | R2 | R3 | R4 | R5 |
|---------------------------------|----|----|----|----|
| 子育て短期支援事業                       | 6  | 6  | 7  | 9  |
| 養育支援訪問事業                        | 30 | 31 | 30 | 29 |
| 一時預かり事業                         | 38 | 40 | 39 | 39 |
| 児童育成支援拠点事業<br>(旧子どもの居場所づくり支援事業) | -  | -  | 1  | 1  |
| 子育て世帯訪問支援事業                     | -  | -  | -  | 6  |
| 親子関係形成支援事業<br>(旧親子関係づくり支援事業)    | -  | -  | -  | 3  |

#### 【課題】

- ・家庭支援事業の実施状況は地域差があり、地域の社会的養育を必要とするこどもへの支援体制は異なっております。

#### 【今後の取組方針】

- ・地域における支援が受けることができるよう、家庭支援事業の実施について、市町村への情報提供や支援体制整備についての助言を行ってまいります。

### ②母子生活支援施設の体制整備・活用促進について

母子生活支援施設は、社会的養護関係施設で唯一、母子が同居しながら支援を受けられるため、様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができ、幅広い活用可能性がある施設です。

#### 【現状】

- ・県内で稼働している母子生活支援施設は2施設です。
- ・母子生活支援施設の職員に対して、研修受講の費用を補助する事業を行っています。

#### 【課題】

- ・入所者数は減少傾向にあり、母子生活支援施設の情報が市町村等の関係機関に十分に行き渡っていないことなどが考えられます。

#### 【今後の取組方針】

- ・母子生活支援施設における支援内容や活用可能性について、市町村や支援が必要な女性に周知・広報啓発を行ってまいります。

【評価指標・数値目標】

○市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率

子ども・子育て支援事業計画における計画と実績から算出する達成率は増加・上昇を目指します。

(単位 %)

| 年度          | 現状  | 目標         |    |    |    |     |     |
|-------------|-----|------------|----|----|----|-----|-----|
|             | R5  | R6         | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 子育て短期支援事業   | 90  | 増加・上昇を目指す。 |    |    |    |     |     |
| 養育支援訪問事業    | 133 |            |    |    |    |     |     |
| 一時預かり事業     | 87  |            |    |    |    |     |     |
| 子育て世帯訪問支援事業 | -   |            |    |    |    |     |     |
| 親子関係形成支援事業  | -   |            |    |    |    |     |     |

○市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

子育て短期支援事業について、委託可能な里親数の増加を含め、実施市町村の増加を目指した取組を行います。

(単位 世帯、箇所)

| 年度          | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|-------------|----|----|----|----|----|-----|-----|
|             | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 里親数         | 3  | 3  | 4  | 5  | 6  | 6   | 7   |
| ファミリーホーム数   | 2  | 2  | 2  | 2  | 3  | 3   | 3   |
| 児童家庭支援センター数 | 0  | 2  | 2  | 2  | 3  | 3   | 3   |

(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

地域における専門的な相談機関として児童家庭支援センターの役割は重要であるため、機能強化、設置促進に向けた県の支援・取組及び市町村との連携体制の整備が必要です。

【現状】

- ・児童家庭支援センター設置数（令和6年11月1日現在）は3カ所です。  
児童家庭支援センター あおば（福島市）  
ほしくま児童家庭支援センター（郡山市）  
白河学園児童家庭支援センター（白河市）
- ・令和6年4月1日～同年9月30日までの間で、児童相談所から市町村・児童家庭支援センター等への指導措置委託件数は0件、児童家庭支援センターへの在宅指導措置委託件数は0件です。

【課題】

- ・児童家庭支援センターは県内の中通り地域のみを設置されており、会津や浜通り地域には設置がありません。
- ・児童家庭支援センターと児童相談所が連携して支援を行う指導委託の実績はない状況であるため、児童家庭支援センターの相談支援の専門性向上を図り、指導委託に対応できる体制とすることが必要です。



【今後の取組方針】

- ・市町村（こども家庭センター等）と児童家庭支援センター、児童相談所との適切な協働により、効果的にこどもや保護者に対する支援を行う体制整備に取り組んでまいります。
- ・指導委託について、児童家庭支援センターに情報提供するとともに、具体的な対応について児童相談所と会議等での意見交換や人材育成に取り組んでまいります。
- ・会津や浜通り地域の社会福祉法人等を対象に、児童家庭支援センターの設置の可能性について情報収集してまいります。

【評価指標・数値目標】

○児童家庭支援センターの設置数

県内の児童家庭支援センターは3箇所、すべて中通り地域に設置されています。会津や浜通り地域においても支援体制が整備できるよう、増加を目指すことを目標とします。  
(単位 箇所)

| 年度  | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|
|     | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 設置数 | 3  | 3  | 3  | 4  | 4  | 5   | 5   |

○児童相談所からの在宅指導措置委託件数

児童相談所からの指導委託は実績がありません。今後、児童家庭支援センター等の関係機関と連携しながら在宅支援に取り組む体制も必要であるため、管轄内に児童家庭支援センターの設置がある児童相談所の対応を目指します。

(単位 件)

| 年度 | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
|    | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 件数 | 0  | 0  | 2  | 2  | 4  | 4   | 4   |

#### 4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

出産後の養育について出産前から相談・支援を行うことが必要な妊婦等やそのこども（以下「特定妊婦等」という。）への支援体制の構築が必要です。国による「虐待による死亡事例検証報告」では、乳児の死亡事例が多くを占め、母が「予期しない妊娠」や「妊婦健診未受診」のケースが多いことが報告されており、特定妊産婦等の支援が児童虐待死亡事例防止に重要であると言えます。

令和4年改正児童福祉法において法律上位置付けられた、生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業について、都道府県がその体制整備や支援を必要とする特定妊婦等への利用勧奨等を通じて着実に支援を届けていくこととされ、事業の整備が必要とされています。

また、助産施設・助産制度の体制整備と周知、市町村との連携等により、支援体制の充実を図ることが求められています。

##### 【現状】

- ・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数は0カ所（令和6年12月1日現在）です。
- ・妊産婦等生活援助事業に関する調査結果では、令和3年度～令和6年10月31日までに市町村が対応している「家庭生活に困難を抱える妊産婦（特定妊婦を含む）」のうち、妊産婦等生活援助事業所を利用することが望ましい、あるいは望ましかったと考えられる妊産婦として、72事例の回答がありました。（令和6年11月 福島県こども未来局児童家庭課 妊産婦等生活援助事業に関する調査結果）
- ・妊産婦等生活援助事業の利用が望ましい、あるいは利用が望ましかったと考える相談・支援内容等として多く挙げられたのは、「出産後の育児・養育相談」が53人、「経済的な支援」が51人、「予期せぬ妊娠など、妊娠・出産についての悩み相談」が35人です。「出産後にこどもを自分で育てられない場合など、代替養育についての相談」の支援が必要であると回答があった事例は22人、「養子縁組希望についての相談」は9人でした。
- ・経済的課題を抱える妊婦の助産制度を担う助産施設は、県内に8か所（4カ所休止中）設置されています。
- ・市町村等の特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修を実施しており、令和5年度は実施回数4回、受講者数164名です。
- ・福島県助産師会に産前・産後支援事業を委託し、電話健康相談、妊婦・母子訪問等を実施しております。また、同団体では、産後ケア（宿泊、日帰り、訪問）などの母子支援活動を実施しております。

##### 【課題】

- ・市町村における特定妊婦等への対応強化が必要です。
- ・生活に困難を抱える特定妊婦等への支援体制の整備や支援の充実に向けた取組が必要です。

【今後の取組方針】

- ・ こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会を通じて把握した特定妊婦等について、市町村が地域生活における支援を適切に実施できるよう、資源についての情報共有や研修実施等を行ってまいります。
- ・ 妊産婦等への生活援助のニーズがある現状を踏まえ、生活に困難を抱える特定妊婦及び乳児に対する支援体制を整備するため、令和7年度から乳児院と連携しながら、妊産婦等生活援助事業を実施してまいります。

●妊産婦等生活援助事業に関する調査

(令和6年11月 福島県こども未来局児童家庭課調査)

令和3年度～令和6年10月31日までに県内の市町村が関わっている「家庭生活に困難を抱える妊産婦（特定妊婦を含む）」のうち、妊産婦等生活援助事業所を利用することが望ましい、あるいは望ましかったと考えられる方についての調査を実施しました。

利用について該当があった市町村数：30 事例数：72

○「家庭生活に困難を抱える妊産婦」としての関わりを開始した時点の妊産婦等の年齢区分

(単位 人)

|         |    |
|---------|----|
| 16～20 歳 | 7  |
| 21～25 歳 | 16 |
| 26～30 歳 | 19 |
| 31～35 歳 | 16 |
| 36～40 歳 | 7  |
| 41～45 歳 | 7  |
| 計（事例数）  | 72 |

○出産人数（該当の出産は、何人目の出産にあたるか）

平均 2.7 人目

○妊産婦の家庭の状況等について（複数回答）（単位 人）

|    |                         |    |
|----|-------------------------|----|
| 1  | 親がいない                   | 5  |
| 2  | 親はいるが頼ることができない          | 38 |
| 3  | 住む家がない                  | 4  |
| 4  | 転居を繰り返している              | 9  |
| 5  | 家はあるが住むことができない（不衛生等）    | 3  |
| 6  | 妊婦健診・出産の費用がない           | 29 |
| 7  | 収入がない、または少なく、生活費が不足している | 64 |
| 8  | 無職                      | 32 |
| 9  | 親の介護を担っている              | 2  |
| 10 | 親や親族からの虐待               | 6  |
| 11 | 配偶者やパートナーからの DV         | 10 |
| 12 | 家庭内不和                   | 25 |
| 13 | こどもに持病や障がいがある           | 11 |
| 14 | 妊産婦からこどもへの虐待歴がある        | 6  |
| 15 | その他                     | 14 |

○妊産婦等生活援助事業の利用が望ましい、あるいは利用が望ましかったと考える相談・支援内容等について（複数回答）（単位 人）

|    |                                   |    |
|----|-----------------------------------|----|
| 1  | 予期せぬ妊娠など、妊娠・出産についての悩み相談           | 35 |
| 2  | 緊急避妊薬や妊娠・出産等に係る多様な選択肢についての情報提供    | 21 |
| 3  | 通院先や分娩場所に係る相談                     | 19 |
| 4  | 妊娠の届出や出生届等、行政手続きの同行支援             | 17 |
| 5  | 出産後にこどもを自分で育てられない場合など、代替養育についての相談 | 22 |
| 6  | 養子縁組の希望についての相談                    | 9  |
| 7  | 入居による住まいや食事の提供等の生活支援              | 17 |
| 8  | 通いによる居場所や食事の提供等の生活支援              | 14 |
| 9  | 出産後の育児・養育相談                       | 53 |
| 10 | 金銭管理等の支援                          | 26 |
| 11 | 経済的な支援                            | 51 |
| 12 | カウンセリングなどの心理的なケア                  | 27 |
| 13 | 配偶者からの暴力や養育費、金銭・契約トラブル等に係る法律相談    | 11 |
| 14 | 医療機関受診の同行支援                       | 24 |
| 15 | 求人案内の情報提供や公共職業安定所の利用等への同行などの就労支援  | 16 |
| 16 | 出産後の住まいの確保に関する相談                  | 16 |
| 17 | 家事などの日常生活上の援助                     | 26 |
| 18 | その他                               | 3  |

【評価指標・数値目標】

○妊産婦等生活援助事業の実施事業所数

現在、妊産婦等生活援助事業の実施はありませんが、生活に困難を抱える特定妊婦等への支援体制の整備や支援の充実に向け、妊産婦等生活援助事業を実施してまいります。

(単位 箇所)

| 年度   | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|------|----|----|----|----|----|-----|-----|
|      | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 事業所数 | 0  | 0  | 1  | 1  | 1  | 1   | 1   |

○助産施設の設置数

助産施設については、8箇所設置されていますが4箇所休止しており、今後の動向に注視が必要です。当面は現状の体制を維持することを目標とします。

(単位 箇所)

| 年度  | 現状   | 目標   |      |      |      |      |      |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|
|     | R5   | R6   | R7   | R8   | R9   | R10  | R11  |
| 設置数 | 8    | 8    | 8    | 8    | 8    | 8    | 8    |
|     | 休止 4 | 休止 4 | 休止 4 | 休止 4 | 休止 4 | 休止 4 | 休止 4 |

○特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数

母子保健関係職員に対する研修を実施しており、今後も同等の実施回数を維持してまいります。

(単位 回、人)

| 年度   | 現状  | 目標  |     |     |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|      | R5  | R6  | R7  | R8  | R9  | R10 | R11 |
| 実施回数 | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   |
| 受講者数 | 164 | 164 | 164 | 164 | 164 | 164 | 164 |

## 5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

里親等委託推進や、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を検討するため、こどもを保護者と分離し、児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームで養育する代替養育を必要とするこども数の見込みについて、近年のこどもをとりまく状況を踏まえて算出します。

### (1) 福島県のこどもの人口に占める代替養育を必要とするこども数

- ・児童福祉法の対象は18歳未満ですが、継続して支援を必要とする場合は20歳まで代替養育の措置の対象とすることができるため、20歳未満の人口に代替養育を受けているこども数の占める割合を計算しました。
- ・代替養育を受けているこども数（表4）は、20歳未満人口の減少に伴い減少傾向が見られるものの、20歳未満人口に占める割合についてはわずかに増加傾向にあり、令和5年度については0.155%、令和元年度から5年度の平均は0.148%で、平成25年度から平成30年度までの平均0.138%を上回っています。
- ・将来的な人口推計から代替養育を必要とするこども数を試算すると、人口減少に伴い令和32年には210人まで減少（表5）する見込みです。
- ・しかし、直近の代替養育を受けているこども数（令和6年10月1日現在）は395人に増加し、人口に占める割合も0.152%と増えています（表6）。
- ・したがって、代替養育を必要とするこども数は、こどもの人口減少に伴う減少は見られますが、こどもをとりまく社会情勢の影響を勘案して見込む必要があると考えられます。

表4 福島県の20歳未満人口に占める代替養育を受けているこども数 (単位 人、%)

| 年度                          | H25     | H26     | H27     | H28     | H29     | H30     | 平均<br>H25～30 |
|-----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------------|
| 代替養育<br>こども数<br>(A) ※1      | 493     | 465     | 420     | 423     | 419     | 446     | 445          |
| 割合(A/B)<br>(%)              | 0.143%  | 0.138%  | 0.132%  | 0.134%  | 0.135%  | 0.147%  | 0.138%       |
| 20歳未満<br>人口<br>(B) ※2       | 345,109 | 338,100 | 318,564 | 315,888 | 309,737 | 302,412 | 321,635      |
| 20歳未満<br>人口<br>対平成25<br>年度比 | —       | 97%     | 92%     | 91%     | 89%     | 87%     | 93%          |

| 年度                          | R元      | R2      | R3      | R4      | R5※3    | 平均<br>R元～5 |
|-----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|------------|
| 代替養育<br>こども数<br>(A) ※1      | 453     | 447     | 406     | 393     | 411     | 422        |
| 割合(A/B)<br>(%)              | 0.154%  | 0.156%  | 0.145%  | 0.144%  | 0.155%  | 0.148%     |
| 20歳未満<br>人口<br>(B) ※2       | 294,976 | 285,733 | 280,390 | 272,844 | 264,952 | 283,552    |
| 20歳未満<br>人口<br>対平成25<br>年度比 | 85%     | 82%     | 81%     | 79%     | 76%     | 82%        |
| 20歳未満<br>人口<br>対令和元<br>年度比  | —       | 96%     | 95%     | 92%     | 89%     | 96%        |

※1 各年度3月1日の代替養育の措置を受けているこども数。

※2 「福島県の推計人口(福島県現住人口調査結果)」より引用。

※3 令和5年度は速報値。

表5 福島県の20歳未満人口に占める代替養育を必要とするこども数の推計（単位 人）

| 年                      | R7      | R12     | R17     | R22     | R27     | R32     |
|------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 代替養育<br>こども数<br>(A) ※1 | 368     | 324     | 286     | 255     | 233     | 210     |
| 20歳<br>未満人口<br>(B) ※2  | 248,193 | 218,742 | 192,987 | 172,172 | 157,533 | 141,903 |

※1 (B)に令和元～5年度の福島県の20歳未満人口に占める代替養育を受けているこどもの平均割合0.148%（表4の割合）を乗じた数

※2 「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）」より引用

表6 直近の代替養育を受けているこども数（令和6年10月1日現在）（単位 人）

|                | R6.10.1 現在 |
|----------------|------------|
| 代替養育こども数（A）    | 395        |
| 20歳未満人口（B）※1   | 259,346    |
| 割合(A/B) (%) ※2 | 0.152%     |

※1 令和6年10月1日の代替養育の措置を受けているこども数。

※2 「福島県の推計人口（福島県現住人口調査結果）」より引用。

## （2）近年の児童虐待相談対応件数の状況

- ・児童相談所における養護相談のうち、令和5年度の虐待相談対応件数は、平成25年度と比較して令和5年度は約6.5倍と著しく増加しております。令和元年度以降は高止まりの状況で、令和4年度においては過去最多の2,256件となっております（表7）。
- ・市町村で設置する要保護児童対策地域協議会に登録されているケース数は、平成26年度は711件、令和5年度は2,114件で約3倍に増加しています。（表8）
- ・虐待相談対応件数は著しく増加しており、安全確保や親子関係再構築のために保護され、代替養育につながる可能性のあるこどもが増えていると考えられる状況です。



表 7 児童相談所における養護相談対応件数

| 年度            | H25          | H26          | H27          | H28          | H29          | H30          |
|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 養護（虐待）        | 294          | 394          | 529          | 956          | 1,177        | 1,549        |
| 前年比           | －            | 134%         | 134%         | 181%         | 123%         | 132%         |
| 対 H25 年度比     | －            | 134%         | 180%         | 325%         | 400%         | 527%         |
| 養護（その他）※1     | 988          | 932          | 982          | 1,063        | 1,057        | 1,275        |
| 前年比           | －            | 94%          | 105%         | 108%         | 99%          | 121%         |
| 対 H25 年度比     | －            | 94%          | 99%          | 108%         | 107%         | 129%         |
| <b>養護（合計）</b> | <b>1,282</b> | <b>1,326</b> | <b>1,511</b> | <b>2,019</b> | <b>2,234</b> | <b>2,824</b> |
| 前年比           | －            | 103%         | 114%         | 134%         | 111%         | 126%         |
| 対 H25 年度比     | －            | 103%         | 118%         | 157%         | 174%         | 220%         |

| 年度            | R 元          | R2           | R3           | R4           | R5           |
|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 養護（虐待）        | 2,024        | 1,871        | 1,985        | 2,256        | 1,908        |
| 前年比           | 131%         | 92%          | 106%         | 114%         | 87%          |
| 対 H25 年度比     | 688%         | 636%         | 675%         | 767%         | 648%         |
| 対 R 元年度比      | －            | 92%          | 98%          | 111%         | 94%          |
| 養護（その他）※1     | 1,466        | 2,004        | 1,810        | 1,932        | 2,357        |
| 前年比           | 115%         | 137%         | 90%          | 107%         | 121%         |
| 対 H25 年度比     | 148%         | 202%         | 183%         | 195%         | 238%         |
| 対 R 元年度比      | －            | 137%         | 123%         | 131%         | 160%         |
| <b>養護（合計）</b> | <b>3,490</b> | <b>3,875</b> | <b>3,795</b> | <b>4,188</b> | <b>4,265</b> |
| 前年比           | 124%         | 111%         | 98%          | 110%         | 101%         |
| 対 H25 年度比     | 272%         | 302%         | 296%         | 326%         | 332%         |
| 対 R 元年度比      | －            | 111%         | 108%         | 120%         | 121%         |

（注）「福祉行政報告例」より。令和 5 年度は速報値。

※1 養護（その他）は保護者の死亡、入院、離婚、家出・失踪等による養育困難や迷子、養子縁組等、児童虐待以外のこどもの養育に関する相談。

表 8 要保護児童対策地域協議会に登録されているケース数

(平成 26 年度から平成 30 年度は各年度 4 月 1 日時点、令和元年度から令和 5 年度は各年度 3 月 31 日時点)

(単位 件)

| 年度        |         | H26 | H27  | H28  | H29  | H30  |
|-----------|---------|-----|------|------|------|------|
| 事由        | 児童虐待    | 331 | 394  | 520  | 582  | 536  |
|           | 養護相談    | 131 | 171  | 188  | 286  | 366  |
|           | 障害相談    | 88  | 121  | 129  | 166  | 141  |
|           | 保健相談    | 24  | 23   | 30   | 18   | 28   |
|           | 非行      | 6   | 16   | 6    | 12   | 13   |
|           | 不登校・いじめ | 89  | 71   | 90   | 90   | 102  |
|           | 生活困窮    | 14  | 27   | 18   | 34   | 30   |
|           | 不明      | 1   | 0    | 1    | 0    | 1    |
|           | その他     | 27  | 40   | 30   | 61   | 57   |
| 合計        |         | 711 | 863  | 1012 | 1249 | 1274 |
| 対前年比      |         | -   | 121% | 117% | 123% | 102% |
| 対 H26 年度比 |         | -   | 121% | 142% | 176% | 179% |

(注) 平成 30 年 10 月福島県こども未来局児童家庭課調査。

| 年度        |                 | R 元   | R2     | R3     | R4     | R5     |
|-----------|-----------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 事由        | 児童虐待            | 818   | 907    | 903    | 938    | 969    |
|           | 養護相談            | 751   | 759    | 742    | 708    | 774    |
|           | 障害相談            | 201   | 201    | 211    | 185    | 180    |
|           | 保健相談            | 19    | 15     | 6      | 13     | 13     |
|           | 非行              | 29    | 10     | 14     | 11     | 12     |
|           | 不登校・いじめ         | 46    | 45     | 39     | 28     | 42     |
|           | 生活困窮            | 4     | 9      | 16     | 18     | 26     |
|           | 不明              | 0     | 0      | 0      | 0      | 0      |
|           | その他             | 28    | 37     | 29     | 23     | 50     |
| 再掲        | 上記のうち<br>特定妊婦の数 | 44    | 46     | 42     | 37     | 48     |
| 合計        |                 | 1,940 | 2,029  | 2,002  | 1,961  | 2,114  |
| 前年度比      |                 | -     | 104.6% | 98.7%  | 98.0%  | 107.8% |
| 対 H26 年度比 |                 | 275%  | 285%   | 281%   | 275%   | 297%   |
| R 元年度比    |                 | -     | 104.6% | 103.2% | 101.1% | 109.0% |

(注) 令和 6 年 10 月福島県こども未来局児童家庭課調査。

### (3) 児童相談所における一時保護の状況

- ・児童相談所で一時保護されるこども数の全体（一時保護所、一時保護委託）は、平成 25 年度と比較して令和 5 年度は約 2 倍となり、著しく増加しており、令和元年度には過去最多の 556 人となり、その後は 500 件弱で高止まりの状況です。
- ・一時保護所における一時保護については、令和 5 年度においては平成 25 年度の約 2 倍に増加しており、過去最多の 377 件となっております（表 9）。
- ・一時保護委託は、令和元年度に 193 人と過去最多となり、その後は減少傾向にあります。が、平成 25 年度の 49 人と比べて 2～3 倍に増加しており、一時保護に占める一時保護委託の割合は高くなっております。
- ・一時保護後に代替養育を受けたこどもの割合は 2 割前後で推移し、令和元～5 年度の平均で、一時保護のこども数 467 人のうち 102 人、割合は 22%です。（表 10）

表 9 一時保護のこども数 (単位 人)

| 年度         | H25        | H26        | H27        | H28        | H29        | H30        |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 一時保護所      | 193        | 227        | 222        | 241        | 266        | 329        |
| 前年比        | －          | 118%       | 98%        | 109%       | 110%       | 124%       |
| 対 H25 年度比  | －          | 118%       | 115%       | 125%       | 138%       | 171%       |
| 一時保護委託     | 49         | 74         | 57         | 126        | 142        | 164        |
| 前年比        | －          | 151%       | 77%        | 221%       | 113%       | 116%       |
| 対 H25 年度比  | －          | 151%       | 116%       | 257%       | 290%       | 335%       |
| <b>合 計</b> | <b>242</b> | <b>301</b> | <b>279</b> | <b>367</b> | <b>408</b> | <b>493</b> |
| 前年比        | －          | 124%       | 93%        | 132%       | 111%       | 121%       |
| 対 H25 年度比  | －          | 124%       | 115%       | 152%       | 169%       | 204%       |

| 年度         | R 元        | R2         | R3         | R4         | R 5        |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 一時保護所      | 371        | 329        | 349        | 345        | 377        |
| 前年比        | 113%       | 89%        | 106%       | 99%        | 109%       |
| 対 H25 年度比  | 192%       | 171%       | 181%       | 179%       | 195%       |
| 対 R 元年度比   | －          | 88.7%      | 94%        | 92%        | 101%       |
| 一時保護委託     | 193        | 161        | 135        | 128        | 111        |
| 前年比        | 118%       | 83%        | 84%        | 95%        | 87%        |
| 対 H25 年度比  | 394%       | 329%       | 276%       | 261%       | 227%       |
| 対 R 元年度比   | －          | 83.4%      | 69%        | 66%        | 57%        |
| <b>合 計</b> | <b>556</b> | <b>490</b> | <b>484</b> | <b>473</b> | <b>488</b> |
| 前年比        | 113%       | 88%        | 99%        | 98%        | 103%       |
| 対 H25 年度比  | 230%       | 203%       | 200%       | 196%       | 202%       |
| 対 R 元年度比   | －          | 88.1%      | 87%        | 85%        | 87%        |

(注)「福祉行政報告例」より。前年度継続の一時保護こども数を含む。令和 5 年度は速報値。

表 10 一時保護解除後の対応状況

(単位 人)

|                                            | R 元 | R2  | R3  | R4  | R5  | R 元～5<br>平均 |
|--------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------------|
| 児童福祉施設入所                                   | 75  | 63  | 76  | 67  | 64  | 69          |
| 里親委託                                       | 47  | 45  | 31  | 16  | 26  | 33          |
| 他の児童相談所・機関に移送                              | 15  | 23  | 32  | 29  | 22  | 24          |
| 家庭裁判所送致                                    | 1   | 1   | 3   | 4   | 1   | 2           |
| 帰宅                                         | 298 | 275 | 259 | 263 | 286 | 276         |
| その他                                        | 83  | 55  | 49  | 68  | 56  | 62          |
| 計                                          | 519 | 462 | 450 | 447 | 455 | 467         |
| 児童福祉施設・里親委託合計<br>＝一時保護解除後に代替養育<br>を受けたこども数 | 122 | 108 | 107 | 83  | 90  | 102         |
| 一時保護解除後に代替養育<br>を受けたこどもの割合                 | 24% | 23% | 24% | 19% | 20% | 22%         |

(注)「福祉行政報告例」より。前年度継続の一時保護こども数を含む。年度末継続保護は含まない。令和5年度は速報値。

#### (4) 代替養育を現に受けているこども数の状況

- ・代替養育を現に受けているこどもの数は、平成25年度から、一時的な増加はあるものの、全体的に減少傾向にあります。(表11)
- ・代替養育の種類別では、乳児院や児童養護施設のこども数は大きく減少し、里親やファミリーホームに委託されるこどもの数は増加しています。

表 11 代替養育を受けているこども数の状況 (各年度3月1日現在)

(単位 人)

| 年度        | H25 | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  |
|-----------|-----|------|------|------|------|------|
| 乳児院       | 22  | 15   | 12   | 10   | 12   | 10   |
| 前年比       | －   | 68%  | 80%  | 83%  | 120% | 83%  |
| 対 H25 年度比 | －   | 68%  | 55%  | 45%  | 55%  | 45%  |
| 児童養護施設    | 392 | 379  | 340  | 329  | 316  | 328  |
| 前年比       | －   | 97%  | 90%  | 97%  | 96%  | 103% |
| 対 H25 年度比 | －   | 97%  | 87%  | 84%  | 81%  | 83%  |
| 里親        | 75  | 64   | 62   | 73   | 78   | 91   |
| 前年比       | －   | 85%  | 97%  | 118% | 107% | 116% |
| 対 H25 年度比 | －   | 85%  | 83%  | 97%  | 104% | 121% |
| ファミリーホーム  | 4   | 7    | 6    | 11   | 13   | 17   |
| 前年比       | －   | 175% | 86%  | 183% | 118% | 130% |
| 対 H25 年度比 | －   | 175% | 150% | 275% | 325% | 425% |
| 全体 (合計)   | 493 | 465  | 420  | 423  | 419  | 446  |
| 前年比       | －   | 94%  | 90%  | 101% | 99%  | 106% |
| 対 H25 年度比 | －   | 94%  | 85%  | 86%  | 85%  | 90%  |

| 年度            | R 元        | R2         | R3         | R4         | R5         | R6. 10. 1<br>現在 |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------------|
| 乳児院           | 9          | 8          | 10         | 6          | 6          | 7               |
| 前年比           | 90%        | 88%        | 125%       | 60%        | 100%       | 116%            |
| 対 H25 年度比     | 40%        | 36%        | 45%        | 27%        | 27%        | 31%             |
| 対 R 元年度比      | －          | 88%        | 111%       | 66%        | 66%        | 77%             |
| 児童養護施設        | 324        | 302        | 273        | 263        | 260        | 260             |
| 前年比           | 98%        | 93%        | 90%        | 96%        | 98%        | 100%            |
| 対 H25 年度比     | 82%        | 77%        | 69%        | 67%        | 66%        | 66%             |
| 対 R 元年度比      | －          | 93%        | 84%        | 81%        | 80%        | 80%             |
| 里親            | 103        | 116        | 98         | 99         | 104        | 105             |
| 前年比           | 113%       | 112%       | 84%        | 101%       | 105%       | 101%            |
| 対 H25 年度比     | 137%       | 154%       | 130%       | 132%       | 138%       | 140%            |
| 対 R 元年度比      | －          | 112%       | 95%        | 96%        | 101%       | 101%            |
| ファミリーホーム      | 17         | 21         | 25         | 25         | 30         | 25              |
| 前年比           | 100%       | 123%       | 119%       | 100%       | 120%       | 83%             |
| 対 H25 年度比     | 425%       | 525%       | 625%       | 625%       | 750%       | 625%            |
| 対 R 元年度比      | －          | 123%       | 147%       | 147%       | 176%       | 147%            |
| <b>全体（合計）</b> | <b>453</b> | <b>447</b> | <b>406</b> | <b>393</b> | <b>400</b> | <b>397</b>      |
| 前年比           | 101%       | 98%        | 90%        | 96%        | 101%       | 99%             |
| 対 H25 年度比     | 91%        | 90%        | 82%        | 79%        | 81%        | 80%             |
| 対 R 元年度比      | －          | 98%        | 89%        | 86%        | 88%        | 87%             |

（注）各年度、措置されているこども数が最大数となる 3 月 1 日付けのこども数を計上。  
直近の状況として令和 6 年 10 月 1 日現在のこども数を計上。

表 12 年齢別里親等委託率 (各年度末)

(単位 %)

| 年度      | H25  | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  |
|---------|------|------|------|------|------|------|
| 3歳未満    | 27.9 | 34.3 | 25.0 | 48.5 | 53.8 | 71.4 |
| 3歳から就学前 | 22.4 | 23.5 | 26.3 | 22.7 | 30.3 | 33.3 |
| 学童期以降   | 14.4 | 13.7 | 16.2 | 17.3 | 17.8 | 17.8 |
| 全体      | 16.7 | 16.6 | 18.2 | 20.8 | 22.3 | 24.9 |

| 年度      | R 元  | R2   | R3   | R4   | R5   |
|---------|------|------|------|------|------|
| 3歳未満    | 69.2 | 67.6 | 59.1 | 73.9 | 84.0 |
| 3歳から就学前 | 42.6 | 60.6 | 63.5 | 64.3 | 66.7 |
| 学童期以降   | 19.7 | 19.0 | 22.2 | 22.0 | 23.5 |
| 全体      | 28.0 | 30.5 | 31.4 | 31.6 | 32.7 |

(注) 里親等委託率：乳児院及び児童養護施設に入所措置されているこども及び里親及びファミリーホームに委託されているこどもの合計数に占める里親及びファミリーホームに委託されているこども数の割合

表 13 東日本大震災による遺児・孤児の里親委託数

(単位 人)

| 年度               | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 震災遺児・孤児<br>里親委託数 | 10  | 9   | 9   | 9   | 8   |

| 年度               | H30 | R 元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|------------------|-----|-----|----|----|----|----|
| 震災遺児・孤児<br>里親委託数 | 6   | 6   | 4  | 2  | 2  | 1  |

### (5) 代替養育への新規措置の状況

- ・新たに代替養育を受けたこども数は、年によって増減はありますが、全体的に新規入所数は減っている状況です。（表 14）。
- ・代替養育の種類別では、児童養護施設や乳児院の新規措置の比率は特に低くなっており、里親やファミリーホームについても新規措置は減少していますが、比較的緩やかな減少となっています（表 14）。

表 14 代替養育を新規に受けたこども数 (単位 人)

| 年度            | H25        | H26       | H27       | H28        | H29       | H30        |
|---------------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|
| 乳児院           | 11         | 9         | 10        | 11         | 5         | 13         |
| 前年比           | -          | 82%       | 111%      | 110%       | 45%       | 260%       |
| 対 H25 年度比     | -          | 82%       | 91%       | 100%       | 45%       | 118%       |
| 児童養護施設        | 61         | 62        | 42        | 62         | 55        | 58         |
| 前年比           | -          | 102%      | 68%       | 148%       | 89%       | 105%       |
| 対 H25 年度比     | -          | 102%      | 69%       | 102%       | 90%       | 95%        |
| 里親            | 29         | 17        | 16        | 33         | 26        | 39         |
| 前年比           | -          | 59%       | 94%       | 206%       | 79%       | 150%       |
| 対 H25 年度比     | -          | 59%       | 55%       | 114%       | 90%       | 134%       |
| ファミリーホーム      | 2          | 4         | 3         | 6          | 4         | 7          |
| 前年比           | -          | 200%      | 75%       | 200%       | 67%       | 175%       |
| 対 H25 年度比     | -          | 200%      | 150%      | 300%       | 200%      | 350%       |
| <b>全体（合計）</b> | <b>103</b> | <b>92</b> | <b>71</b> | <b>112</b> | <b>90</b> | <b>117</b> |
| 前年比           | -          | 89%       | 77%       | 158%       | 80%       | 130%       |
| 対 H25 年度比     | -          | 89%       | 69%       | 109%       | 87%       | 114%       |

| 年度            | R 元       | R2        | R3        | R4        | R5        | R6. 10. 1<br>現在 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| 乳児院           | 9         | 11        | 7         | 5         | 3         | 8               |
| 前年比           | 47%       | 122%      | 64%       | 71%       | 60%       | 266%            |
| 対 H25 年度比     | 81%       | 100%      | 63%       | 45%       | 27%       | 72%             |
| 対 R 元年度比      | －         | 122%      | 77%       | 55%       | 33%       | 88%             |
| 児童養護施設        | 43        | 31        | 37        | 44        | 44        | 16              |
| 前年比           | 74%       | 72%       | 119%      | 119%      | 100%      | 36%             |
| 対 H25 年度比     | 70%       | 50%       | 60%       | 72%       | 72%       | 26%             |
| 対 R 元年度比      | －         | 72%       | 86%       | 102%      | 102%      | 37%             |
| 里親            | 39        | 44        | 22        | 19        | 31        | 20              |
| 前年比           | 100%      | 113%      | 50%       | 86%       | 163%      | 64%             |
| 対 H25 年度比     | 134%      | 151%      | 75%       | 65%       | 106%      | 68%             |
| 対 R 元年度比      | －         | 113%      | 56%       | 48%       | 79%       | 51%             |
| ファミリーホーム      | 6         | 8         | 7         | 3         | 7         | 1               |
| 前年比           | 86%       | 133%      | 88%       | 43%       | 233%      | 14%             |
| 対 H25 年度比     | 300%      | 400%      | 350%      | 150%      | 350%      | 50%             |
| 対 R 元年度比      | －         | 133%      | 116%      | 50%       | 116%      | 16%             |
| <b>全体（合計）</b> | <b>97</b> | <b>94</b> | <b>73</b> | <b>71</b> | <b>85</b> | <b>45</b>       |
| 前年比           | 83%       | 97%       | 78%       | 97%       | 120%      | 52%             |
| 対 H25 年度比     | 94%       | 91%       | 70%       | 68%       | 82%       | 43%             |
| 対 R 元年度比      | －         | 97%       | 75%       | 73%       | 87%       | 46%             |

（注）「福祉行政報告例」より各年度末の状況。令和 5 年度は速報値。



#### (6) 代替養育からの解除の状況

- ・代替養育から解除されるこども数は各年度により増減がありますが、こどもの個別の状況に応じて代替養育からの解除を判断するため、年度毎に変化すると考えられます（表 15）。
- ・家庭復帰したこども数は、令和 2 年度の 57 人をピークに減少傾向にあります（表 16）。
- ・養子縁組の成立によって代替養育から解除されるケース数は、普通養子縁組は過去 5 年間で 0 人、特別養子縁組は年度により増減があります（表 16）。
- ・令和 3～5 年度に児童養護施設を退所した 259 人のうち、42.4%が 3 年未満で退所しています。3 年未満での退所理由は、家庭復帰が 47 人で最も多く、里親委託となったこどもも 11 人おり、家庭での養育に移行しております。3～6 年未満での退所理由は、社会的自立が最多で 29 人、次いで家庭復帰が 22 人です（表 17、図 1）。児童養護施設入所後、3 年以上経過すると、退所する割合が低下し、さらに家庭での養育への移行も減少する傾向にあります。

表 15 代替養育から解除されるケース数 (単位 人、%)

| 年度        | H25 | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  |
|-----------|-----|------|------|------|------|------|
| 乳児院       | 14  | 16   | 12   | 12   | 3    | 16   |
| 前年比       | -   | 114% | 75%  | 100% | 25%  | 53%  |
| 対 H25 年度比 | -   | 114% | 86%  | 86%  | 21%  | 114% |
| 児童養護施設    | 60  | 82   | 87   | 50   | 62   | 43   |
| 前年比       | -   | 137% | 106% | 57%  | 124% | 69%  |
| 対 H25 年度比 | -   | 137% | 145% | 83%  | 103% | 72%  |
| 里親        | 21  | 22   | 19   | 16   | 19   | 19   |
| 前年比       | -   | 105% | 86%  | 84%  | 119% | 100% |
| 対 H25 年度比 | -   | 105% | 90%  | 76%  | 90%  | 90%  |
| ファミリーホーム  | 2   | 1    | 2    | 3    | 1    | 4    |
| 前年比       | -   | 50%  | 200% | 150% | 33%  | 400% |
| 対 H25 年度比 | -   | 50%  | 100% | 150% | 50%  | 200% |
| 合計        | 97  | 121  | 120  | 81   | 85   | 82   |
| 前年比       | -   | 125% | 99%  | 68%  | 105% | 96%  |
| 対 H25 年度比 | -   | 125% | 124% | 84%  | 88%  | 85%  |

| 年度        | R 元       | R2         | R3        | R4        | R5        |
|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 乳児院       | 8         | 11         | 7         | 6         | 6         |
| 前年比       | 50%       | 138%       | 64%       | 86%       | 100%      |
| 対 H25 年度比 | 57%       | 79%        | 50%       | 43%       | 43%       |
| 児童養護施設    | 53        | 55         | 59        | 46        | 33        |
| 前年比       | 123%      | 104%       | 107%      | 78%       | 72%       |
| 対 H25 年度比 | 88%       | 92%        | 98%       | 77%       | 55%       |
| 里親        | 18        | 34         | 26        | 16        | 20        |
| 前年比       | 95%       | 189%       | 76%       | 62%       | 125%      |
| 対 H25 年度比 | 86%       | 162%       | 124%      | 76%       | 96%       |
| ファミリーホーム  | 5         | 2          | 5         | 3         | 3         |
| 前年比       | 125%      | 40%        | 250%      | 60%       | 100%      |
| 対 H25 年度比 | 250%      | 100%       | 250%      | 150%      | 150%      |
| <b>合計</b> | <b>84</b> | <b>102</b> | <b>97</b> | <b>71</b> | <b>62</b> |
| 前年比       | 102%      | 121%       | 95%       | 73%       | 88%       |
| 対 H25 年度比 | 87%       | 105%       | 100%      | 73%       | 64%       |

(注)「福祉行政報告例」より各年度末の状況。令和 5 年度は速報値。

表 16 家庭復帰や親族養育等への移行、養子縁組の成立によって代替養育から解除されるこ  
どもの状況 (単位 人、%)

| 年度        | R 元       | R2        | R3        | R4        | R5        |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 家庭復帰      | 41        | 57        | 48        | 35        | 23        |
| 前年比       | 93%       | 139%      | 84%       | 72%       | 65%       |
| 対 R 元年度比  | －         | 139%      | 117%      | 85%       | 56%       |
| 特別養子縁組    | 9         | 9         | 8         | 6         | 11        |
| 前年比       | 150%      | 100%      | 88%       | 75%       | 183%      |
| 対 R 元年度比  | －         | 100%      | 88%       | 66%       | 122%      |
| 普通養子縁組    | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 前年比       | 0%        | 0%        | 0%        | 0%        | 0%        |
| 対 R 元年度比  | －         | 0%        | 0%        | 0%        | 0%        |
| <b>合計</b> | <b>50</b> | <b>66</b> | <b>56</b> | <b>41</b> | <b>34</b> |
| 前年比       | 100%      | 132%      | 84%       | 73%       | 82%       |
| 対 R 元年度比  | －         | 132%      | 112%      | 82%       | 68%       |

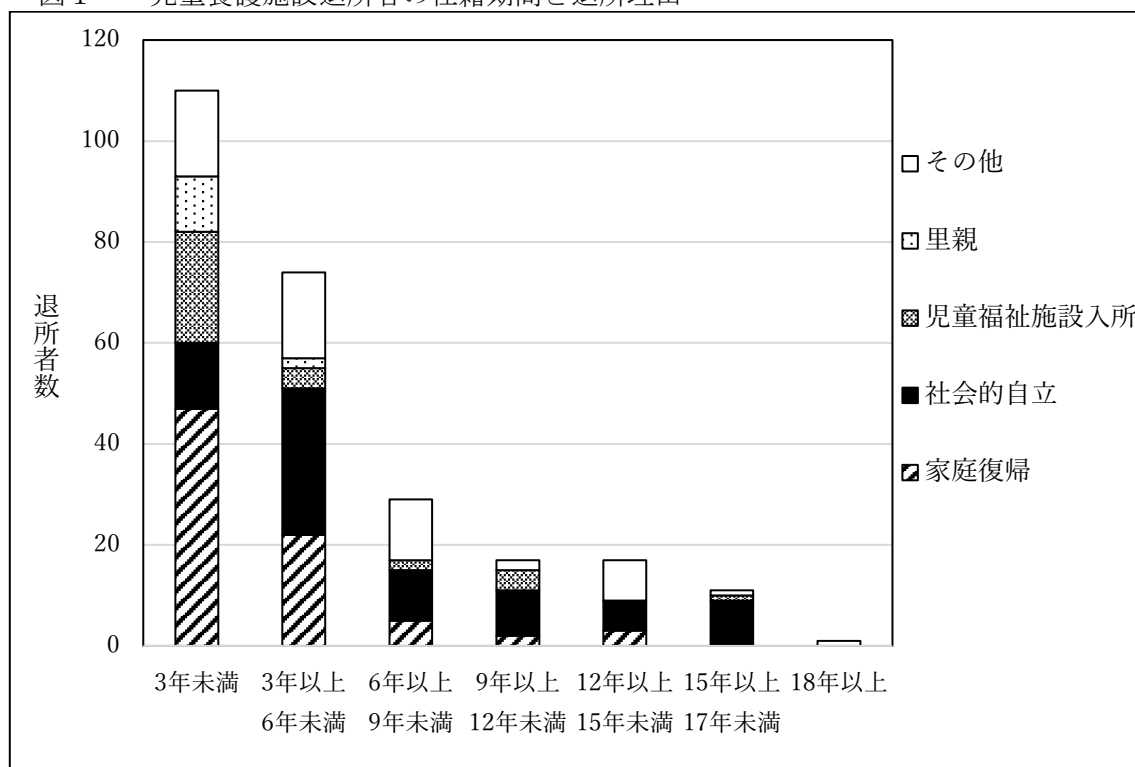
(注)「福祉行政報告例」より各年度末の状況。令和 5 年度は速報値。

表 17 児童養護施設退所者の在籍期間と退所理由（令和 3 年度から令和 5 年度）（単位 人）

|                  | 家庭復帰 | 社会的自立 | 児童福祉施設入所 | 里親  | その他  | 合計  | 割合 (%) |
|------------------|------|-------|----------|-----|------|-----|--------|
| 3 年未満            | 47   | 13    | 22       | 11  | 17   | 110 | 42.4   |
| 3 年以上<br>6 年未満   | 22   | 29    | 4        | 2   | 17   | 74  | 28.5   |
| 6 年以上<br>9 年未満   | 5    | 10    | 2        | 0   | 12   | 29  | 11.1   |
| 9 年以上<br>12 年未満  | 2    | 9     | 4        | 0   | 2    | 17  | 6.5    |
| 12 年以上<br>15 年未満 | 3    | 6     | 0        | 0   | 8    | 17  | 6.5    |
| 15 年以上<br>17 年未満 | 0    | 9     | 1        | 0   | 1    | 11  | 4.2    |
| 18 年以上           | 0    | 0     | 0        | 0   | 1    | 1   | 0.3    |
| 合計               | 79   | 76    | 33       | 13  | 58   | 259 |        |
| 割合 (%)           | 30.5 | 29.3  | 12.7     | 5.0 | 22.3 |     |        |

※割合については小数点第二位を切り捨てているため、総数が 100% となりません。

図 1 児童養護施設退所者の在籍期間と退所理由



### (7) 20歳未満人口、代替養育こども数、一時保護のこども数の推移

- ・代替養育こども数は20歳未満人口減少に伴い減少傾向にはありますが、令和3年度からは横ばいの状況です。また、児童相談所で一時保護されるこども数は、平成25年度と比較して令和5年度は約2倍となり、著しく増加しており、令和元年度には過去最多の556人となり、その後は500件弱で高止まりの状況です。(表18、図2)

表18 20歳未満人口、代替養育こども数、一時保護のこども数の推移(単位 人)

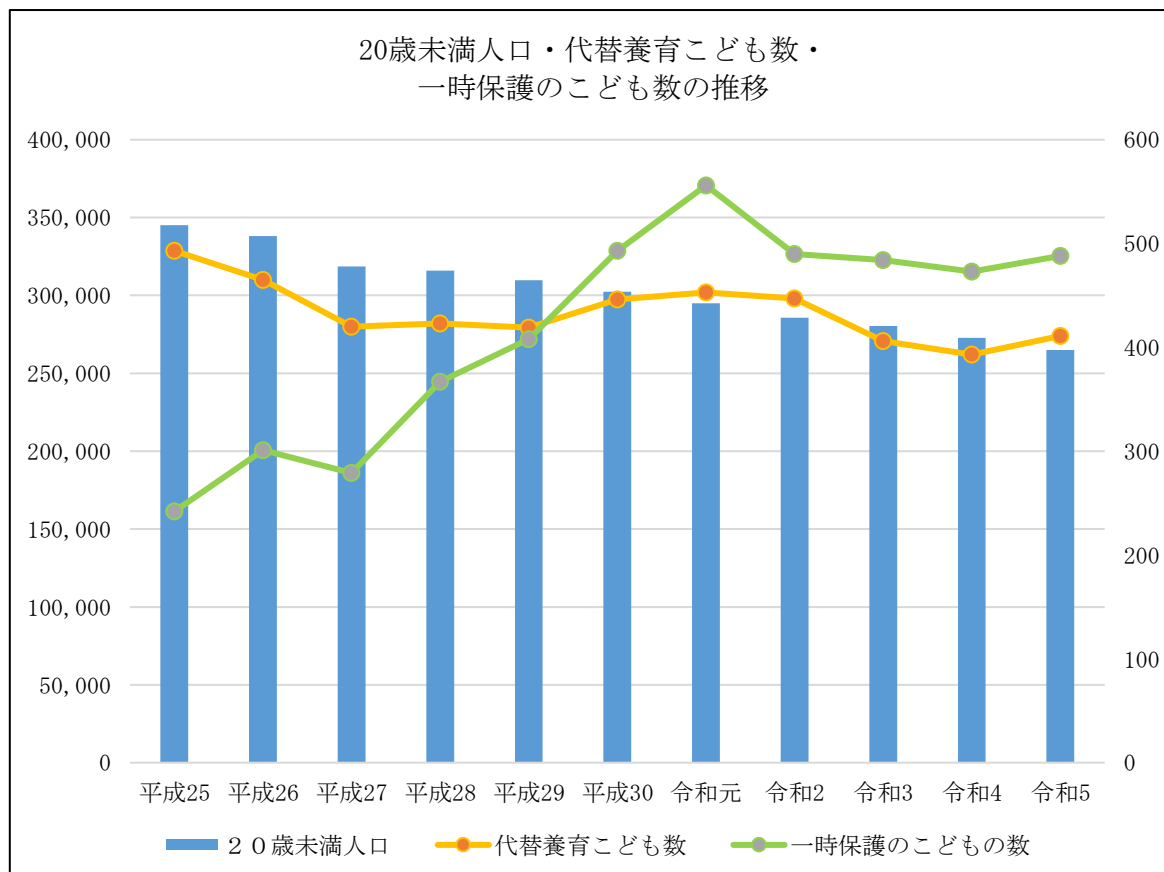
| 年             | H25     | H26     | H27     | H28     | H29     | H30     |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 20歳未満人口 ※1    | 345,109 | 338,100 | 318,564 | 315,888 | 309,737 | 302,412 |
| 代替養育こども数 ※2   | 493     | 465     | 420     | 423     | 419     | 446     |
| 一時保護のこどもの数 ※2 | 242     | 301     | 279     | 367     | 408     | 493     |

| 年度            | R元      | R2      | R3      | R4      | R5      |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 20歳未満人口 ※1    | 294,976 | 285,733 | 280,390 | 272,844 | 264,952 |
| 代替養育こども数 ※2   | 453     | 447     | 406     | 393     | 411     |
| 一時保護のこどもの数 ※2 | 556     | 490     | 484     | 473     | 488     |

※1 「福島県の推計人口(福島県現住人口調査結果)」より引用。

※2 「福祉行政報告例」より。令和5年度は速報値。

図2 20歳未満人口、代替養育こども数、一時保護のこども数の推移



(8) 現に一時保護しているこどものうち、里親等委託が必要なこども数

- ・令和6年4月1日～同年9月30日までに一時保護したこどもについて、こどものケアニーズのみに着目した場合に最も望ましいと考える措置先は、里親が25人で39%、児童養護施設が16人で25%です。児童心理治療施設が望ましいこどもについては3名おります。(表19)

表19 一時保護した児童について、こどものケアニーズのみに着目した場合、措置先として最も望ましいと考える養育環境（令和6年4月1日～同年9月30日）（単位 人、%）

| 代替養育の種類    |          | 人数 | 比率   | 里親人数 | 里親比率 |
|------------|----------|----|------|------|------|
| 里親         | 養子縁組里親   | 2  | 3%   | 25   | 39%  |
|            | 養育里親     | 22 | 34%  |      |      |
|            | ファミリーホーム | 1  | 2%   |      |      |
| 乳児院        |          | 0  | 0%   |      |      |
| 児童養護施設     |          | 16 | 25%  |      |      |
| 児童心理治療施設   |          | 3  | 5%   |      |      |
| 児童自立支援施設   |          | 3  | 5%   |      |      |
| 福祉型障害児入所施設 |          | 8  | 13%  |      |      |
| 医療型障害児入所施設 |          | 0  | 0%   |      |      |
| 自立援助ホーム    |          | 9  | 14%  |      |      |
| 合計         |          | 64 | 100% |      |      |

(注) 令和6年10月福島県こども未来局児童家庭課調査。

(9) 現に施設入所しているこどものうち、里親等委託が必要なこども数

- ・令和6年10月1日現在、施設入所こども数は278人であり、「現に施設入所しているこどものうち、長期入所となり里親等委託が必要なこども数の割合」は193人、69%です。(表20)

表20 現に施設入所しているこどものうち、里親等委託が必要と見込まれるこども数（単位 人）

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 乳児院に半年以上措置されている乳幼児数             | 2   |
| 児童養護施設に入所するこどもで乳児院から措置変更された乳幼児数 | 0   |
| 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数          | 6   |
| 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降のこども数    | 185 |
| 合計                              | 193 |

(注) 令和6年10月福島県こども未来局児童家庭課調査。

(10) 児童相談所で受け付けた相談のうち、現に代替養育の対象となっていないこどもで、代替養育の対象となる可能性が高いこども数

- ・児童相談所で受け付けた相談のうち、現に代替養育の対象となっていないこどもで、代替養育の対象となる可能性が高いこども数については、令和3年度から令和6年度（令和6年度分は4～9月分）の平均で、代替養育を必要とする可能性のあるこども数は25人、そのうち里親等委託が必要なこども数は6人（24%）です。（表21）
- ・代替養育を必要とする可能性が高いこども数は、平成27年度～平成30年度の平均の2割程度まで減っている状況です。

表 21 児童相談所で相談受理したこどものうち、代替養育の対象となる可能性が高いこども数とそのうち里親等への委託が必要なこどもの数（単位 人）

| 年度                   | H27 | H28 | H29 | H30<br>(4～9) | 平均  | 見込数<br>※1 |
|----------------------|-----|-----|-----|--------------|-----|-----------|
| 代替養育を必要とする可能性のあるこども数 | 112 | 118 | 119 | 108          | 114 | 34        |
| 里親等委託が必要なこども数        | 56  | 46  | 50  | 40           | 48  | 14        |

（注）令和6年10月福島県こども未来局児童家庭課調査。

※1 平均の数値に一時保護されたこどもに占める代替養育への新規措置こども数の平均割合30%（平成30年当時）を乗じた数。

| 年度                   | R3 | R4 | R5 | R6<br>(4～9) | 平均 | 里親等委託数/<br>代替養育数<br>(割合) |
|----------------------|----|----|----|-------------|----|--------------------------|
| 代替養育を必要とする可能性のあるこども数 | 15 | 23 | 29 | 33          | 25 | -                        |
| 里親等委託が必要なこども数        | 5  | 1  | 7  | 9           | 6  | 24%                      |

（注）令和6年10月福島県こども未来局児童家庭課調査。児童相談所で受け付けた相談のうち、代替養育の対象となっていないこどもで、今後、代替養育の対象となる可能性が高いこども数とそのうち里親等への委託が必要なこどもの数を調査。直近の状況として令和6年4月1日～同年9月30日に児童相談所で相談を受け付けたこどもを対象としています。

(11) ケアニーズの非常に高いこどもの代替養育の状況

- ・行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設（児童心理治療施設、児童自立支援施設）への入所が必要なこどもも一定数おります。
- ・令和6年10月1日現在、児童心理治療施設・児童自立支援施設に入所しているこども数は、合計で13人です。（表22）
- ・現在、児童養護施設に入所しているこどものうち、児童思春期外来・病棟と連携し、措置継続のまま必要に応じて入院治療を行いつつ継続した支援が可能と考えられるこども数については、29人です（表23）。また、現在、児童養護施設に措置となっているこどものうち、児童心理治療施設への措置変更が支援方針として望ましいと考えられるこども数は8人（表24）であり、合わせて37人が引き続き施設に入所して支援を受けることが必要と考えられます。

表22 児童心理治療施設・児童自立支援施設の措置児童数（令和6年10月1日現在）  
（単位 人）

| 施設種別     | 措置児童数 |
|----------|-------|
| 児童自立支援施設 | 11    |
| 児童心理治療施設 | 2     |
| 合計       | 13    |

表23 現に児童養護施設に入所しているこどものうち、児童思春期外来・病棟と連携し、措置継続のまま支援が可能と考えられる年代別こども数（単位 人）

| 就学前 | 小学 | 中学 | 高校<br>(中卒) | 合計 | 平均年齢   |
|-----|----|----|------------|----|--------|
| 0   | 11 | 7  | 11         | 29 | 13.3 歳 |

（注）現に児童養護施設に入所しているこどものうち、児童思春期外来・病棟と連携し、措置継続のまま必要に応じて入院治療を行いつつ継続した支援が可能と考えられるこども数（令和6年11月福島県こども未来局児童家庭課調査）

表24 現に児童養護施設・児童自立支援施設に入所しているこどものうち、児童心理治療施設の入所が必要なこども数（単位 人）

| 就学区分     | 就学前 | 小学 | 中学 | 高校<br>(中卒) | 合計 | 平均年齢   |
|----------|-----|----|----|------------|----|--------|
| 児童養護施設   | 1   | 5  | 1  | 1          | 8  | 11.1 歳 |
| 児童自立支援施設 | 0   | 0  | 1  | 0          | 1  |        |

（注）現に児童養護施設・児童自立支援施設に入所しているこどものうち、児童心理治療施設への措置変更が支援方針として望ましいと考えられる年代別こども数（福島県こども未来局児童家庭課調査 令和6年10月1日現在）

**(12) 市町村で現に在宅指導にて支援している家庭のうち、代替養育につながる可能性がある子どもについて**

- ・「4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」に記載した、令和6年11月の福島県子ども未来局児童家庭課で実施した市町村調査によると、妊産婦等生活援助事業所を利用することが望ましい、あるいは望ましかったと考えられる方72人のうち、「出産後に子どもを自分で育てられない場合など、代替養育についての相談」の支援が必要であると回答があった事例は22人、「養子縁組希望についての相談」は9人で、合計31人については、出産後の子ども（乳児）が代替養育につながる可能性は高いと考えられます。
- ・代替養育につながる可能性の高いこの31人について一時保護（委託）となったと仮定し、一時保護解除後に代替養育を受けた割合（表10）の平均22%を乗じると、7人に代替養育が必要となる可能性があります。

**(13) 代替養育を必要とする子ども数の見込み**

**①「現に代替養育を受けている子ども数」について**

- ・本県のこどもの人口に占める代替養育を必要とする子ども数の割合は少なく、代替養育を必要とする子ども数の見込みは、人口推計による子ども数の減少の影響を考慮する必要がありますが、児童福祉、社会的養育をとりまく状況や社会的養護の現状も踏まえて行うことが適切です。
- ・近年の児童虐待相談対応件数が令和5年度は平成25年度の約6.5倍に増加、一時保護子ども数は平成25年度と比較して令和5年度は約2倍となっています。また、市町村の要保護児童対策地域協議会、市町村子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターでの支援件数が令和元年度と比べて令和5年度は1.3倍となっており、地域における支援の取組成果と考えられる一方で、代替養育につながる可能性のある子どもが増えているとも言えます。
- ・代替養育を必要とする子ども数は20歳未満人口の減少に伴い減少傾向にありますが、20歳未満人口に占める割合については、平成25年～平成30年度までの平均0.138%から、令和元年～5年度の平均は0.148%であり、わずかに増加傾向にあります。児童虐待相談対応件数の増加が著しく、安全確保や親子関係再構築のために保護され、代替養育を必要とする子ども数の増加につながる可能性が高いと考えられ、現状と同等あるいはそれ以上の数になると考えられます。また、新規入所が減り、継続して入所している子どもが多くなっており、入所期間は長くなる傾向にあります。
- ・代替養育を必要とする子ども数の見込みを行うにあたって、基本となる現在の代替養育を受けている子ども数は、直近の状況である令和6年10月1日の状況（表25）をもとに、里親等委託のニーズを加えて行うこととします。

**② 里親等委託のニーズを反映した代替養育の見込み**

- ・里親等委託のニーズの把握については、「家庭養育優先原則」の理念に基づき、現状における委託可能な里親数にとらわれず、こどもの状態や希望等に基づき判断します。
- ・3歳未満については原則里親等委託としますが、里親のもとでは養育が困難な、疾患や障がいのある乳幼児も受入れ可能で、高機能化・多機能化した新たな乳児院への入所のニーズも一定数あると考えられます。
- ・「(12) 市町村で現に在宅指導にて支援している家庭のうち、代替養育につながる可能性がある子どもについて」で記載した代替養育が必要となる可能性がある子ども7人について、代替養育となる可能性が高い在宅の「3歳未満」の子ども数のうち、乳児院への措置が必要な可能性のある子どもは3人、里親等委託が必要な可能性のある子どもは4人と見込むこととします。
- ・現に施設入所しているこどものうち、里親等委託が必要な子ども数は190人程度いると考えられます。しかし、現在、児童養護施設に措置となっているこどものうち、児童思春期外来・病棟と連携し、措置継続のまま必要に応じて入院治療を行いつつ継続した支



援が可能と考えられるこどもや児童心理治療施設への措置変更が必要と考えられるこども等、児童養護施設等に入所継続が望ましいこども 37 人には専門的なケアが必要であり、里親委託へ移行することは難しいと考えられます。

- ・また、現に代替養育の対象となっていないこどもで、代替養育を必要とする可能性のあるこどもは 25 人、うち里親等委託が必要なこども数は 6 人と見込まれます。
- ・表 25 に示した令和 6 年 10 月 1 日現在で代替養育の措置を受けているこども数に年齢区分ごとの比率に応じて里親等委託が必要なこども数を反映すると表 26 のとおりとなり、潜在ニーズの見込みをプラスした後の里親等委託率は表 27 のとおり 68.7%となります。
- ・現在の代替養育を必要とするこどもについては、児童虐待によるトラウマの影響や発達障がいなど、専門的な支援を必要とするこどもが含まれています。こうしたこどもの養育にあたる施設職員や里親、児童相談所職員については、それぞれの養育や支援の場で専門性を高めていく必要があります。

表 25 令和 6 年 10 月 1 日現在の代替養育の措置を受けているこども数 (単位 人)

| 年齢区分    | 乳児院 | 児童養護施設<br>施設 | 里親  | ファミリーホーム | 合計  | 年齢区分<br>比率 |
|---------|-----|--------------|-----|----------|-----|------------|
| 3 歳未満   | 7   | 0            | 19  | 0        | 26  | 7%         |
| 3 歳～就学前 | 0   | 15           | 25  | 4        | 44  | 11%        |
| 学童期以降   | 0   | 243          | 61  | 21       | 325 | 82%        |
| 合計      | 7   | 258          | 105 | 25       | 395 | 100%       |

表 26 代替養育を必要とするこども数の見込み (単位 人)

| 年齢区分    | 乳児院 | 児童養護施設 | 里親  | ファミリーホーム | 合計  |
|---------|-----|--------|-----|----------|-----|
| 3 歳未満   | 10  | 0      | 25  | 0        | 35  |
| 3 歳～就学前 | 0   | 0      | 42  | 4        | 46  |
| 学童期以降   | 0   | 124    | 201 | 21       | 346 |
| 合計      | 10  | 124    | 268 | 25       | 427 |

※ 1 里親等委託数の増加分 153 人については、現に代替養育を受けているこどもの年齢区分比率により各年齢区分の見込み数を計算。なお、計算上 3 歳未満、3 歳～就学前の人数がマイナスとなる項目については、学童期以降の人数に振り分け。

※ 2 児童養護施設等の増加分については、学童期以降のみ想定されるため、同項目に加算。

表 27 代替養育を必要とするこども数の見込みを反映した里親等委託率 (単位 %)

| 年齢区分    | R6. 10. 1 時点 | 反映後     |
|---------|--------------|---------|
| 3 歳未満   | 73. 1%       | 71. 4%  |
| 3 歳～就学前 | 65. 9%       | 100. 0% |
| 学童期以降   | 25. 2%       | 64. 3%  |
| 全体      | 32. 9%       | 68. 7%  |

## 6 一時保護改革に向けた取組

一時保護はこどもの最善の利益を守るため、こどもを一時的にその養育環境から離すものですが、一時保護の中でもこどもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要とされております。

一時保護施設の設備及び運営に関する基準及び「一時保護ガイドライン」を踏まえ、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、代替養育としての性格も有することから、こどもの家庭養育優先原則を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を提供するために一時保護委託等の検討を行うことが必要です。その上で、安全確保が困難な場合等には、一時保護施設において一時保護を行います。できる限り良好な家庭的環境において、個別性が尊重されるべきとされており、こどものプライバシーへの配慮や、こどもが一人になれる場所を確保するため、こどもの年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とする等、一時保護改革に向けた取組が求められています。

### (1) 一時保護の体制整備

各児童相談所の一時保護所必要定員数や一時保護専用施設及び一時保護委託可能な里親等の確保について、本県の一時保護の現状を踏まえ検討する必要があります。

#### 【現状】

##### ○一時保護所

- ・一時保護数は増加傾向にあり、令和5年度においては平成25年度の約2倍に増加しております。(表28、表29、図3)
- ・児童福祉司や心理判定員等の勤務する事務所と一時保護所が離れていた県中児童相談所は、令和5年1月に事務棟と一時保護所を一体化し、移転改築を行いました。
- ・本県の中央児童相談所、会津児童相談所、浜児童相談所の一時保護所は、定員12名となっています。県中児童相談所は移転改築に際して12名から16名に定員を増員しており、合計で52名です。
- ・一時保護所における1日の保護人数は、令和5年度で26人、最大であった令和元年度で27.1人です。(表32)
- ・令和元年度から、一時保護所に対する第三者機関における第三者評価を実施しており、結果については、県児童家庭課ホームページに公表しております。

##### ○一時保護専用施設

- ・一時保護専用施設が整備されている児童養護施設等はありません。
- ・児童養護施設等への一時保護委託数は、平成30～令和5年度実績では年度毎の差が大きくなっています。(表35)
- ・児童養護施設への1日あたりの一時保護委託児童数は、最大で令和4年度の3.0人です。(表36)

##### ○里親

- ・一時保護委託可能な里親数は、養育里親 39世帯(うち専門里親 3世帯)、養子縁組里親 14世帯(うち養育里親と重複登録 13世帯)です。(令和6年10月福島県こども未来局児童家庭課調査)
- ・里親への一時保護委託数は減少しており、令和5年度の実績で59件、延べ1,513日です。(表35)

- ・社会的養護の理由別対応児童数では、里親に委託措置されるこどもは虐待以外の主訴によるものが多くなっています。安全の確保等の理由から、虐待が主訴の場合は一時保護についても一時保護所での対応が必要となるこどもが多いと考えられます。（表 31、図 5）

## 【課題】

### ○一時保護所

- ・中央児童相談所の一時保護所は老朽化等について、対応を検討していく必要があります。
- ・一時保護所が児童虐待対応等のセーフティネットとしての機能と、できるだけ小規模で家庭的な環境でこどもが生活できることのバランスを取りながら定員数を設定する必要があります。

### ○一時保護専用施設

- ・児童養護施設への 1 日あたりの一時保護委託児童数は県内の 8 施設の通常の施設の中での受け入れに大きな影響があるとは言えず、一時保護専用施設の必要性は現段階では高くない状況ですが、児童養護施設への一時保護委託日数は里親への一時保護委託よりも長く、児童福祉法第 28 条審判申し立て等のため、長期に一時保護となるこどもがいることが影響していると考えられます。児童養護施設への一時保護委託は、緊急的な一時保護やアセスメント一時保護よりも、その後も長期に渡り委託された施設で生活することを想定された委託が多い状況です。

### ○里親

- ・一時保護委託が可能な里親数の不足や、こどもの年齢や性別等により調整がつかないため、一時保護委託数が減少している可能性があり、一時保護委託可能な里親数は十分ではありません。
- ・里親が様々な状況のこどもを受け入れることが可能となるような支援や研修の充実が必要です。

## 【今後の取組方針】

### ○一時保護所

- ・一時保護数の現状から、一時保護所定員数は現状のまま維持することが適当で、中央児童相談所の整備と併せて、今後の委託可能な里親等確保と必要な定員数について検討してまいります。

### ○一時保護専用施設

- ・児童養護施設等への一時保護専用施設の整備については、児童福祉法第 28 条審判申し立て等のため、長期に一時保護となるこどもがいることや、委託可能な里親等確保と併せてその必要性を検討してまいります。

### ○里親

- ・一時保護委託が可能な施設、里親・ファミリーホームの把握・確保を引き続き行います。
- ・現在は、虐待以外のこどもについて一時保護委託が多い状況ですが、虐待や特別な支援が必要なこどもについても対応ができるよう里親への研修の充実を図ってまいります。

## (2) 一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期、研修などによる職員の専門性向上と意識共有

一時保護については、その目的を達成し、適切な支援が行われるよう、こどもの権利擁護や被虐待による心的外傷、こどもの発達や障がい等に関する知識、家庭環境のこどもに与える影響など、様々な知識やこどもへの支援方法に関する研修などにより、職員の専門性の向上と意識共有を行うことが求められるため、その方法について検討する必要があります。

### 【現状】

- ・一時保護所職員対象の研修として、児童相談所職員の部門別研修を実施しています。
- ・一時保護所職員も対象とする児童相談所職員専門性向上研修を実施しており、一時保護所職員に特化した内容の研修も実施しています。

令和5年度 一時保護所に特化した研修の実施回数 2回 受講者数 31名。

### 【課題】

- ・一時保護職員を対象とした研修について、初任者、中堅職員、スーパーバイザーなど、求められるスキルに応じた研修の在り方の検討が必要です。
- ・開催時期、参加方法等、一時保護所職員の勤務形態に配慮して実施する必要があります。

### 【今後の取組方針】

- ・一時保護所職員を対象とした研修の企画及び勤務形態に配慮し、研修を行ってまいります。

## (3) 一時保護の環境整備について

一時保護については、安全確保やアセスメントが適切に行われる体制が必要ですが、家庭養育優先原則を踏まえ、個別性を重視した対応ができる体制整備が求められています。

また、閉鎖的環境のみではなく、安全確保やアセスメントに支障がない場合に、開放的環境を一時保護所内で確保あるいは一時保護委託による対応で用意し、こどもの外出を可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能になることが望ましいとされています。

そのため、本県における一時保護所の環境について、こどもを守る安全な環境で、できる限り個別性を重視した対応が可能な環境及び体制整備について検討する必要があります。

### 【現状】

- ・中央児童相談所については、老朽化が進んでおり、狭小な環境となっています。
- ・一時保護されたこどもの学習環境を整備するために学習指導協力員を配置しています。
- ・一時保護を受けているこどもに対するアンケートでは、一時保護所からの通学については、学校に行けなくてもしかたないというこどもが29.4%いる一方で、元の学校であれば行きたいと答えたこどもが52.9%、違う学校でも行きたいというこどもが11.8%いる状況でした。

### 【課題】

- ・中央児童相談所は老朽化が進んでおり、狭小な環境であることから、適切な面談環境を提供することが困難な状況にあるほか、こどもの居室数も少なく、個室対応等のプライバシーに配慮した空間の確保が困難な状況です。

- ・子どもたちの中には通学を希望する子どもが8割程度いるものの、一時保護した子どものうち、安全確保や通学手段の確保の困難さ等があり、原籍校への通学が困難な子どもや、仮に学区内に委託可能な施設、里親があったとしても通学が困難な子どももいる状況です。
- ・一時保護した子どもで通学が困難な子どもはおり、学習指導協力員の適切な配置により、学習環境を整えることが必要です。

#### 【今後の取組方針】

- ・児童相談所としての機能を適切かつ十分に提供するため、中央児童相談所の整備を進めてまいります。
- ・原籍校への通学については、子どもの安全確保等に配慮しながら、一時保護委託による対応も含めて可能な範囲で対応してまいります。
- ・一時保護所から通学する場合、通学が可能な子どもとできない子どもの「混合処遇」となるため、子ども一人一人に丁寧に説明してまいります。
- ・実際に原籍校に通学できる子どもは限られるため、一時保護所に学習指導協力員を配置するなどし、学校と連携しながら学習環境を整えるとともに、子どもの学習を支援する様々な資源の活用について検討してまいります。

#### （４）関係機関との連携

一時保護は乳幼児から18歳未満の全ての子どもを対象とし、一時保護の目的も多様であることから、様々な状況の子どもを保護することになります。

その中でも、重大事件に係る触法少年の一時保護については、当該子どもの心理・行動面での問題の重篤性やプライバシー保護等に配慮し、他の子どもへの影響も考慮しながら実施することが必要であり、多くの職員の協力が不可欠です。

児童相談所の職員だけで対応することが困難な場合も想定されることから、重大事件が起きた場合の緊急対応体制をあらかじめ整えておくことが求められます。

また、警察の下にいる子どもについて通告が行われた場合、児童相談所が遠隔地にある場合などのやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き取ることができないときは、警察に一時保護を委託することも考えられ、関係機関との連携について検討する必要があります。

#### 【現状】

- ・警察への一時保護委託は可能ですが、平成30～令和5年度の実績が合計3件と少ない状況です。
- ・児童自立支援施設への委託については0件です。

#### 【課題】

- ・警察の下にいる子どもについて通告が行われた場合、こうした委託一時保護や広域的な対応等には一定の時間を要することや、児童相談所が遠隔地にある場合などやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き取ることができないときがあります。
- ・重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護の緊急対応体制について検討が必要です。

#### 【今後の取組方針】

- ・警察における一時保護委託について、児童相談所との円滑な連携が進むよう調整を行います。

- ・重大事件に係る触法少年と思料されるこどもの一時保護の緊急対応体制について検討を行います。

#### **(5) 1人1人のこどもの状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行う体制や環境整備**

一時保護の機能として、安全確保のための緊急保護とアセスメント、心理療法やカウンセリング、生活面の支援を行う短期入所指導があります。

一時保護を行い、こどもの援助方針を立てるに当たっては、児童福祉司により行われる社会診断、心理判定員等による心理診断、医師による医学診断、一時保護所の職員による行動診断等を基に、協議により総合的なアセスメントを行うことが求められています。

そのため、各部門の職員が適切に連携し、安全確保やアセスメントを行う体制や環境整備について検討する必要があります。

##### **【現状】**

- ・こどもの状況に応じた安全確保、アセスメントは、児童福祉司、心理判定員、一時保護所職員が連携して適切に行っています。

##### **【課題】**

- ・一時保護が必要なこどもが抱える問題は多様化・複雑化しており、個別の状況に応じたアセスメントを行うため、専門性を高める必要があります。

##### **【取組方針】**

- ・一時保護所職員を含め、児童相談所職員の専門性向上のための研修の実施等を行ってまいります。

#### **(6) 一時保護ガイドラインを踏まえたこどもの最善の利益を守るための保護について**

一時保護は、こどもや保護者の同意が得られない場合にも行うことができるという強行性をもっており、こどもの安全を確保し、迅速に保護するため、最終的な支援を決定するまでの短期間のものであること等から認められているものです。

特に児童虐待については、対応が遅れることでこどもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、必要な時にはこどもや保護者の同意がなくとも躊躇なく行うことが求められています。

また、こどもの安全を守るための閉鎖的環境については、こどもの権利擁護の観点から必要最小限とし、安全確保が可能な場合には開放的環境に移行すること、閉鎖的環境での保護の継続が必要な場合は、こどもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討した上で児童相談所長が決定して記録に留め、こどもや保護者に説明することが求められています。

加えて、こどもの権利が侵害されたときの解決方法や意見表明の方法等をこどもの年齢や理解力に応じて説明し、閲覧できるよう冊子等を用意することや相談窓口の明確化等が必要であり、一時保護所に対する第三者機関による視察やこどもの意見聴取等のこどもの権利を守る仕組みを設けることが望ましいとされています。

##### **【現状】**

- ・一時保護を受けているこどもに対するアンケートでは、気持ちや意見をたくさん聞いてもらえると回答したこどもが64.4%、すこし聞いてもらえると回答したこどもが23.5%でした。

- ・ こどもの権利及び制限される内容、権利が侵害された時の解決方法に関しては、こども用のしおりを作成し、こどもの年齢に応じて説明を行い、意見箱を設置してこどもが意見表明できるよう対応しています。
- ・ 意見表明等支援員の配置や児童福祉審議会（本県の場合、社会福祉審議会児童専門分科会児童処遇部会）における意見表明の方法については整備しております。

#### 【課題】

- ・ 一時保護ガイドラインに示されたこどもの最善の利益を守るための保護についての職員の十分な理解を深め、現在の対応について、一時保護ガイドラインを踏まえた対応となっているか検討が必要です。
- ・ 意見表明等支援員の配置や児童福祉審議会での意見表明について、実績はまだありません。

#### 【今後の取組方針】

- ・ 一時保護ガイドラインについて各児童相談所で職員に十分周知するとともに、各児童相談所において一時保護ガイドラインに基づきこどもの権利に配慮した保護のあり方について検討し、適切な対応を行ってまいります。
- ・ 国の一時保護施設の設備及び運営に関する基準に基づき、一時保護所の体制整備や第三者評価の実施継続、職員の専門性向上に向けて適切に対応してまいります。
- ・ 意見表明等支援員の配置や児童福祉審議会での意見聴取の方法について、本県の実情を踏まえながら検討してまいります。

#### 【前期計画の指標】

（単位 人）

| 指標                     | H29 年度末<br>現況値 | 前期計画<br>の目標値        | R5 年度末<br>現況値 |
|------------------------|----------------|---------------------|---------------|
| 一時保護所での一時保護こども数        | 266            | 適切に対応する<br>(R6 年度末) | 377           |
| 委託一時保護こども数（里親）         | 73             | 適切に対応する<br>(R6 年度末) | 59            |
| 委託一時保護こども数<br>（その他の施設） | 57             | 適切に対応する<br>(R6 年度末) | 41            |

【評価指標・数値目標】

○一時保護施設の定員数、平均入所日数、平均入所率

児童相談所一時保護所の令和5年度の入所率は50%であり、過去6年間の平均入所日数は約30日です。居室の個室化が図られていない現状もあり、今後も同等の状況を維持することとします。  
(単位 人、日、%)

| 年度     | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|
|        | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 定員数    | 52 | 52 | 52 | 52 | 52 | 52  | 52  |
| 平均入所日数 | 27 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30  | 30  |
| 平均入所率  | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50  | 50  |

○一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数

県内に一時保護専用施設はありません。一時保護委託可能な里親数は、養育里親 39世帯（うち専門里親 3世帯）、養子縁組里親 14世帯（うち養育里親と重複登録 13世帯）です。一時保護委託可能な里親の増加を目指します。  
(単位 箇所、世帯)

| 年度  | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|
|     | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 施設数 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   |
| 里親数 | —  | 40 | 42 | 44 | 46 | 48  | 50  |

○一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数

児童相談所一時保護所職員への研修機会を確保し、専門性向上に努めてまいります。  
(単位 回、人)

| 年度   | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|------|----|----|----|----|----|-----|-----|
|      | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 実施回数 | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  | 2   | 2   |
| 受講者数 | 31 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30  | 30  |

○第三者評価を実施している一時保護施設数

県内4箇所すべての児童相談所一時保護所について、第三者評価の実施を継続します。

(単位 箇所)

| 年度  | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|
|     | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 施設数 | 4  | 4  | 4  | 4  | 4  | 4   | 4   |



【一時保護に関する統計】

表 28 一時保護のこども数

(単位 人)

| 年度        | H25 | H26  | H27  | H28  | H29  | H30    |
|-----------|-----|------|------|------|------|--------|
| 一時保護所     | 193 | 227  | 222  | 241  | 266  | 329    |
| 前年比       | －   | 118% | 98%  | 109% | 110% | 123.7% |
| 対 H25 年度比 | －   | 118% | 115% | 125% | 138% | 170.5% |
| 一時保護委託    | 49  | 74   | 57   | 126  | 142  | 164    |
| 前年比       | －   | 151% | 77%  | 221% | 113% | 115.5% |
| 対 H25 年度比 | －   | 151% | 116% | 257% | 290% | 334.7% |
| 合 計       | 242 | 301  | 279  | 367  | 408  | 493    |
| 前年比       | －   | 124% | 93%  | 132% | 111% | 120.8% |
| 対 H25 年度比 | －   | 124% | 115% | 152% | 169% | 203.7% |

| 年度        | R 元    | R2     | R3     | R4     | R5     |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一時保護所     | 371    | 329    | 349    | 345    | 377    |
| 前年比       | 112.8% | 88.7%  | 106.1% | 98.9%  | 109.3% |
| 対 H25 年度比 | 192.2% | 170.5% | 180.8% | 178.8% | 195.4% |
| 対 R 元年度比  | －      | 88.7%  | 94%    | 92%    | 101%   |
| 一時保護委託    | 193    | 161    | 135    | 128    | 111    |
| 前年比       | 117.7% | 83.4%  | 83.9%  | 94.8%  | 86.8%  |
| 対 H25 年度比 | 393.9% | 328.6% | 275.5% | 261.2% | 226.6% |
| 対 R 元年度比  | －      | 83.4%  | 69%    | 66%    | 57%    |
| 合 計       | 556    | 490    | 484    | 473    | 488    |
| 前年比       | 112.8% | 88.1%  | 98.8%  | 97.7%  | 103.2% |
| 対 H25 年度比 | 229.8% | 202.5% | 200%   | 195.5% | 201.7% |
| 対 R 元年度比  | －      | 88.1%  | 87%    | 85%    | 87%    |

(注)「福祉行政報告例」より。前年度継続の一時保護こども数を含む。

令和 5 年度は速報値。

【一時保護に関する統計】

表 29 一時保護人数（保護所・委託）

（単位 人）

| 年度  | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 全体  | 242 | 301 | 279 | 367 | 408 | 493 |
| 保護所 | 193 | 227 | 222 | 241 | 266 | 329 |
| 委託  | 49  | 74  | 57  | 126 | 142 | 164 |

| 年度  | R 元 | R2  | R3  | R4  | R5  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 全体  | 564 | 490 | 484 | 473 | 488 |
| 保護所 | 371 | 329 | 349 | 345 | 377 |
| 委託  | 193 | 161 | 135 | 128 | 111 |

（注）「福祉行政報告例」より。前年度継続の一時保護こども数を含む。令和5年度は速報値。

図 3 一時保護人数（保護所・委託）

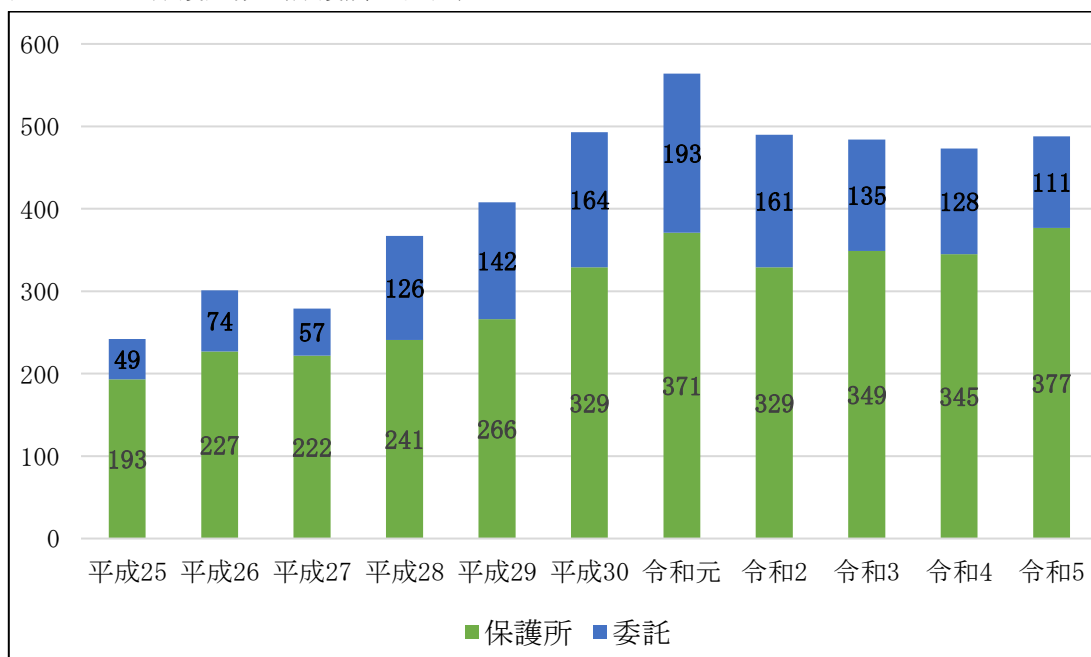


表 30 児童相談所別一時保護数の推移

(単位 人)

| 年度 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 全体 | 193 | 227 | 222 | 241 | 266 | 329 |
| 中央 | 50  | 71  | 66  | 49  | 61  | 87  |
| 県中 | 52  | 63  | 67  | 92  | 89  | 102 |
| 会津 | 42  | 61  | 49  | 47  | 47  | 75  |
| 浜  | 49  | 32  | 40  | 53  | 69  | 65  |

| 年度 | R 元 | R2  | R3  | R4  | R5  |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 全体 | 371 | 329 | 349 | 345 | 377 |
| 中央 | 110 | 79  | 83  | 90  | 85  |
| 県中 | 124 | 96  | 110 | 93  | 109 |
| 会津 | 58  | 65  | 69  | 74  | 87  |
| 浜  | 79  | 89  | 87  | 88  | 96  |

(注)「福祉行政報告例」より。前年度継続の一時保護子ども数を含む。令和5年度は速報値。

図 4 児童相談所別一時保護数の推移

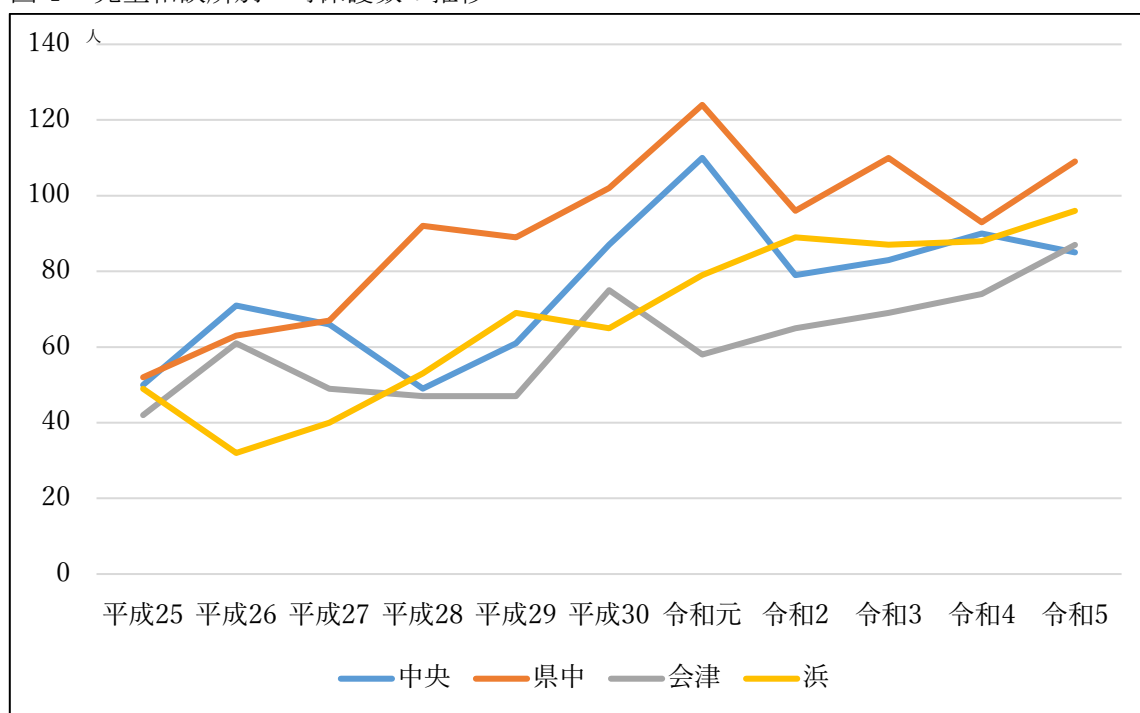


表 31 社会的養護への理由別対応人数

(単位 人)

| 年度  | 対応        | 虐待 | 虐待以外 | 合計 |
|-----|-----------|----|------|----|
| H25 | 児童福祉施設に入所 | 32 | 48   | 80 |
|     | 里 親 委 託   | 3  | 23   | 26 |
| H26 | 児童福祉施設に入所 | 34 | 39   | 73 |
|     | 里 親 委 託   | 3  | 14   | 17 |
| H27 | 児童福祉施設に入所 | 16 | 35   | 51 |
|     | 里 親 委 託   | 2  | 12   | 14 |
| H28 | 児童福祉施設に入所 | 50 | 33   | 83 |
|     | 里 親 委 託   | 7  | 29   | 36 |
| H29 | 児童福祉施設に入所 | 31 | 36   | 67 |
|     | 里 親 委 託   | 7  | 22   | 29 |

|     |           |    |    |    |
|-----|-----------|----|----|----|
| H30 | 児童福祉施設に入所 | 55 | 24 | 79 |
|     | 里 親 委 託   | 19 | 26 | 45 |
| R 元 | 児童福祉施設に入所 | 41 | 22 | 63 |
|     | 里 親 委 託   | 17 | 28 | 45 |
| R2  | 児童福祉施設に入所 | 20 | 26 | 46 |
|     | 里 親 委 託   | 16 | 29 | 45 |
| R3  | 児童福祉施設に入所 | 31 | 19 | 50 |
|     | 里 親 委 託   | 10 | 19 | 29 |
| R4  | 児童福祉施設に入所 | 35 | 17 | 52 |
|     | 里 親 委 託   | 1  | 16 | 17 |
| R5  | 児童福祉施設に入所 | 22 | 29 | 51 |
|     | 里 親 委 託   | 5  | 2  | 7  |

(注)「福祉行政報告例」より。令和5年度は速報値。

図5 社会的養護への理由別対応人数

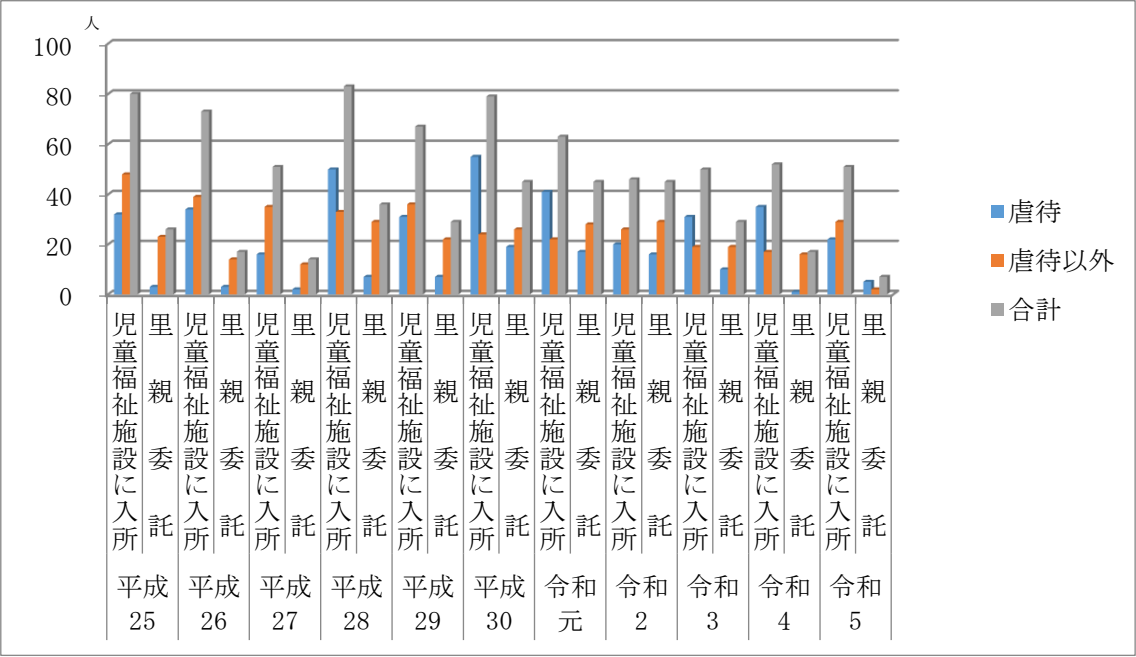


表32 一時保護の1日あたりのこども数及び1人あたりの一時保護日数（保護所・委託）  
（単位 人・日）

|           | 年度      | H25  | H26  | H27  | H28  | H29  | 平均   |
|-----------|---------|------|------|------|------|------|------|
| 全体        | 1日あたり人数 | 21.4 | 25.9 | 22.3 | 32.3 | 32.8 | 26.9 |
|           | 1人あたり日数 | 32.3 | 31.5 | 29.1 | 32.1 | 29.4 | 30.9 |
| 保護所       | 1日あたり人数 | 16.4 | 18.5 | 17.5 | 21.5 | 23.4 | 19.5 |
|           | 1人あたり日数 | 31.0 | 29.7 | 28.8 | 32.6 | 32.1 | 30.8 |
| (1児相あたり)※ | 1日あたり人数 | 4.1  | 4.6  | 4.4  | 5.4  | 5.8  | 4.9  |
| 委託        | 1日あたり人数 | 5.0  | 7.5  | 4.7  | 10.8 | 9.5  | 7.5  |
|           | 1人あたり日数 | 37.6 | 36.9 | 30.3 | 31.2 | 24.3 | 32.1 |

|           | 年度      | H30  | R元   | R2   | R3   | R4   | R5   |
|-----------|---------|------|------|------|------|------|------|
| 全体        | 1日あたり人数 | 36.5 | 41.9 | 39.2 | 35.6 | 34.1 | 33.7 |
|           | 1人あたり日数 | 30.7 | 29.5 | 31.0 | 28.9 | 27.8 | 27.0 |
| 保護所       | 1日あたり人数 | 25.0 | 27.1 | 23.8 | 24.9 | 23.6 | 26.0 |
|           | 1人あたり日数 | 31.2 | 29.3 | 28.2 | 27.7 | 26.7 | 26.7 |
| (1児相あたり)※ | 1日あたり人数 | 7.8  | 7.3  | 7.0  | 6.9  | 6.7  | 6.7  |
| 委託        | 1日あたり人数 | 11.5 | 14.7 | 15.5 | 10.8 | 10.4 | 7.7  |
|           | 1人あたり日数 | 29.8 | 29.7 | 36.6 | 32.2 | 30.8 | 28.2 |

（注）「福祉行政報告例」をもとに算出。令和5年度は速報値。

※ 児童相談所別の比率を考慮せずに1/4として計算。

表 33 一時保護の 1 日あたりのこども数及び 1 人あたりの一時保護日数（児童相談所別  
保護所・委託）  
(単位 人・日)

| 児童相談所 |          | H30  | R 元  | R2   | R3   | R4   | R5   |
|-------|----------|------|------|------|------|------|------|
| 中央    | 1 日あたり人数 | 7.5  | 8.3  | 5.2  | 5.7  | 5.8  | 5.1  |
|       | 1 人あたり日数 | 36.1 | 29.7 | 25.7 | 26.2 | 24.9 | 23.0 |
| 県中    | 1 日あたり人数 | 7.8  | 9.7  | 7.2  | 7.0  | 5.3  | 8.9  |
|       | 1 人あたり日数 | 30.4 | 30.5 | 29.2 | 24.3 | 22.7 | 32.5 |
| 会津    | 1 日あたり人数 | 5.0  | 2.7  | 5.1  | 5.4  | 6.0  | 5.9  |
|       | 1 人あたり日数 | 28.6 | 21.2 | 31.6 | 31.7 | 31.6 | 25.7 |
| 浜     | 1 日あたり人数 | 4.8  | 6.4  | 6.3  | 6.8  | 6.5  | 6.1  |
|       | 1 人あたり日数 | 29.0 | 32.0 | 27.0 | 30.5 | 28.6 | 24.6 |

(注)「福祉行政報告例」をもとに算出。令和 5 年度は速報値。

表 34 一時保護人数（保護所内・委託合計）

|      |    | H30 | R 元 | R2  | R3  | R4  | R5  |
|------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 中央   | 所内 | 76  | 102 | 74  | 79  | 85  | 81  |
|      | 委託 | 63  | 88  | 47  | 42  | 41  | 31  |
| 合計   |    | 139 | 190 | 121 | 121 | 126 | 112 |
| 県中   | 所内 | 93  | 116 | 90  | 106 | 86  | 100 |
|      | 委託 | 39  | 63  | 65  | 35  | 29  | 24  |
| 合計   |    | 132 | 179 | 155 | 141 | 115 | 124 |
| 会津   | 所内 | 64  | 47  | 59  | 62  | 69  | 83  |
|      | 委託 | 14  | 13  | 23  | 12  | 23  | 16  |
| 合計   |    | 78  | 60  | 82  | 74  | 92  | 99  |
| 浜    | 所内 | 60  | 73  | 85  | 81  | 83  | 91  |
|      | 委託 | 25  | 17  | 19  | 33  | 31  | 29  |
| 合計   |    | 85  | 90  | 104 | 114 | 114 | 120 |
| 児相合計 | 所内 | 293 | 338 | 308 | 328 | 323 | 355 |
|      | 委託 | 141 | 181 | 154 | 122 | 124 | 100 |

(注)「福祉行政報告例」より。令和 5 年度は速報値。

表 35 一時保護委託先別委託人数・日数

| 年度  |    | 委託先 | 警察等   | 児童福祉施設 |     |          |          |         | 里親     | その他 | 年度計   |
|-----|----|-----|-------|--------|-----|----------|----------|---------|--------|-----|-------|
|     |    |     |       | 児童養護施設 | 乳児院 | 児童自立支援施設 | 児童心理治療施設 | 障害児関係施設 | その他の施設 |     |       |
| H30 | 日数 | 0   | 841   | 304    | 0   | 0        | 334      | 2       | 2,116  | 599 | 4,196 |
|     | 件数 | 0   | 35    | 5      | 0   | 0        | 12       | 1       | 76     | 12  | 141   |
| R 元 | 日数 | 2   | 1,049 | 772    | 0   | 0        | 407      | 354     | 2,129  | 669 | 5,382 |
|     | 件数 | 2   | 24    | 16     | 0   | 0        | 14       | 10      | 89     | 26  | 181   |
| R2  | 日数 | 1   | 614   | 1407   | 0   | 0        | 351      | 0       | 2,585  | 685 | 5,643 |
|     | 件数 | 1   | 13    | 17     | 0   | 0        | 9        | 0       | 86     | 28  | 154   |
| R3  | 日数 | 0   | 204   | 196    | 0   | 0        | 1,074    | 0       | 1,789  | 665 | 3,928 |
|     | 件数 | 0   | 11    | 2      | 0   | 0        | 21       | 0       | 63     | 25  | 122   |
| R4  | 日数 | 0   | 1,106 | 262    | 0   | 0        | 331      | 0       | 1,705  | 409 | 3,813 |
|     | 件数 | 0   | 12    | 8      | 0   | 0        | 18       | 0       | 57     | 29  | 124   |
| R5  | 日数 | 0   | 261   | 256    | 0   | 0        | 236      | 0       | 1,513  | 554 | 2,820 |
|     | 件数 | 0   | 8     | 6      | 0   | 0        | 6        | 0       | 59     | 21  | 100   |

(注)「福祉行政報告例」より。令和5年度は速報値。

表 36 一時保護委託先別 1 日あたりのこども数及び 1 人あたりの一時保護日数

| 年度 委託先 |           | 警察等 | 児童福祉施設 |      |          |          |         |        | 里親   | その他  | 年度計  |
|--------|-----------|-----|--------|------|----------|----------|---------|--------|------|------|------|
|        |           |     | 児童養護施設 | 乳児院  | 児童自立支援施設 | 児童心理治療施設 | 障害児関係施設 | その他の施設 |      |      |      |
| H30    | 1 日あたりの人数 | 0.0 | 2.3    | 0.8  | 0.0      | 0.0      | 0.9     | 0.0    | 5.8  | 1.6  | 11.5 |
|        | 1 人あたりの日数 | 0.0 | 24.0   | 60.8 | 0.0      | 0.0      | 27.8    | 2.0    | 27.8 | 49.9 | 29.8 |
| R 元    | 1 日あたりの人数 | 0.0 | 2.9    | 2.1  | 0.0      | 0.0      | 1.1     | 1.0    | 5.8  | 1.8  | 14.7 |
|        | 1 人あたりの日数 | 1.0 | 43.7   | 48.3 | 0.0      | 0.0      | 29.1    | 35.4   | 23.9 | 25.7 | 29.7 |
| R2     | 1 日あたりの人数 | 0.0 | 1.7    | 3.9  | 0.0      | 0.0      | 1.0     | 0.0    | 7.1  | 1.9  | 15.5 |
|        | 1 人あたりの日数 | 1.0 | 47.2   | 82.8 | 0.0      | 0.0      | 39.0    | 0.0    | 30.1 | 24.5 | 36.6 |
| R3     | 1 日あたりの人数 | 0.0 | 0.6    | 0.5  | 0.0      | 0.0      | 2.9     | 0.0    | 4.9  | 1.8  | 10.8 |
|        | 1 人あたりの日数 | 0.0 | 18.5   | 98.0 | 0.0      | 0.0      | 51.1    | 0.0    | 28.4 | 26.6 | 32.2 |
| R4     | 1 日あたりの人数 | 0.0 | 3.0    | 0.7  | 0.0      | 0.0      | 0.9     | 0.0    | 4.7  | 1.1  | 10.4 |
|        | 1 人あたりの日数 | 0.0 | 92.2   | 32.8 | 0.0      | 0.0      | 18.4    | 0.0    | 29.9 | 14.1 | 30.8 |
| R5     | 1 日あたりの人数 | 0.0 | 0.7    | 0.7  | 0.0      | 0.0      | 0.6     | 0.0    | 4.1  | 1.5  | 7.7  |
|        | 1 人あたりの日数 | 0.0 | 32.6   | 42.7 | 0.0      | 0.0      | 39.3    | 0.0    | 25.6 | 26.4 | 28.2 |

(注)「福祉行政報告例」をもとに算出。令和 5 年度は速報値。  
小数点第二位以下は 0.0 と記載。

表 37 児童相談所別一時保護入所率（令和 5 年度）

| 児童相談所 | 定員 | 延べ日数  | 入所率   |
|-------|----|-------|-------|
| 中央    | 12 | 1,859 | 42.4% |
| 県中    | 16 | 3,251 | 55.7% |
| 会津    | 12 | 2,137 | 48.8% |
| 浜     | 12 | 2,235 | 51.0% |
| 合計    | 52 | 9,482 | 50.0% |

(注)「福祉行政報告例」をもとに算出。令和 5 年度は速報値。



## 7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

### (1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

#### ① 家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の考え方に基づくケースマネジメントについて

##### 【現状】

- ・児童相談所では、地域支援にあたる児童福祉司が、家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントを実施するよう努めています。
- ・里親等や施設の平均措置期間については、令和5年度末時点における措置児童の平均措置期間は、里親が4.3年、児童養護施設が5.0年と長期化しています。（令和6年10月福島県こども未来局児童家庭課調査）
- ・児童相談所のスキルアップを図るため、親への相談支援に関する児童相談所職員への研修を実施し、当事者への各種支援を行っています（ペアレントトレーニング等）。
- ・各児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置しています。
- ・こどもや保護者等へのカウンセリング実施数  
令和5年度：カウンセリング強化事業（児童相談所） 15回 33人
- ・児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数  
令和5年度：11件 令和4年度：6件 令和3年度：8件
- ・親族里親については、里親研修等は受講しておりません。必要に応じて、個別に養育相談等の助言を行っております。

##### 【課題】

- ・里親数の増加に伴い、児童相談所の業務量が増加し、里親への支援に即応することが難しい状況です。
- ・家庭復帰できるにもかかわらず、家庭復帰等の支援が十分でない等の理由により措置が長期化しているこどもがいる可能性があります。

##### 【今後の取組方針】

- ・こどものパーマネンシー保障に向けた児童相談所の対応について検討します。
- ・親子関係再構築のための支援体制の充実を目指してまいります。

表 38 令和5年度中に入所措置を行っていたこどもについて、令和6年3月31日時点での平均措置期間（単位 年）

| 施設・里親等   | 平均措置期間 |
|----------|--------|
| 児童養護施設   | 5.0    |
| 乳児院      | 1.6    |
| ファミリーホーム | 2.9    |
| 里親       | 4.3    |
| 里親内訳     | 平均措置期間 |
| 養育里親     | 4.7    |
| 専門里親     | 1.7    |
| 親族里親     | 5.5    |
| 養子縁組里親   | 1.5    |

（注）令和6年10月福島県こども未来局児童家庭課調査

## 【評価指標・数値目標】

### ○里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間

ケースマネジメントを適切に行うことにより、家庭復帰できるにもかかわらず措置が長期化しているこどもについて、家庭復帰等の支援を行うことにより平均措置期間が減少する可能性があり、令和11年度末には約1割の減少を目指します。（単位 年）

| 年度     | 現状  | 目標  |     |     |     |     |     |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|        | R5  | R6  | R7  | R8  | R9  | R10 | R11 |
| 里親     | 4.3 | 4.3 | 4.3 | 4.1 | 4.0 | 3.9 | 3.8 |
| 児童養護施設 | 5.0 | 5.0 | 5.0 | 4.8 | 4.7 | 4.6 | 4.5 |

## （2）親子関係再構築に向けた取組

親子関係再構築支援は、親子分離等によって里親・ファミリーホーム・施設で生活しているこどもとその親のみを対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、在宅で生活する親子を対象とした支援を含む、家族の状況や課題等に応じた多様な形での関係修復や再構築のための支援を指すものです。

また、親子の交流がない場合等も含め、こどもの生き立ちの整理や、きょうだい等の家族・親族等との関係性の構築、永続的なつながりや養育環境を構築するための支援も含まれます。

### ① 児童相談所における体制強化について

#### 【現状】

- ・児童相談所では、地域支援担当の児童福祉司を中心に、親子関係再構築支援を行っております。
- ・親への相談支援に関する児童相談所職員のスキルアップを図るため、ペアレントトレーニング等の研修を実施しています。

#### 【課題】

- ・ペアレントトレーニング等の研修を受け、ライセンスを取得している職員は増えており、親子関係再構築支援に活かすことはできていますが、児童相談所においては緊急性の高いケースの対応が優先されることから、時間をかけてプログラム全体を実施できるケースは多くありません。

#### 【今後の取組方針】

- ・引き続き、親子関係再構築支援のスキルアップのための研修を行うとともに、ライセンスを取得している職員が、プログラムが実施できるような体制について検討してまいります。

### ② 民間団体との協働による支援の充実について

#### 【現状】

- ・県内では保護者支援プログラムを実施している民間団体は少なく、児童相談所において、民間団体との協働による親子関係再構築に向けた取組は行っておりません。

#### 【課題】

- ・県内には保護者支援プログラムを実施している民間団体が少なく、児童相談所の支援している親子について、取組を委託できない状況です。

#### 【今後の取組方針】

- ・民間団体の情報を収集し、連携について検討してまいります。

### ③ 市町村における支援体制の強化と連携等について

#### 【現状】

- ・在宅支援ケースや家庭復帰するこどもについては個別に対応し、必要に応じて市町村と連携をしております。

#### 【課題】

- ・在宅支援ケースや家庭復帰するこどもへの支援について、市町村の連携に関する体制はシステムとして整備されていません。

#### 【今後の取組方針】

- ・在宅支援ケースや家庭復帰するこどもへの支援について、市町村と連携するシステムのあり方について検討してまいります。

### ④ 里親・ファミリーホーム・施設との協働による支援について

#### 【現状】

- ・代替養育の対象となっている親子を対象とした親子関係再構築支援については、里親・ファミリーホーム・施設と児童相談所で、アセスメントを共有し、面会交流に関する計画を立て、評価をしながら、丁寧に行っています。
- ・生い立ちの整理や親子の交流等、親子関係の修復や再構築のための支援を行っています。

#### 【課題】

- ・代替養育の対象となっている親子の抱える問題については、多様化・複雑化しているため、児童相談所、里親・ファミリーホーム、施設それぞれにおいてアセスメントや支援を行うための専門性の向上が必要です。
- ・里親・ファミリーホーム・施設と児童相談所が親子の支援について、同じ方向性で動くことができるよう連携することが必要です。

#### 【今後の取組方針】

- ・引き続き、研修の実施による専門性の向上を図ります。
- ・里親・ファミリーホーム・施設と児童相談所の連携が円滑にできるよう、会議等で情報共有や協議を行ってまいります。

### 【評価指標・数値目標】

#### ○親子再統合支援事業による各種支援の実施件数

親子再統合支援として、令和5年度はカウンセリング事業を15回、33人に実施し、家族療法・保護者支援プログラムを令和5年度は2件、令和3～令和6年9月までの平均で1.6件実施しています。スーパーバイズ事業、宿泊型支援事業の実施はありません。

継続的な親子関係再構築支援事業による各種支援の実施件数について、増加を目指します。

(単位 件)

| 年度   | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|------|----|----|----|----|----|-----|-----|
|      | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 実施件数 | 17 | 17 | 18 | 19 | 20 | 22  | 24  |

### ○親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況

専門チーム等の配置予定はありませんが、各児童相談所に措置後の支援を行う担当職員を1名ずつ配置することを目指します。  
(単位 人)

| 年度    | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|
|       | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 職員配置数 | 0  | 0  | 0  | 2  | 2  | 4   | 4   |

### ○親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数

令和5年度において、親への相談支援等に関する児童相談所職員への研修は、面接スキルトレーニング研修を経験年数別に2回実施しました。今後は支援技術を効果的に身につけるため経験年数を細分化し、研修回数の増加、受講者数の増加を目指します。

(単位 回)

| 年度   | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|------|----|----|----|----|----|-----|-----|
|      | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 実施回数 | 2  | 2  | 2  | 3  | 3  | 3   | 3   |

### ○心理判定員を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数

令和5年度において、保護者支援プログラム等に関する研修を1回実施し、令和3～5年度のライセンス取得者数の平均は7.3人でした。また、派遣研修により保護者支援プログラムを習得する試みも行っています。今後も同様の研修回数の実施を目標とし、ライセンス取得者数は平均数の維持を目指します。  
(単位 回、人)

| 年度        | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|-----------|----|----|----|----|----|-----|-----|
|           | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 実施回数      | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 1   |
| ライセンス取得者数 | 4  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8   | 8   |

### ○民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数

児童相談所の支援している親子について、民間団体への保護者支援プログラムの実施は委託しておりません。委託可能な民間団体を確認しながら、委託に向けて検討します。

(単位 箇所)

| 年度   | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|------|----|----|----|----|----|-----|-----|
|      | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 委託先数 | 0  | 0  | 0  | 1  | 1  | 1   | 1   |

## (3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

家庭における養育が困難又は適当でないため、代替養育で養育され、家庭への復帰が困難な子どもについて、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー保障として、養子縁組や特別養子縁組の推進が求められており、県内の状況を踏まえた支援体制の構築に向けた取組を行う必要があります。

#### 【現状】

- ・県内の特別養子縁組の成立状況は表39のとおりであり、各年度の平均で8人となっています。
- ・県内で活動している民間あっせん機関はありません。

【課題】

- ・特別養子縁組については、こどもの権利を最優先とし、必要と考えられる場合には児童相談所で適切に対応していますが、制度上、実親の同意が得られない場合には特別養子縁組を行うことが難しい状況です。

【今後の取組方針】

- ・養子縁組や特別養子縁組成立後の養親への支援について、里親連合会や関係機関と連携による対応について検討してまいります。
- ・民間あっせん業者は県内にはありませんが、今後、希望する業者があれば申請等の手続きについて助言し、支援や連携を適切に行ってまいります。

表 39 特別養子縁組の成立件数

(単位 人)

| 年度   | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 平均※ |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 成立件数 | 12  | 13  | 4   | 4   | 11  | 6   | 8   |

| 年度   | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | 平均※ |
|------|-----|----|----|----|----|-----|
| 成立件数 | 9   | 9  | 8  | 6  | 10 | 8   |

※ 平均は小数点第1位を四捨五入。民間あっせん成立件数を除く。令和5年度は速報値。

表 40 児童相談所による特別養子縁組等の相談支援件数

(単位 件)

| 年度     | R元 | R2  | R3  | R4  | R5 | R6.4～9 |
|--------|----|-----|-----|-----|----|--------|
| 相談支援件数 | 97 | 121 | 101 | 114 | 68 | 65     |

(注) 相談支援の内容は、養子、養親、父母その他養子縁組に関する者に係る養子縁組成立前から養子縁組成立後含めた全てが対象。(令和6年10月福島県こども未来局児童家庭課調査)

【前期計画の指標】

| 指標         | H29 年度末<br>現況値 | 前期計画の<br>目標値 | R5 年度<br>現況値 |
|------------|----------------|--------------|--------------|
| 特別養子縁組成立件数 | 11 件           | 適切に対応する      | 10 件         |

## 【評価指標・数値目標】

### ○児童相談所及び民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数

児童相談所を通じた特別養子縁組等の成立件数は年度によって増減があり、平均で8件です。令和5年度と同等の件数を目標とします。県内に民間あっせん機関がないため、特別養子縁組の成立件数については現状では見込めません。

(単位 件)

| 年度 | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
|    | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 件数 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10  | 10  |

### ○児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数

親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数については、令和元～5年度までの実績はありません。そのため、今後の申立件数を見込むことが困難な状況ですので、申立があった場合には適切に対応してまいります。

### ○里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数

設置がない又は調査を実施していないため、児童相談所以外の機関における相談支援件数は不明です。児童相談所における令和6年4月～9月までの相談支援件数は68件です。

県内には里親支援センターや民間団体等はないため、現状では相談支援件数が見込めない状況であり、目標値については児童相談所における件数を元に1割程度の増加を見込みます。

(単位 件)

| 年度 | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
|    | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 件数 | —  | 68 | 69 | 70 | 71 | 73  | 75  |

### ○特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数

フォスタリング研修等特別養子縁組等に関する派遣研修の受講について、各年度2人ずつを目標とします。

(単位 人)

| 年度  | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|
|     | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 職員数 | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  | 2   | 2   |

## 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

こどもの最善の利益を実現するため、こどもを家庭において養育することが困難、又は適当でない場合には、こどもを「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるようにしなければならないとされており、代替養育を必要とするこどもについては、里親等への委託を推進する必要があります。

「家庭養育優先原則」を実現するためには、こどもの養育の受け皿となる里親を増やす必要があり、そのために新たな里親の開拓や、里親への研修や支援等を包括的に行うフォostリング機関の確保等の取組を行うことが求められています。

そのため、県内の里親やファミリーホームへの委託が必要なこども数の見込みと里親の状況を踏まえ、本県における里親等委託率の目標設定を行い、里親委託推進のための取組を行う必要があります。

### (1) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み

- ・「5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み」で示された里親やファミリーホームの委託こども数の見込みは表 26 のとおりであり、現状との差は表 41 のとおり、新たに 163 人分の里親への新規措置が見込まれます。
- ・里親委託見込み数の中に、ファミリーホームが適当なこどもも含まれている可能性もありますが、養育経験豊富な里親がファミリーホーム養育者となるため、まずは里親への委託数見込みとして対応を検討することとします。

(再掲) 表 26 代替養育を必要とするこども数の見込み (単位 人)

| 年齢区分    | 乳児院 | 児童養護施設 | 里親  | ファミリーホーム | 合計  |
|---------|-----|--------|-----|----------|-----|
| 3 歳未満   | 10  | 0      | 25  | 0        | 35  |
| 3 歳～就学前 | 0   | 0      | 42  | 4        | 46  |
| 学童期以降   | 0   | 124    | 201 | 21       | 346 |
| 合計      | 10  | 124    | 268 | 25       | 427 |

(再掲) 表 25 令和 10 月 1 日現在の代替養育の措置を受けているこども数 (単位 人)

| 年齢区分    | 乳児院 | 児童養護施設 | 里親  | ファミリーホーム | 合計  | 年齢区分比率 |
|---------|-----|--------|-----|----------|-----|--------|
| 3 歳未満   | 7   | 0      | 19  | 0        | 26  | 7%     |
| 3 歳～就学前 | 0   | 15     | 25  | 4        | 44  | 11%    |
| 学童期以降   | 0   | 243    | 61  | 21       | 325 | 82%    |
| 合計      | 7   | 258    | 105 | 25       | 395 | 100%   |

表 41 代替養育こども数の見込みと現状の差

| 年齢区分    | 乳児院 | 児童養護施設 | 里親  | ファミリーホーム | 合計 |
|---------|-----|--------|-----|----------|----|
| 3 歳未満   | 3   | 0      | 6   | 0        | 9  |
| 3 歳～就学前 | 0   | △15    | 17  | 0        | 2  |
| 学童期以降   | 0   | △119   | 140 | 0        | 21 |
| 合計      | 3   | △134   | 163 | 0        | 32 |

(注) 表 26 「代替養育を必要とするこども数の見込み」と

表 25 「令和 6 年 10 月 1 日現在の代替養育の措置を受けているこども数」との差。

## (2) 県内の里親の状況

- ・里親の登録数及び委託を受けている里親数は、増加傾向にあります。
- ・里親登録数は令和5年度末で265世帯、令和6年10月1日現在で255世帯となっています。
- ・里親登録数は年によって増減があり、新規里親登録の令和元～5年度の平均が28世帯であるのに対し、登録取消数は令和元～5年度の平均が16世帯で、新規登録が登録取消を上回っており、里親登録数は増加しています。
- ・登録取消の理由は里親の健康状態や家庭の状況、高齢となったこと等の理由もありますが、こどもの委託がないまま登録期間が経過し、登録更新時等に登録取消の意向を示す里親もある状況です。
- ・委託を受けている里親数は増加しており、計画策定前の平成30年度には77世帯、令和5年度は85世帯となっています。令和6年10月1日現在の状況では委託を受けている世帯が93世帯に対し、委託こども数は105人であり、12人のこどもは2人目以降のこどもとして里親世帯に委託されています。
- ・里親登録数が増加し委託を受けている里親が増え、里親等委託率の増加につながっています。



表 42 里親登録数

(単位 世帯)

| 年度        | H25        | H26        | H27        | H28        | H29        | H30        |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| <b>全体</b> | <b>206</b> | <b>194</b> | <b>196</b> | <b>213</b> | <b>190</b> | <b>204</b> |
| 前年比       | －          | 94%        | 101%       | 109%       | 89%        | 107%       |
| 対 H25 年度比 | －          | 94%        | 95%        | 103%       | 92%        | 99%        |
| 養育里親      | 160        | 135        | 136        | 146        | 154        | 165        |
| 前年比       | －          | 84%        | 101%       | 107%       | 105%       | 107%       |
| 対 H25 年度比 | －          | 84%        | 85%        | 91%        | 96%        | 103%       |
| 専門里親      | 5          | 7          | 7          | 7          | 7          | 8          |
| 前年比       | －          | 140%       | 100%       | 100%       | 100%       | 114%       |
| 対 H25 年度比 | －          | 140%       | 140%       | 140%       | 140%       | 160%       |
| 親族里親      | 12         | 12         | 11         | 11         | 11         | 9          |
| 前年比       | －          | 100%       | 92%        | 100%       | 100%       | 82%        |
| 対 H25 年度比 | －          | 100%       | 92%        | 92%        | 92%        | 75%        |
| 養子縁組里親    | 81         | 98         | 103        | 113        | 69         | 91         |
| 前年比       | －          | 121%       | 105%       | 110%       | 61%        | 132%       |
| 対 H25 年度比 | －          | 121%       | 127%       | 140%       | 85%        | 112%       |

| 年度        | R 元        | R2         | R3         | R4         | R5         |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| <b>全体</b> | <b>225</b> | <b>234</b> | <b>254</b> | <b>270</b> | <b>265</b> |
| 前年比       | 110%       | 104%       | 109%       | 106%       | 99%        |
| 対 H25 年度比 | 109%       | 114%       | 123%       | 131%       | 129%       |
| 養育里親      | 184        | 191        | 208        | 227        | 229        |
| 前年比       | 112%       | 104%       | 109%       | 109%       | 101%       |
| 対 H25 年度比 | 115%       | 119%       | 130%       | 142%       | 144%       |
| 専門里親      | 7          | 8          | 7          | 7          | 8          |
| 前年比       | 0.88%      | 114%       | 0.88%      | 100%       | 115%       |
| 対 H25 年度比 | 140%       | 160%       | 140%       | 140%       | 160%       |
| 親族里親      | 9          | 10         | 11         | 8          | 5          |
| 前年比       | 100%       | 111%       | 110%       | 73%        | 63%        |
| 対 H25 年度比 | 75%        | 83%        | 92%        | 67%        | 42%        |
| 養子縁組里親    | 110        | 123        | 133        | 126        | 129        |
| 前年比       | 121%       | 112%       | 108%       | 95%        | 103%       |
| 対 H25 年度比 | 136%       | 152%       | 164%       | 156%       | 160%       |

(注)「福祉行政報告例」より。各年度末の状況。種別を重複して登録している里親を含みます。  
令和 5 年度は速報値。

表 43 委託を受けている里親の割合

(単位 世帯)

| 里親種類       | 年度  | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    |
|------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 全体         | 里親数 | 61     | 50     | 50     | 62     | 65     | 77     |
|            | 受託率 | 29.6%  | 25.8%  | 25.5%  | 29.1%  | 34.2%  | 37.7%  |
| 養育里親       | 里親数 | 44     | 33     | 36     | 39     | 47     | 56     |
|            | 受託率 | 27.5%  | 24.4%  | 26.5%  | 26.7%  | 30.5%  | 33.9%  |
| 専門里親       | 里親数 | 3      | 4      | 4      | 2      | 3      | 3      |
|            | 受託率 | 60.0%  | 57.1%  | 57.1%  | 28.6%  | 42.9%  | 37.5%  |
| 親族里親       | 里親数 | 12     | 12     | 11     | 11     | 11     | 9      |
|            | 受託率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 養子縁組<br>里親 | 里親数 | 7      | 4      | 3      | 10     | 5      | 9      |
|            | 受託率 | 8.6%   | 4.1%   | 2.9%   | 8.8%   | 7.2%   | 9.9%   |

| 里親種類       | 年度  | R 元    | R2    | R3     | R4    | R5    |
|------------|-----|--------|-------|--------|-------|-------|
| 全体         | 里親数 | 88     | 88    | 82     | 82    | 85    |
|            | 受託率 | 39.1%  | 37.6% | 32.4%  | 30.4% | 32.1% |
| 養育里親       | 里親数 | 67     | 68    | 64     | 62    | 73    |
|            | 受託率 | 36.4%  | 35.6% | 31.1%  | 27.3% | 31.9% |
| 専門里親       | 里親数 | 4      | 3     | 3      | 3     | 4     |
|            | 受託率 | 57.1%  | 37.5% | 42.9%  | 42.9% | 50.0% |
| 親族里親       | 里親数 | 9      | 7     | 8      | 6     | 4     |
|            | 受託率 | 100.0% | 70.0% | 100.0% | 75.0% | 66.7% |
| 養子縁組<br>里親 | 里親数 | 11     | 11    | 7      | 12    | 6     |
|            | 受託率 | 10.0%  | 8.9%  | 5.5%   | 9.5%  | 5.0%  |

(注)「福祉行政報告例」より。各年度末の状況。令和5年度は速報値。

里親数はこどもの委託を受けている里親数。

受託率は登録されている里親数に占める委託を受けている里親数の割合。

種別を重複して登録している里親を含みます。

表 44 直近の里親受託率（令和6年10月1日現在）

| 里親登録数（世帯）           | 委託里親数（世帯） | 委託子ども数（人） | 受託率    |
|---------------------|-----------|-----------|--------|
| 255                 | 93        | 105       | 36.5%  |
| 2人目以上として委託されている子ども数 |           | 12        | 11.4%※ |

※ 委託子ども数 105 人に占める割合。

表 45 新規里親登録の状況

(単位 世帯)

| 年度     | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H25～30<br>平均※ |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------|
| 全体     | 22  | 19  | 23  | 28  | 22  | 34  | 25            |
| 養育里親   | 17  | 6   | 10  | 18  | 19  | 27  | 16            |
| 専門里親   | 0   | 2   | 0   | 0   | 1   | 1   | 1             |
| 親族里親   | 2   | 0   | 0   | 1   | 1   | 1   | 1             |
| 養子縁組里親 | 18  | 15  | 18  | 18  | 17  | 24  | 18            |

| 年度     | R 元 | R2 | R3 | R4 | R5 | R 元～5 平均※ |
|--------|-----|----|----|----|----|-----------|
| 全体     | 30  | 28 | 31 | 32 | 21 | 28        |
| 養育里親   | 27  | 23 | 25 | 30 | 21 | 25        |
| 専門里親   | 0   | 1  | 0  | 0  | 1  | 0         |
| 親族里親   | 0   | 1  | 2  | 0  | 0  | 1         |
| 養子縁組里親 | 23  | 18 | 14 | 20 | 13 | 18        |

※ 小数点第 1 位を四捨五入。

(注)「福祉行政報告例」より。各年度末の状況。令和 5 年度は速報値。

種別を重複して登録している里親を含みます。

表 46 里親の登録取消状況

(単位 世帯)

| 年度     | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H25～30<br>平均※ |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------|
| 全体     | 22  | 31  | 21  | 11  | 45  | 20  | 25            |
| 養育里親   | 20  | 29  | 9   | 8   | 11  | 16  | 16            |
| 専門里親   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 0   | 0             |
| 親族里親   | 1   | 0   | 1   | 1   | 1   | 3   | 1             |
| 養子縁組里親 | 10  | 8   | 13  | 6   | 61  | 2   | 17            |

| 年度     | R 元 | R2 | R3 | R4 | R5 | R 元～5<br>平均※ |
|--------|-----|----|----|----|----|--------------|
| 全体     | 9   | 19 | 11 | 15 | 26 | 16           |
| 養育里親   | 8   | 16 | 8  | 9  | 19 | 10           |
| 専門里親   | 1   | 0  | 1  | 0  | 0  | 0            |
| 親族里親   | 0   | 0  | 1  | 0  | 3  | 1            |
| 養子縁組里親 | 4   | 8  | 4  | 22 | 10 | 10           |

※ 小数点第 1 位を四捨五入。

(注)「福祉行政報告例」より。各年度末の状況。令和 5 年度は速報値。

種別を重複して登録している里親を含んでおり、平成 29 年度及び令和 4 年度は、養子縁組里親を取り消しても、養育里親としては継続している里親がいるため、全体数よりも養子縁組里親の取消数が多くなっています。

### (3) 必要な里親数の算出

- ・現状に加えて 163 人のこどもを里親委託とし、1 世帯に 1 人のこどもが委託されると仮定した場合、163 世帯の里親が必要となります。しかし、実際は 1 世帯に 2 人以上委託されることもあり、令和 6 年 10 月 1 日現在では 11.4% のこどもが 2 人以上同じ里親に委託されています（表 44）。163 人について同程度の割合で 2 人以上同じ里親に委託されると仮定した場合には約 20 人のこどもが対象となり、必要な里親は 143 世帯となります。委託する里親の種類については、現状からは養育里親が大部分を占めると想定されます。
- ・こどもを里親に委託する際には、こどもの状況と里親の状況を十分勘案した適切なマッチングが必要ですが、その上でも、こどもが里親宅で生活を継続することが困難になる場合も起こり得ます。特に養育里親については、実親との関係は継続しながら、家族として生活を始めることとなるため、十分な調整と準備が必要です。そのため、里親（特に養育里親）については、登録された里親全てがこどもを受託するということは現実的には困難です。表 44「直近の里親の受託率」に示すように、本県の直近の受託率は 36.5% であり、里親等委託率の高い自治体でも 5 割程度であることを踏まえれば、実際に委託できるのは 4～5 割程度の里親と考えられます。
- ・こうした状況を踏まえると、143 世帯の養育里親にこどもを委託するとした場合、養育里親の登録数は受託率が 40% の場合は 350 世帯、50% の場合は 280 世帯が必要となります。
- ・現在措置されているこどもについて、現状の措置のまま継続し、かつ里親等委託率が現状を下回らないと仮定した場合、措置変更により里親委託となるこどもや学童期以降に代替養育が必要となるこどももいますが、乳幼児期に里親委託されたこどもが成長し、次の年齢区分に移行していくことを想定すると、学童期以降の里親等委託率も増加していくと考えられます。その前提として、現在こどもを受託している里親の状況を維持しつつ、新規の代替養育が必要なこどもに対し、継続的に受託可能な里親の数を確保していくことが必要となり、そのためには新たな養育里親として、280～350 世帯が必要となります。
- ・里親登録数の増加のためには、新規里親のリクルートも重要ですが、登録取消の数を減らすことも必要です。未委託のまま登録取消となる里親も多く、里親登録数増加のための課題といえます。こどもを委託可能な里親を増やすための研修や、委託後の支援の充実、未委託里親への定期的な訪問などの支援等が必要となります。
- ・養子縁組里親については現状の登録数でもニーズに応じることは可能ですが、里親登録を希望するきっかけは養子を望んで相談につながる場合が多く、養子縁組里親希望者に対して丁寧な説明を行い、養育里親についても理解を得られるように努める必要があります。

### (4) 本県における里親等委託率の数値目標について

#### ①国における里親等委託率の数値目標

- ・国においては、「遅くとも令和 11 年度までに、乳幼児の里親等委託率 75% 以上、学童期以降の里親等委託率 50% 以上」としています。

#### ②本県における里親等委託率の数値目標

- ・本県におけるこどものニーズにのみ着目した場合に望ましい措置先を前提とした代替養育の見込み数は表 26 のとおりであり、令和 6 年 10 月 1 日現在を基礎とし、その差を 5 年で埋めていくことを想定した場合、1 年あたり、3 歳未満のこどもについては、乳児院措置が 1 人程度増加かつ里親等に 1 人以上の増加、3 歳から就学前のこどもについては、児童養護施設措置の 3 人以上減少、里親に 3 人以上の増加、学童期以降のこどもについては、児童養護施設措置の 24 人以上減少かつ里親委託数を 28 人以上増加させることとなります。その場合の里親等委託率の推移は表 48 のとおりであり、国の示す数値目標に近い形で里親等委託率の増加が見込まれます。
- ・しかし、現状の里親、特に養育里親の登録数の状況では、3 歳未満と 3 歳から就学前の増加分には対応できませんが、学童期以降は対象となるこども数が多く、現状で登録されている養育里親数では、受け入れる里親の数を毎年確保することは困難です。また、こどもと里親の

マッチングの難しさや様々な事情を抱えるこどもを養育できる養育里親の確保の難しさを考えれば、実現は容易ではないと考えられます。

- ・また、里親委託が望ましいこどもについても、保護者の同意が得られない、安全確保が難しい、こどもに特別なケアが必要である等の理由で、里親委託が難しいこどもは存在しており、特に学童期以降のこどもについては、こどもの状況と里親のマッチングを丁寧に行う必要があることなどから、3歳未満や3歳から就学前のこどもよりも里親委託推進の難しさがあります。
- ・今後も同程度の里親登録数の増加があり、新規登録分の半数が委託を受けると仮定し、その増加分を学童期以降の里親委託数の増加にあてるとした場合、毎年度里親委託数を13人増加、児童養護施設分を13人減として見込んだ場合の学童期以降の里親等委託率は表49のとおりであり、令和11年度には46.8%となると見込まれます。
- ・本県の実情を反映した学童期以降の里親等委託率の推移では、国目標の50%には到達していませんが、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの里親等支援を効果的に実施することで、里親等委託率50%を目指してまいります。
- ・里親とこどもに対する丁寧な支援を行いながら、就学前・学童期以降ともに国と同等の「概ね5年以内に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね5年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の目標を目指していくこととします。
- ・なお、里親等委託は、児童相談所における家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を十分踏まえたアセスメントの結果によって、こどもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために行われるべきものではないことに留意します。

(再掲) 表 41 代替養育こども数の見込みと現状の差

| 年齢区分   | 乳児院 | 児童養護施設 | 里親  | ファミリーホーム | 合計 |
|--------|-----|--------|-----|----------|----|
| 3歳未満   | 3   | 0      | 6   | 0        | 9  |
| 3歳～就学前 | 0   | △15    | 17  | 0        | 2  |
| 学童期以降  | 0   | △119   | 140 | 0        | 21 |
| 合計     | 3   | △134   | 163 | 0        | 32 |

表 47 令和6年10月1日現在と代替養育見込み数の差を5年で実現する場合に、1年あたりに措置するこども (単位 人)

|        | 乳児院 | 児童養護施設 | 里親 | ファミリーホーム | 合計 |
|--------|-----|--------|----|----------|----|
| 3歳未満   | 1   | 0      | 1  | 0        | 2  |
| 3歳～就学前 | 0   | △3     | 3  | 0        | 0  |
| 学童期以降  | 0   | △24    | 28 | 0        | 4  |

(注) 差を5年で除し、小数点第一位以下は四捨五入。

表 48 こどものニーズにのみ着目した場合の代替養育の試算を5年（※1）で実現する場合の年度ごとの里親等委託率の推移の見込み（単位 %）

| 年齢区分   | R6※2  | R7    | R8    | R9    | R10   | R11    |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 3歳未満   | 73.1% | 72.7% | 72.3% | 72.0% | 71.7% | 71.4%  |
| 3歳～就学前 | 65.9% | 73.0% | 79.9% | 86.7% | 93.4% | 100.0% |
| 学童期以降  | 25.2% | 33.4% | 41.4% | 49.3% | 56.9% | 64.3%  |
| 全 体    | 32.9% | 40.5% | 47.9% | 55.1% | 62.0% | 68.7%  |

※1 改定後の計画期間である令和7～11年度

※2 令和6年のみ10月1日現在の現況値。

表 49 本県の実情を反映した学童期以降の里親等委託率の推移（単位 %）

| 年齢区分  | R6    | R7    | R8    | R9    | R10   | R11   |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 学童期以降 | 25.2% | 29.5% | 33.8% | 38.2% | 42.5% | 46.8% |

表 50 年度毎の里親等委託こども数の見込みの推移（単位 人）

| 年齢区分   | R6  | R7  | R8  | R9   | R10 | R11 |
|--------|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 3歳未満   | 19  | 20  | 21  | 22.6 | 24  | 25  |
| 3歳～就学前 | 29  | 32  | 36  | 39   | 43  | 46  |
| 学童期以降  | 82  | 95  | 108 | 121  | 134 | 147 |
| 全 体    | 130 | 148 | 165 | 183  | 200 | 218 |

表 51 年度毎の施設で養育が必要なこども数の見込みの推移（単位 人）

| 年齢区分   | R6  | R7  | R8  | R9  | R10 | R11 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 3歳未満   | 7   | 8   | 8   | 9   | 9   | 10  |
| 3歳～就学前 | 15  | 12  | 9   | 6   | 3   | 0   |
| 学童期以降  | 243 | 230 | 217 | 204 | 191 | 178 |
| 合 計    | 265 | 250 | 234 | 219 | 203 | 188 |

【指標に対する令和5年度末の状況】

| 指標                 | H29年度末<br>現況値 | 前期計画の<br>目標値     | R5年度末<br>現況値 |
|--------------------|---------------|------------------|--------------|
| 里親等委託率<br>(3歳未満)   | 53.8%         | 75.0%<br>(R6年度)  | 84.0%        |
| 里親等委託率<br>(3歳～就学前) | 30.3%         | 75.0%<br>(R8年度)  | 66.7%        |
| 里親等委託率<br>(学童期以降)  | 17.8%         | 30.0%<br>(R11年度) | 23.5%        |
| 登録里親数              | 190           | 増加を目指す           | 265          |
| 委託里親数              | 65            | 増加を目指す           | 85           |
| 委託こども数             | 75            | 増加を目指す           | 98           |

※里親種類ごとの値（平成 30 年度 計画策定時）

| 里親種類   | 登録里親数<br>(世帯) | 委託里親数<br>(世帯) | 委託こども数<br>(人) |
|--------|---------------|---------------|---------------|
| 全体     | 190           | 65            | 75            |
| 養育里親   | 154           | 47            | 52            |
| 専門里親   | 7             | 3             | 4             |
| 親族里親   | 11            | 11            | 14            |
| 養子縁組里親 | 69            | 5             | 5             |

(令和 5 年度末)

| 里親種類   | 登録里親数<br>(世帯) | 委託里親数<br>(世帯) | 委託こども数<br>(人) |
|--------|---------------|---------------|---------------|
| 全体     | 265           | 85            | 98            |
| 養育里親   | 229           | 73            | 83            |
| 専門里親   | 8             | 4             | 4             |
| 親族里親   | 5             | 4             | 5             |
| 養子縁組里親 | 129           | 6             | 6             |

#### 【評価指標・数値目標】

##### ○ 3 歳未満、3 歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率

里親等委託率は令和 11 年度末までに、3 歳未満 75%以上、3 歳～就学前 75%以上、学童期以降 50%以上の目標を目指していくこととします。登録率、稼働率は上昇を目指します。

#### 里親等委託率

$$= \frac{\text{里親・ファミリーホームに委託されているこども数}}{\text{乳児院入所こども数} + \text{児童養護施設入所こども数} + \text{里親・ファミリーホーム委託こども数}}$$

|         | H29 年度末<br>現況値 | 前期計画の<br>目標値      | R5 年度末<br>現況値 | R11 年度末<br>目標値 |
|---------|----------------|-------------------|---------------|----------------|
| 3 歳未満   | 53.8%          | 75.0%<br>(R6 年度)  | 84.0%         | 75%以上          |
| 3 歳～就学前 | 30.3%          | 75.0%<br>(R8 年度)  | 66.7%         | 75%以上          |
| 学童期以降   | 17.8%          | 30.0%<br>(R11 年度) | 23.5%         | 50%以上          |

(単位 %)

| 年度      | 現状   |      | 推定値  |      |      |      |       |
|---------|------|------|------|------|------|------|-------|
|         | R5   | R6※  | R7   | R8   | R9   | R10  | R11   |
| 3 歳未満   | 84.0 | 73.1 | 72.7 | 72.3 | 72.0 | 71.7 | 71.4  |
| 3 歳～就学前 | 66.7 | 65.9 | 73.0 | 79.9 | 86.7 | 93.4 | 100.0 |
| 学童期以降   | 23.5 | 25.2 | 29.5 | 33.8 | 38.2 | 42.5 | 46.8  |

※ 令和 5 年度は年度末、令和 6 年は 10 月 1 日現在の現況値。

## 里親等登録率

$$= \frac{\text{里親登録数} \times \text{平均受託子ども数} + \text{ファミリーホーム定員数}}{\text{乳児院入所子ども数} + \text{児童養護施設入所子ども数} + \text{里親・ファミリーホーム委託子ども数}}$$

※平均受託児童数：里親委託児童数/受託里親数

(単位 %)

| 年度    | 現状 |    | 目標 |    |     |     |     |
|-------|----|----|----|----|-----|-----|-----|
|       | R5 | R6 | R7 | R8 | R9  | R10 | R11 |
| 里親登録率 | 91 | 81 | 88 | 97 | 104 | 114 | 122 |

## 里親等稼働率

$$= \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託子ども数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託子ども数} + \text{ファミリーホーム定員数}}$$

(単位 %)

| 年度     | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|
|        | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 里親等稼働率 | 43 | 45 | 47 | 48 | 49 | 49  | 49  |

## ○里親登録（認定）数、新規里親登録（認定）数、委託里親数、委託子ども数

里親登録数については、令和5年度は、養育里親が229世帯、専門里親が8世帯、養子縁組里親が129世帯です。里親等委託が必要と見込まれた子どもを全員委託するには、令和11年度までに養育里親350世帯、専門里親10世帯、養子縁組里親130世帯の増加が必要となります。

新規里親登録（認定）数、委託里親数、委託子ども数は里親等委託率及び里親登録数の達成状況により評価します。

## ○ファミリーホーム数の見込み、新規ホーム数、委託子ども数

令和6年10月1日現在のファミリーホーム設置数は5箇所、委託子ども数は25人です。ファミリーホームの入所率は8割程度で推移しており、定員増について検討の必要があり、増加を目指します。委託子ども数については里親等委託率により評価します。

| 年度  | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|
|     | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 定員数 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 36  | 36  |

## ○里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）

里親委託の推進を図っていく予定であるため、2割程度の上昇を目指し、里親等委託率により評価します。

(単位 %)

| 年度     | 現状 | 目標  |    |    |    |     |     |
|--------|----|-----|----|----|----|-----|-----|
|        | R5 | R6※ | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 委託里親割合 | —  | 37  | 38 | 39 | 41 | 43  | 45  |

※令和6年度は令和6年4月から10月までの現況値。



## ○里親登録（認定）に係る社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会の開催件数

里親認定の審議も含め、状況により年3～4回の開催としており、令和5年、6年度は3回の開催です。今後も同等の開催を目指します。

(単位 件)

| 年度   | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|------|----|----|----|----|----|-----|-----|
|      | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 開催件数 | 3  | 3  | 3  | 3  | 3  | 3   | 3   |

## (5) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

(4) の里親等委託率の数値目標を達成するためには、里親リクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、こどもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）について、包括的な実施体制の構築に向けた取組が必要です。

### 【現状】

- ・本県では児童相談所に里親コーディネーターを配置し、関係機関の協力を得ながら行っています。また、児童養護施設6カ所に里親支援専門相談員を配置し、里親リクルートや研修、委託中の里親支援等について、連携しながら活動しています。
- ・県内に里親支援センターやフォスタリング機関はありません。児童相談所職員や児童養護施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターが協働、役割分担しながら、里親支援を行っています。
- ・里親会として福島県里親連合会が活動しており、研修や里親サロンの運営等、里親同士の交流、支援等を行っています。

### 【課題】

- ・里親等支援については、児童相談所が中心となって業務を行っていますが、児童虐待対応件数の増加など、業務量が増加しております。
- ・里親支援に関する福島県里親連合会の意見として、里親登録者であることの証明書等の必要性や、経験者との情報交換ができること、里親の悩みが気軽に相談できる窓口があると良いこと、こどもを委託中の里親が困ったときにすぐに対応してもらえること、里親側の興味関心や困り感に合わせた内容の研修実施等が求められており、より即応的で柔軟な支援が必要とされています。
- ・里親登録数の増加や県民等に対する里親の認知度を高め里親が活動しやすくするため、里親月間の10月だけでなく、通年での広報活動が行えるよう、民間団体や市町村の協力を得ていく必要があります。

### 【今後の取組方針】

- ・フォスタリング業務の実施体制については、児童相談所が中心となって担っている状態から、児童福祉施設及び県里親連合会といった既存の資源をさらに活用するとともに、令和7年度からフォスタリング業務について、乳児院と連携した里親養育包括（フォスタリング）事業を実施してまいります。
- ・里親連合会の活動に対し、里親の種類や子育て世代のニーズに応じた交流や研修などの活動を行うための支援を継続してまいります。
- ・里親が活動しやすくなるよう、広報活動の充実や里親登録者であることの証明書の発行等の支援について取組を行ってまいります。

【評価指標・数値目標】

○里親支援センター設置数・民間への委託数、民間フォスタリング機関の設置数

令和7年度から里親養育包括（フォスタリング）事業を実施し、里親に対し丁寧な支援を行う体制整備を行います。（単位 箇所）

| 年度  | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|
|     | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 設置数 | 0  | 0  | 1  | 1  | 1  | 1   | 1   |

○基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数

里親トレーニング事業として各児童相談所で年2回程度実施しています。今後も各児童相談所において同回数を維持して実施してまいります。（単位 回、人）

| 年度   | 現状  | 目標  |     |     |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|      | R5  | R6  | R7  | R8  | R9  | R10 | R11 |
| 実施回数 | 9   | 8   | 8   | 8   | 8   | 8   | 8   |
| 受講者数 | 223 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |

「家庭養育優先原則」の実現のため、里親委託の推進を行っていく一方で、ケアニーズが非常に高いこどもへの専門的なケア等、施設での養育も引き続き必要とされていますが、その場合は「できる限り良好な家庭的環境」を確保する必要があるとあり、施設は小規模かつ地域分散化することが求められています。

また、施設は、こどもの養育機関としての専門性を生かし、里親支援の機能や地域の相談に応じる機能、市町村への支援機能など、高機能化及び多機能化・機能転換を行っていくことが必要とされています。

こうした状況に加え、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要なこどもの行き場がなくなることを防ぐよう、十分な受け皿を確保する必要があります。

こうしたことを踏まえながら、地域のニーズを的確に捉えた上で、施設で養育が必要なこども数の見込みを算出し、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を行う必要があります。

また、ケアニーズの非常に高いこどもへの対応について、児童自立支援施設におけるこどもへの対応の専門性の向上や、児童心理治療施設の新たな設置について検討する必要があります。

### (1) 施設で養育が必要なこども数の見込み

- ・「代替養育を必要とするこども数の見込み」で算出された施設で養育が必要なこども数は134人（表26）となっています。
- ・令和6年11月時点の今後の定員の見込みについて、県内8カ所の児童養護施設を対象に行った調査結果は表52のとおりであり、令和11年度で288人の見込みとなっています。
- ・県内唯一の乳児院である県立若松乳児院を令和7年3月に廃止し、令和7年4月から新たに県立乳児院が設置され、指定管理により運営することとしており、定員は15人となります。
- ・児童養護施設、乳児院の定員数を合計すると、令和11年度で303人となり、施設で代替養育が必要なこども数188人（表52）を超えています。
- ・表26「代替養育を必要とするこども数の見込み」では、里親268人、ファミリーホーム25人となっています。この数値は、こどものニーズにのみ着目した場合を想定して算出した数値であり、実際に委託措置が可能なこども数ではありません。
- ・「里親委託に保護者の同意が得られない」「里親の確保ができない」等の理由で実際に委託措置が困難なこどもがおり、里親の不足については今後の取組の努力により改善も見込まれますが、保護者が里親委託に同意しない場合やこどもと里親の安全確保のために里親委託が困難な場合については容易に改善できず、委託が困難なこどもが一定程度いることが見込まれます。また、ケアニーズの非常に高いこどもについては、施設でのケアが必要となってきます。こどものケアニーズにのみ着目した場合に必要とされる里親数の確保や委託推進への取組は行う一方で、こうしたこどもたちの代替養育の場としての施設の確保が必要となってきます。
- ・表54のとおり、保護者が同意しない又は安全確保のために里親委託が困難であった可能性がある89件は委託困難となる可能性があります。また、養育里親の確保が困難であった可能性がある45件は、養育里親の十分な確保ができるまでには時間を要することや、こどもとのマッチングで適切な養育里親が確保されない場合があることを踏まえれば、当面の間、施設での代替養育を受けるこどもも見込まれます。
- ・パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要なこどもの行き場がなくなることを防ぐよう、十分な受け皿を確保することに留意した場合、施設で養育することが必要なこどもの受け皿は268人分必要です。（表54）
- ・また、児童養護施設の入所率は表55に示すとおり8割程度であり、施設の場合もこどもの状況との適切なマッチングが必要であることを考えれば、必要な代替養育数は268人に1割程度上乗せした295人程度が必要となる可能性があります。

- ・児童養護施設と乳児院の令和11年度時点での代替養育の供給の見込み数は303人であり、保護が必要なこどもの行き場がなくならないための必要数は満たしている状況です。
- ・家庭養育優先の原則の実現に向けた取組を推進しながら、こどものセーフティネットとしての代替養育の場の確保に努めていく必要があります。

(再掲) 表26 代替養育を必要とするこども数の見込み (単位 人)

| 年齢区分   | 乳児院 | 児童養護施設 | 里親  | ファミリーホーム | 合計  |
|--------|-----|--------|-----|----------|-----|
| 3歳未満   | 10  | 0      | 25  | 0        | 35  |
| 3歳～就学前 | 0   | 0      | 42  | 4        | 46  |
| 学童期以降  | 0   | 124    | 201 | 21       | 346 |
| 合計     | 10  | 124    | 268 | 25       | 427 |

※1 里親等委託数の増加分153人については、現に代替養育を受けているこどもの年齢区分比率により各年齢区分の見込み数を計算。なお、計算上3歳未満、3歳～就学前の人数がマイナスとなる項目については、学童期以降の人数に振り分け。

※2 児童養護施設等の増加分については、学童期以降のみ想定されるため、同項目に加算。

(再掲) 表51 年度毎の施設で養育が必要なこども数の見込みの推移 (単位 人)

| 年齢区分   | R6  | R7  | R8  | R9  | R10 | R11 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 3歳未満   | 7   | 8   | 8   | 9   | 9   | 10  |
| 3歳～就学前 | 15  | 12  | 9   | 6   | 3   | 0   |
| 学童期以降  | 243 | 230 | 217 | 204 | 191 | 178 |
| 合計     | 265 | 250 | 234 | 219 | 203 | 188 |

表52 児童養護施設の定員数の見込み量 (単位 人)

| 年 度     | R6  | R7  | R8  | R9  | R10 | R11 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 施設定員数合計 | 303 | 303 | 290 | 288 | 288 | 288 |
| 敷地内定員数  | 206 | 206 | 171 | 167 | 161 | 161 |
| 敷地外定員数  | 97  | 97  | 119 | 121 | 127 | 127 |

(注) 令和6年11月福島県こども未来局児童家庭課調査。

県内8カ所の児童養護施設対象に令和6年11月時点での将来的な定員見込みを調査。

表53 若松乳児院の定員及び暫定定員※の推移 (単位 人)

| 年度   | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 平均   |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 定員   | 40  | 40  | 40  | 40  | 40  | 40  | —    |
| 暫定定員 | 23  | 24  | 24  | 20  | 17  | 14  | 21.1 |

| 年度   | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | 平均   |
|------|----|----|----|----|----|----|------|
| 定員   | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | —    |
| 暫定定員 | 14 | 13 | 14 | 13 | 12 | 10 | 12.6 |

※ 暫定定員とは、児童入所施設措置費を支弁するために、前年度または直近3年度の在籍児童数又は在籍述べ日数の平均値に1.11を乗じて算出する便宜的なもの。

表 54 里親等委託が困難なこども数を見込んだ児童養護施設等における代替養育必要数  
(単位 人)

| 里親が必要な<br>こども数 (A)   | 同意困難・安全確保<br>困難数※1 見込<br>( $B=A \times 1/3$ ) | 養育里親困難等<br>数※2 見込<br>( $C=A \times 1/6$ ) | 困難見込数合計<br>( $D=B+C$ ) |
|----------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------|
| 268                  | 89                                            | 45                                        | 134                    |
| 施設養育が必要<br>なこども数 (E) | 施設等における代替養育必要数<br>( $E+D$ )                   |                                           |                        |
| 134                  | 268                                           |                                           |                        |

※1 同意困難・安全確保困難数：里親委託に保護者の同意が得られなかった、こども・里親の安全確保のため困難里親の確保が出来なかった場合を想定

※2 養育里親困難等数：里親の確保が出来なかった場合を想定

(注) 同意困難・安全確保困難数見込及び養育里親困難等数見込の割合については、平成30年の調査結果による割合と同率（同意困難・安全確保困難数見込：1/3、養育里親困難等数見込：1/6を使用）

表 55 児童養護施設の入所率

| 年 度 | H27   | H28   | H29   | H30   |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 入所率 | 80.0% | 81.9% | 80.7% | 86.8% |

| 年 度 | R 元   | R2    | R3    | R4    | R5    | R 元～5 の平均 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|
| 入所率 | 88.0% | 85.6% | 78.7% | 78.7% | 82.5% | 82.7%     |

(注) 各年度3月1日時点の定員に占める入所したこども数の割合

表 56 現に児童相談所にて在宅指導中のこどものうち、児童心理治療施設への入所が望ましいと考えられる年代別こども数 (単位 人)

| 就学前 | 小学 | 中学 | 高校<br>(中卒) | 合計 | 平均年齢   |
|-----|----|----|------------|----|--------|
| 0   | 1  | 3  | 6          | 10 | 14.8 歳 |

(注) 現在、在宅にて継続指導、児童福祉司指導を行っているこどものうち、一時保護精査後に児童心理治療施設への入所を支援方針として保護者に提案したいと考えるこども数 (令和6年11月福島県こども未来局児童家庭課調査)

表 57 こどものケアニーズにのみ着目した場合に児童心理治療施設の措置が望ましいこども数  
(表19、表24、表56より抜粋)

|                                                  |      |
|--------------------------------------------------|------|
| 代替養育を受けているこども                                    | 8 人  |
| 一時保護しているこども                                      | 3 人  |
| 現に児童相談所にて在宅指導中のこどものうち、児童心理治療施設への入所が望ましいと考えられるこども | 10 人 |
| 合計                                               | 21 人 |

## (2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

### 【現状】

#### ○乳児院について

- ・県内唯一の乳児院である県立若松乳児院を令和7年3月に廃止し、令和7年4月から新たに県立乳児院を設置し、指定管理により運営します。
- ・新たな乳児院では、医療機関との連携を行い、里親のもとでは養育が困難な、疾患や障がいのある乳幼児も受入れ、また、専門性を生かした高機能化・多機能化を図ります。

#### ○児童養護施設について

- ・小規模化・地域分散化された児童養護施設数は8施設中7施設です。  
高機能化及び多機能化・機能転換については、里親支援専門相談員の配置数：8施設中6施設、児童家庭支援センター設置数：8施設中2施設です（県内に児童家庭支援センターは3カ所設置されており、うち2カ所が児童養護施設に併設されております）。
- ・令和5年度の定員は合計が303名、敷地内206名、敷地外97名で、令和14年度の見込みは、合計が286名、敷地内153名、敷地外133名となっており、今後は全体の定員数の減少が見込まれるとともに、敷地内の定員数の減少及び敷地外の定員数の増加が示されています。

#### ○児童自立支援施設について

- ・県内に児童自立支援施設を1カ所設置しております。

#### ○児童心理治療施設について

- ・県内には児童心理治療施設の設置はありません。

#### ○母子生活支援施設について

- ・県内の母子生活支援施設は2施設です。

#### ○施設等における人材確保・人材育成等について

- ・児童福祉施設等の人材育成のため必要な研修費用について補助を行い、職員の資質向上に向けた支援を実施しております。

### 【課題】

#### ○乳児院について

- ・令和2年3月に公表した「新たな乳児院に係る基本構想」を踏まえ、指定管理者制度移行から10年後を目途に民間移譲に向けた検討を進めていく必要があります。

#### ○児童養護施設について

- ・施設の専門的な機能を生かして、子育て短期支援事業など市町村の家庭支援事業の実施や、児童家庭支援センター、里親支援センターを設置することが求められており、事業実施や設置、活用に向けた取組が求められています。

#### ○児童自立支援施設について

- ・入所児童については、非行行為よりも虐待や発達障がいに起因する問題行動を抱える児童の入所が増えてきており、児童相談所や医療機関と連携しながら、こどもの状況に応じた支援を行う必要があります。
- ・虐待や発達障がいに起因する問題行動を抱えるこどもへの支援については、引き続き、児童相談所や医療機関と連携しながら、支援体制を整える必要があります。
- ・寮舎が現代の生活スタイルや入所児童の特徴に合わなくなっていることや、経年劣化に伴う施設や設備の老朽化が課題として挙げられ、計画的な施設の修繕や設備等の更新を行い、生活環境の改善を進めていく必要があります。

#### ○児童心理治療施設について

- ・令和6年10月1日現在、児童心理治療施設・児童自立支援施設に入所しているこども数は、合計で13人です。児童心理治療施設は県内に設置がなく、他県の施設への入所している状況です。
- ・児童心理治療施設に関する調査（令和6年11月 福島県こども未来局児童家庭課調査）結果によると、現在、児童養護施設に措置となっているこどものうち、児童心理治療施設への措置変更が支援方針として望ましいと考えられるこども数は8人、児童自立支援施設に措置

となっているこどものうち、児童心理治療施設への入所措置が望ましいと考えられるこども数は1人です。

- ・また、同調査の結果によると、精神科等医療機関に定期通院しているこどもや、児童相談所にて継続指導・児童福祉司指導を行っているこども、児童養護施設や児童自立支援施設に入所しているこどもの中に、精神科等医療機関への入院や児童心理治療施設入所による心理治療等が必要なケアニーズの非常に高いこどもがおり、そのうち児童心理治療施設における治療が必要な可能性があると考えられるこどももおります。
- ・被虐待等によるトラウマ関連障がいや愛着障がいがあり、精神科治療、心理治療を主とした支援が必要なこどもや、発達障がいがあり、障がいの特性に応じた支援が必要な子ども等、ケアニーズが非常に高いこどもの支援のため、児童心理治療施設の設置が求められています。

#### ○母子生活支援施設について

- ・入所者数は減少傾向にあり、多機能化等により支援内容や活用可能性について、市町村や支援が必要な女性に周知・広報啓発していく必要があります。  
(詳細は「3 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた福島県の取組 (2) 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組 ②母子生活支援施設の体制整備・活用促進について」を参照。)

#### ○施設等における人材確保・人材育成等について

- ・児童福祉施設等では小規模グループケアによる支援が求められているため、こどもの養育に多くの職員が必要となることに加え、こどもと密接に関わることになるため、職員にはこどもの養育に関する専門性の向上が求められます。
- ・また、児童養護施設等には、里親等での養育が困難な問題を抱えるこどもが入所することが多いため、被虐待経験によるトラウマ関連障がいや発達障がいの特性に応じた支援方法などの専門的な知識と支援技術が求められています。

#### 【今後の取組方針】

- ・児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を推進してまいります。
- ・児童養護施設や乳児院の定員数については、地域支援の状況や社会的養護の現状等を踏まえ、施設定員数の意向調査の結果と同程度の状況を維持することとします。
- ・児童自立支援施設については、老朽化が進んでいるため、必要な修繕等を行い、こども達が安全に生活できるよう取り組んでまいります。
- ・被虐待経験によるトラウマ関連障がいや発達障がいの特性に応じた支援について、研修等により専門性を高めるとともに、児童心理治療施設について、施設のあり方について検討し、設置の可能性について社会福祉法人等の情報収集を行ってまいります。

(再掲) 表 22 児童心理治療施設・児童自立支援施設の措置こども数 (令和6年11月1日現在)  
(単位 人)

| 施設種別     | 措置児童数 |
|----------|-------|
| 児童自立支援施設 | 11    |
| 児童心理治療施設 | 2     |
| 合計       | 13    |

(再掲) 表 23 現に児童養護施設に入所しているこどものうち、児童思春期外来・病棟と連携し、措置継続のまま支援が可能と考えられる年代別こども数 (単位 人)

| 就学前 | 小学 | 中学 | 高校<br>(中卒) | 合計 | 平均年齢   |
|-----|----|----|------------|----|--------|
| 0   | 11 | 7  | 11         | 29 | 13.3 歳 |

(注) 現に児童養護施設に入所しているこどものうち、児童思春期外来・病棟と連携し、措置継続のまま必要に応じて入院治療を行いつつ継続した支援が可能と考えられるこども数 (令和 6 年 11 月福島県こども未来局児童家庭課調査)

(再掲) 表 24 現に児童養護施設・児童自立支援施設に入所しているこどものうち、児童心理治療施設の入所が必要なこども数 (単位 人)

| 就学区分     | 就学前 | 小学 | 中学 | 高校<br>(中卒) | 合計 | 平均年齢   |
|----------|-----|----|----|------------|----|--------|
| 児童養護施設   | 1   | 5  | 1  | 1          | 8  | 11.1 歳 |
| 児童自立支援施設 | 0   | 0  | 1  | 0          | 1  |        |

(注) 現に児童養護施設・児童自立支援施設に入所しているこどものうち、児童心理治療施設への措置変更が支援方針として望ましいと考えられる年代別こども数 (令和 6 年 10 月 1 日現在)

(再掲) 表 56 現に児童相談所にて在宅指導中のこどものうち、児童心理治療施設への入所が望ましいと考えられる年代別こども数 (単位 人)

| 就学前 | 小学 | 中学 | 高校<br>(中卒) | 合計 | 平均年齢   |
|-----|----|----|------------|----|--------|
| 0   | 1  | 3  | 6          | 10 | 14.8 歳 |

(注) 現在、在宅にて継続指導、児童福祉司指導を行っているこどものうち、一時保護精査後に児童心理治療施設への入所を支援方針として保護者に提案したいと考えるこども数 (令和 6 年 11 月 福島県こども未来局児童家庭課調査)

表 58 精神科・心療内科等の医療機関で治療中のこどものうち児童心理治療施設の利用を検討したいと回答があったこども数 (単位 人)

| 就学前 | 小学<br>1～3 年 | 小学<br>4～6 年 | 中学<br>1～3 年 | 高校<br>(中卒) | 合計  |
|-----|-------------|-------------|-------------|------------|-----|
| 8   | 28          | 59          | 65          | 59         | 219 |

(注) 児童養護施設等や児童相談所にて関わっているこどもたちへの支援を行っている主な精神科・心療内科等の医療機関に、児童心理治療施設が県内にあると仮定し、通院中のこども (18 歳未満) に紹介したい、あるいは入院中のこどもお子さんの退院先として検討したい、と考えられるケースについて質問。(令和 6 年 11 月 福島県こども未来局児童家庭課調査)



【前期計画時の指標】

| 指標                                    | H30 年度<br>現況値 | 目標値                 | R5. 4. 1 現在                 |
|---------------------------------------|---------------|---------------------|-----------------------------|
| 施設での養育が<br>必要なこども数                    | 328 人         | 適切に対応する<br>(R6 年度末) | 入所児童数 250 人<br>(児童養護施設、乳児院) |
| 児童養護施設の小規模<br>かつ地域分散化された<br>施設の入所こども数 | 32 人          | 適切に対応する<br>(R6 年度末) | 68 人                        |

【評価指標・数値目標】

○小規模かつ地域分散化された児童養護施設、乳児院の定員の見込

児童養護施設については、令和 6 年 11 月の施設への調査による意向どおりに見込みます。

乳児院については、新たな乳児院が令和 7 年 4 月 1 日に開所予定であり、ユニット化された家庭的な環境の中での養育を維持します。

児童養護施設

| 年度  | 現状 | 目標 |     |     |     |     |     |
|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
|     | R5 | R6 | R7  | R8  | R9  | R10 | R11 |
| 定員数 | 97 | 97 | 119 | 121 | 127 | 127 | 127 |

乳児院

| 年度  | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|
|     | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 定員数 | 40 | 40 | 15 | 15 | 15 | 15  | 15  |

○小規模かつ地域分散化した施設数、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアの箇所数、入所児童数

児童養護施設については、今後も小規模かつ地域分散化を推進してまいります。

令和 7 年 4 月に開所予定の県立乳児院は 15 人が定員で、ユニット化されています。

地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアの箇所数は、施設への調査による見込み数の意向を踏まえて増加を目指し、入所児童数は、施設への調査による敷地外定員数の見込みに平均入所率（82.7%）を乗じた数を目標とします。

児童養護施設

(単位 箇所)

| 年度                | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|-------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|
|                   | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 小規模かつ地域分散<br>化施設数 | 7  | 7  | 7  | 8  | 8  | 8   | 8   |

児童養護施設

(単位 箇所、人)

| 年度               | 現状 | 目標 |    |     |     |     |     |
|------------------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|
|                  | R5 | R6 | R7 | R8  | R9  | R10 | R11 |
| 地域小規模児童養護施設数     | 8  | 8  | 8  | 10  | 10  | 10  | 10  |
| 分園型小規模グループケアの箇所数 | 4  | 4  | 4  | 5   | 5   | 5   | 5   |
| 入所児童数            | 68 | 80 | 98 | 100 | 105 | 105 | 105 |

○養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数

心理療法担当職員については増加を目指し、その他の職員については現状維持とします。

(単位 箇所、人)

| 年度        |       | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|-----------|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|
|           |       | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 家庭支援専門相談員 | 施設数   | 3  | 3  | 3  | 3  | 3  | 3   | 3   |
|           | 加配職員数 | 3  | 3  | 3  | 3  | 3  | 3   | 3   |
| 心理療法担当職員  | 施設数   | 7  | 7  | 8  | 8  | 8  | 8   | 8   |
|           | 加配職員数 | 7  | 7  | 8  | 8  | 8  | 8   | 8   |
| 自立支援担当職員  | 施設数   | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  | 5   | 5   |
|           | 加配職員数 | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  | 5   | 5   |
| 里親支援専門相談員 | 施設数   | 6  | 6  | 6  | 6  | 6  | 6   | 6   |
|           | 加配職員数 | 6  | 6  | 6  | 6  | 6  | 6   | 6   |

○養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数

親子支援事業、家族療法事業については、令和5年度に児童養護施設3カ所で実施しており、現状を維持します。その他の事業については、実施可能な施設があった場合に検討してまいります。

○市町村の家庭支援事業を委託されている施設数

子育て短期支援事業が児童養護施設に委託されています。地域の子育て支援の充実のため、今後、増加を目指します。

(単位 箇所)

| 年度                   | 現状 |    | 目標 |    |    |     |     |
|----------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|
|                      | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 子育て短期支援事業（ショートステイ）   | —  | 6  | 6  | 7  | 7  | 8   | 8   |
| 子育て短期支援事業（トワイライトステイ） | —  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6   | 8   |

○（再掲）児童家庭支援センターの設置数

県内の児童家庭支援センターは3カ所で、すべて中通り地域に設置されています。会津や浜通り地域においても支援体制が整備できるよう、増加を目指すことを目標とします。

（単位 箇所）

| 年度  | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|
|     | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 設置数 | 3  | 3  | 3  | 4  | 4  | 5   | 5   |

○（再掲）里親支援センター設置数・民間への委託数、民間フォostリング機関の設置数

県内に里親支援センター、民間フォostリング機関の設置はありません。里親に対し丁寧な支援を行う体制の整備のため、新規の設置や委託を目指します。

（単位 箇所）

| 年度  | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|
|     | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 設置数 | 0  | 0  | 1  | 1  | 2  | 2   | 2   |

○（再掲）妊産婦等生活援助事業の実施事業所数

現在、妊産婦等生活援助事業の実施はありませんが、生活に困難を抱える特定妊婦等への支援体制の整備や支援の充実に向けた取組が必要です。

（単位 箇所）

| 年度   | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|------|----|----|----|----|----|-----|-----|
|      | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 事業所数 | 0  | 0  | 1  | 1  | 1  | 1   | 1   |

○（再掲）一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数

県内に一時保護専用施設はありません。一時保護委託可能な里親数は、養育里親 39 世帯（うち専門里親 3 世帯）、養子縁組里親 14 世帯（うち養育里親と重複登録 13 世帯）です。一時保護委託可能な里親の増加を目指します。

（単位 箇所、世帯）

| 年度  | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|
|     | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 施設数 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   |
| 里親数 | —  | 40 | 42 | 44 | 46 | 48  | 50  |

里親等への委託や、児童養護施設等への入所の措置等を経験したこどもたちは、措置等を解除された後も、自らの家庭等に頼ることがほとんど期待できず、自立後も社会の中で生活していく中で困難を抱える場合が多くあります。また、委託されていた里親等や入所していた施設との関係が徐々に薄れ、措置等解除後、どこでどのような生活を送っているのかという実態を把握できないこどももおります。

令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等の実情把握及びその自立のために必要な援助については県が行わなければならない業務とされ、社会的養護経験者等の実情把握、児童自立生活援助事業の年齢要件等の弾力化、社会的養護自立支援拠点事業の実施等、社会的養護経験者等の自立支援を推進していく必要があります。

国の「児童自立生活援助事業実施要綱」、「社会的養護自立支援拠点事業実施要綱」等及び「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」等を踏まえ、社会的養護経験者等や関係機関の意見を確認し、日常的な困り事や対人関係、就労や住居、経済的な問題など支援ニーズに応じた支援体制の整備を行う必要があります。

### (1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

- ・自立支援を必要とする社会的養護経験者等数は、表61のとおり毎年40～50人程度見込まれます。
- ・実情把握のため、社会的養護経験者からのヒアリングと、児童養護施設等代替養育中のこどもへのアンケートを行い、自立にあたって必要な支援等についての意見等を確認しました。

#### ●社会的養護経験者へのヒアリングの意見より抜粋

- ・進学先を選ぶ際には、自立後も相談や交流ができるよう里親の家から比較的近い地域を選んだ。自立後も交流を続けているし、体調が悪くなったとき等には里親を頼りたいと考えています。
- ・進学先や進学後の生活場所（措置延長等）を決めるとき、金銭面等を理由に児童相談所に反対された。自分の進路希望を尊重してほしいし、児童相談所の担当職員にも様々な支援制度や仕組みを十分に理解してほしいです。
- ・大学進学時、入学に際して「未来に進もう！こどもの夢応援事業」の生活給付金、入学支度金、等の支援給付金を活用し、アパートの賃借のため身元保証人確保対策事業を利用しました。現在は「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」も利用し、自立後の生活費等に充てています。様々な支援制度があり助かったが、必要書類等の準備が難しかったです。
- ・社会的養護経験者との情報交換については、現在は行っていないが、そういった場があれば利用したい気持ちはあります。
- ・困ったときに施設に連絡して良いか、相談して良いかわからなかった。自立の前に制度がわかるよう、冊子があると良かったし、施設職員や同じ施設を卒園したこどもたちとのつながり（SNS等も含め）があり、情報交換できると良いと思います。
- ・施設や里親は「実家」のような存在で、頼りになります。

●こどもアンケートより、施設や里親等への措置解除後の支援についての質問部分を抜粋  
(令和6年10月 福島県こども未来局児童家庭課調査)

- ・施設や里親等の家を出たあとに、どのような助けがあると安心できますか（複数回答）との問いに対し、施設や里親等の家を出た後にこども達が希望することとして、生活や困りごとの相談、お金の使い方の相談、仕事や人間関係についての相談ができるようにしてほしいという回答が多くありました。
- ・また、里親委託中のこどもは、措置解除後も引き続き里親に相談することを望んでいることや、ファミリーホームで生活しているこどもは役所への手続きや、社会的養護から自立した他の仲間とつながることも希望していることがわかりました。

児童養護施設のこども

| 回答                                 | 回答数 | 比率    |
|------------------------------------|-----|-------|
| 生活していてわからないことがあるとき、困ったときに相談できる     | 103 | 53.1% |
| お金のやりくりの相談ができる                     | 82  | 42.3% |
| 仕事のことや職場の人間関係について相談できる             | 79  | 40.7% |
| 就職や転職について相談ができる                    | 70  | 36.1% |
| 学校生活や仕事上のトラブルを相談できる                | 70  | 36.1% |
| 役所での手続きに一緒に行ってくれる                  | 67  | 34.5% |
| 困ったときや寂しくなったときに、一時的に泊まることのできる場所がある | 64  | 33.3% |
| 家族との関係について相談できる                    | 59  | 30.4% |
| 学費や生活費の貸付について相談できる                 | 56  | 28.9% |
| 施設を出たほかの人などと情報交換をしたり、相談したりできる      | 52  | 26.8% |
| 施設の職員に引き続き相談ができる                   | 50  | 25.8% |
| 心身の健康について相談したり、一緒に病院に行ったりしてくれる     | 49  | 25.3% |
| 施設の職員に家庭訪問してもらえる                   | 37  | 19.1% |
| その他                                | 15  | 7.7%  |
| 未回答                                | 24  | 12.4% |
| 合計                                 | 877 | —     |

※分母はアンケートの回答数 194 としました。

里親委託中のこども

| 回答                                 | 回答数 | 比率    |
|------------------------------------|-----|-------|
| 生活していてわからないことがあるとき、困ったときに相談できる     | 12  | 48.0% |
| お金のやりくりの相談ができる                     | 11  | 44.0% |
| 仕事のことや職場の人間関係について相談できる             | 10  | 40.0% |
| 里親さんに引き続き相談ができる                    | 9   | 36.0% |
| 就職や転職について相談ができる                    | 8   | 32.0% |
| 学校生活や仕事上のトラブルを相談できる                | 7   | 28.0% |
| 学費や生活費の貸付について相談できる                 | 6   | 24.0% |
| 里親さんに家庭訪問してもらえる                    | 5   | 20.0% |
| 役所での手続きに一緒に行ってくれる                  | 4   | 16.4% |
| 里親さんの家を出たほかの人などと情報交換をしたり、相談したりできる  | 4   | 16.0% |
| 困ったときや寂しくなったときに、一時的に泊まることのできる場所がある | 4   | 16.4% |
| 家族との関係について相談できる                    | 4   | 16.4% |
| 心身の健康について相談したり、一緒に病院に行ったりしてくれる     | 3   | 12.0% |
| その他                                | 1   | 4.0%  |
| 未回答                                | 5   | 20.0% |
| 合計                                 | 93  |       |

※分母はアンケートの回答数 25 としました。

ファミリーホームのこども

| 回答                                  | 回答数 | 比率     |
|-------------------------------------|-----|--------|
| ファミリーホームの職員に引き続き相談ができる              | 4   | 50.0%  |
| 生活していてわからないことがあるとき、困ったときに相談できる      | 3   | 37.5%  |
| 役所での手続きに一緒に行ってくれる                   | 3   | 37.5%  |
| ファミリーホームを出たほかの人などと情報交換をしたり、相談したりできる | 3   | 37.5%  |
| 仕事のことや職場の人間関係について相談できる              | 2   | 25.0%  |
| 学校生活や仕事上のトラブルを相談できる                 | 2   | 25.0%  |
| 困ったときや寂しくなったときに、一時的に泊まることのできる場所がある  | 2   | 25.0%  |
| 就職や転職について相談ができる                     | 1   | 12.5%  |
| お金のやりくりの相談ができる                      | 1   | 12.5%  |
| ファミリーホームの職員に家庭訪問してもらえる              | 1   | 12.5%  |
| 心身の健康について相談したり、一緒に病院に行ったりしてくれる      | 1   | 12.5%  |
| 学費や生活費の貸付について相談できる                  | 0   | 0.0%   |
| 家族との関係について相談できる                     | 0   | 0.0%   |
| その他                                 | 0   | 0.0%   |
| 未回答                                 | 1   | 12.5%  |
| 合計                                  | 24  | 100.0% |

※分母はアンケートの回答数 8 としました。

## ○自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込みについて

表 59 現在、代替養育を利用しているこどものうち、令和 6 年度～令和 11 年度の期間内に 18 歳を迎えるこどもの人数 (単位 人)

| 年度     | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|--------|----|----|----|----|-----|-----|
| こどもの人数 | 48 | 49 | 45 | 41 | 47  | 31  |

表 60 代替養育を利用したこどものうち、令和元年度～令和 5 年度の期間内に措置延長されているこども数 (単位 人)

| 年度     | R 元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|--------|-----|----|----|----|----|
| こどもの人数 | 19  | 37 | 46 | 29 | 37 |

表 61 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み (年度ごと)

(単位 人)

| 年度                         | R 6 | R 7 | R8 | R 9 | R10 | R11 |
|----------------------------|-----|-----|----|-----|-----|-----|
| 18 歳を迎える者 (A)              | 48  | 49  | 45 | 41  | 47  | 31  |
| 措置延長されている者 (B) (過去 5 カ年平均) | 34  | 34  | 34 | 34  | 34  | 34  |
| (A) のうち措置延長を必要とする者 (C)     | 35  | 34  | 27 | 27  | 39  | 25  |
| 社会的養護者 (A) + (B) - (C)     | 47  | 49  | 52 | 48  | 42  | 40  |

(注) 福島県子ども未来局児童家庭課調べ

### 【課題】

- 社会的養護経験者等の実情の把握やニーズに合った支援体制の整備を行うため、社会的養護経験者や関係機関へのヒアリング、意見聴取や意見交換を行う場が必要です。

### 【今後の取組方針】

- 社会的養護経験者や関係機関へのヒアリング等を行い、ニーズに合った支援体制の整備を行ってまいります。
- 子どもや社会的養護関係機関に対し、自立のための支援について情報提供してまいります。
- 自立のための支援や仕組みについて、子どもや社会的養護関係機関に理解してもらい、将来の進路設計ができるように取り組んでまいります。

## (2) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

### ①児童自立生活援助事業について

#### 【現状】

- 児童自立生活援助事業Ⅰ型の実施箇所数は、令和元年度の 2 カ所から増加し、令和 7 年 1 月 1 日現在は 5 カ所となっています。
- 児童自立生活援助事業Ⅱ型は 1 カ所、Ⅲ型は 2 カ所となっています。

|                            |                         |
|----------------------------|-------------------------|
| 児童自立生活援助事業の実施箇所数           |                         |
| 令和 6 年度 (令和 7 年 1 月 1 日現在) |                         |
| Ⅰ型                         | 5 カ所 福島市 1、郡山市 3、いわき市 1 |
| Ⅱ型                         | 1 カ所                    |
| Ⅲ型                         | 里親 (2 世帯)               |

- 児童自立生活援助事業Ⅰ型の入居率 (令和 6 年度 4～10 月) は、平均で 70% です。

- ・入居するこどもの心理面から自立支援を行うため、児童自立生活援助事業Ⅰ型に心理職を配置する事業を実施しております。

#### 【課題】

- ・児童自立生活援助事業所Ⅰ型は、入居率を把握しながら今後の設置の必要性について検討する必要があります。
- ・児童自立生活援助事業所Ⅱ型、Ⅲ型の実施数が少なく、各児童養護施設等から自立していくこどもが、それまでに育ち慣れ親しんだ施設や里親において継続して支援を受けられる体制を整える必要があります。

#### 【今後の取組方針】

- ・児童自立援助事業所Ⅰ型については、入居率が平均70%程度であり、設置箇所数の増加の必要性は利用者のニーズと援助提供数のバランスを勘案しながら、慎重に見込んでまいります。
- ・児童自立援助事業所Ⅱ型、Ⅲ型については、これまで生活しており関係のある職員等とのつながり続けながら支援を受けることがこどもの安心や、パーマネンシーの保障の観点からも適当であるため、事業所の増加に向けた取組を行ってまいります。

表 62 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業Ⅰ型）を利用しているこども数の状況  
（令和元～5年度 各年度3月1日現在）

| 年度       | R元   | R2   | R3   | R4   | R5   |
|----------|------|------|------|------|------|
| 箇所数      | 2    | 2    | 3    | 4    | 4    |
| 入居児童数（人） | 10   | 11   | 14   | 16   | 13   |
| 対前年度比    | 143% | 110% | 127% | 114% | 81%  |
| 対H29年度比※ | 250% | 275% | 350% | 400% | 325% |

表 63 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業Ⅰ型）を利用しているこども数の状況  
（令和6年度4月～10月）

| （定員24人）  | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 4～10月の平均 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|
| 入居児童数（人） | 16  | 16  | 15  | 15  | 17  | 18  | 20  | 16.7     |
| 入居率      | 67% | 67% | 63% | 63% | 71% | 75% | 83% | 70%      |

## ② 社会的養護自立支援拠点事業及び社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備について

#### 【現状】

- ・社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数については、令和6年度は1事業所（郡山市）に委託し、県事業「こどもの巣立ち見守り事業（生活・就労相談）」として実施し、児童養護施設等からの自立支援・アフターケア等を実施しています。
- ・「未来に進もう！こどもの夢応援事業」として、大学等へ進学する者へ支援給付金を給付しており、利用者は増加しています。（令和元年7名、令和2年9名、令和3年14名、令和4年16名、令和5年19名）
- ・「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」で進学者・就職者への経済的支援を実施しています。
- ・「身元保証人確保事業」で就職、住宅等賃借、大学等進学の際の身元保証を行い、自立を支援しています。



- ・「児童養護施設等入所児童自立支援事業」で就職する者の運転免許の取得支援を実施しています。
- ・当事者であるこどもへのアンケート結果によると、自立後に必要な助けとして、様々な理由で困ったときに相談できる場所や人が必要であること、里親等に引き続き相談ができることが求められています。また、社会的養護経験者へのヒアリングによると、自立後の相談先に困った経験があり、社会的養護経験者との情報交換の意向もあります。

#### 【課題】

- ・当事者であるこどもへのアンケート結果や社会的養護経験者へのヒアリングを踏まえると、巣立った施設・里親等への相談が継続できる仕組みや児童自立生活援助事業の利用、社会的養護自立支援拠点事業や経済的な支援策の周知・活用などにより、手厚い支援が必要です。

#### 【今後の取組方針】

- ・社会的養護経験者等の自立支援・アフターケアについて、引き続き進学や就労自立に必要な経済的な支援を行うとともに、社会に巣立った後も施設や里親等とつながり支援を受けられる体制整備を進めてまいります。

#### 【評価指標・数値目標】

##### ○児童自立生活援助事業の実施箇所数

I型については、平均入居率は約70%です。令和6年12月に新規開設され箇所数が増加しました。今後、7割程度の入居率を見込みます。

II型、III型については、増加を目指します。

(単位 箇所、人)

| 年度       | 現状   |      | 目標 |    |    |     |     |
|----------|------|------|----|----|----|-----|-----|
|          | R5※1 | R6※2 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| I型 箇所数   | 4    | 4    | 5  | 5  | 5  | 5   | 5   |
| 入居数      | 13   | 20   | 21 | 21 | 21 | 21  | 21  |
| II型 箇所数  | —    | 1    | 1  | 1  | 2  | 2   | 3   |
| 入居数      | —    | 2    | 2  | 2  | 4  | 4   | 4   |
| III型 箇所数 | —    | 2    | 2  | 3  | 4  | 5   | 5   |
| 入居数      | —    | 2    | 2  | 3  | 4  | 5   | 5   |

※1 令和5年3月1日現在 ※2 令和6年10月1日現在

##### ○社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数

現在、1カ所設置されています。社会的養護経験者等の自立支援・アフターケアの充実のため増加の必要性について検討してまいります。

(単位 箇所)

| 年度  | 現状 | 目標 |    |    |    |     |     |
|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|
|     | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 箇所数 | —  | 1  | 1  | 1  | 2  | 2   | 2   |

## 1 1 児童相談所の強化等に向けた取組

児童相談所においては、全国の児童虐待相談対応件数が年々増加していることに加えて、複雑・困難なケースも増加していることから、児童虐待防止対策を更に進めていくため、児童相談所の体制強化や、児童相談所の設置を検討している中核市に対する支援等に向けた取組が求められています。

### (1) 中核市の児童相談所設置に向けた取組

#### ○児童相談所設置に向けた計画について

- ・令和元年の児童福祉法改正では、児童相談所の設置促進策として、中核市が児童相談所を設置することができるよう、県が必要な支援措置を講ずることとされました。

#### 【現状】

- ・県内3カ所の中核市では、児童相談所の設置については1市が「設置しない」、2市が「検討中」と回答していますが明確な設置時期は未定となっています。(令和6年10月 福島県こども未来局児童家庭課調査)

#### 【課題】

- ・令和6年10月現在で児童相談所設置に向けて中核市の具体的な動きはありません。
- ・中核市が児童相談所を設置するに当たっては、十分な財政措置のほか、児童福祉司や心理判定員といった専門職の確保が必要不可欠です。また、専門職の確保以前に、現場のマンパワー不足も大きな障壁となっています。

#### 【今後の取組方針等】

- ・中核市児童相談所設置については、今後も意向確認を継続し、必要な支援を行ってまいります。

### (2) 県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

#### ①県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置について

#### 【現状】

- ・県内には4カ所の児童相談所（中央、県中、会津、浜）と、県中、会津、浜児童相談所にそれぞれ白河相談室、南会津相談室、南相馬相談室が設置されています。
- ・児童相談所の管轄人口については、100万人を超えた場合は新たな児童相談所の設置を検討するよう求められていますが、県内では対象となる児童相談所はありません。
- ・令和5年度の児童相談所の児童虐待対応件数は令和4年度と比較し、348件減少したものの、1,900件を超え、引き続き高い水準で推移していると言えます。(表64)
- ・令和4年度から中央児童相談所に企画担当職員を配置し、「児童福祉司任用前講習会」や「児童福祉司任用後研修」のほか、職員の専門性向上を図るためのテーマ別研修を実施しています。

表 64 児童虐待対応件数

(単位 件)

| 年度        | H25 | H26  | H27  | H28  | H29   | H30   |
|-----------|-----|------|------|------|-------|-------|
| 児童虐待対応件数  | 294 | 394  | 529  | 956  | 1,177 | 1,549 |
| 前年比       | -   | 134% | 134% | 181% | 123%  | 131%  |
| 対 H25 年度比 | -   | 134% | 180% | 325% | 400%  | 526%  |

| 年 度      | R 元   | R2    | R3    | R4    | R5    |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童虐待対応件数 | 2,024 | 1,871 | 1,985 | 2,256 | 1,908 |
| 前年比      | 131%  | 92%   | 106%  | 114%  | 84%   |
| 令和元年度比   | -     | 92%   | 98%   | 111%  | 94%   |

## ②関係機関（市町村、警察等）との連携

### 【現状】

- ・中央児童相談所及び県中児童相談所に市町村支援担当児童福祉司を各 1 名ずつ配置し、市町村の相談支援体制の強化や市町村間の連絡調整を支援しています。
- ・深刻化かつ複雑化している児童虐待事案への的確な対応を図り、児童の安全を迅速に確保するため、県警察との協定に基づいた対応を行っているほか、中央児童相談所及び県中児童相談所には警察官を、会津児童相談所及び浜児童相談所には「児童虐待対応相談員」（警察官 OB）を各 1 名ずつ配置しています。
- ・各児童相談所において、管内の教職員及び保育従事者等に対する児童虐待防止や実際の対応等に関する研修を実施しています。
- ・配偶者暴力相談支援センター（以下「DVセンター」という。）については、県が福島県女性のための相談支援センター、各保健福祉事務所、福島県男女共生センターに設置し、市町村としては郡山市が設置しており、合計 9 カ所設置されています。また、福島、郡山、いわき、会津若松、喜多方の 5 市で女性支援相談員を配置し、DV被害の相談対応や支援を行っています。

### 【課題】

- ・児童虐待相談対応件数が高水準で推移する中、十分な児童福祉司を確保するとともに、これまで以上に警察や市町村、学校、医療機関等との緊密な連携が必要です。
- ・児童相談所の相談件数増加や児童福祉司、心理判定員の増員に伴い、その専門性の担保、向上とともに、指導的立場を担うスーパーバイザーの養成が必要です。
- ・こどもの目線で配偶者等に暴力を振るう面前DVによる心理的虐待の通告が増加しているなか、児童相談所とDVセンター等のDV被害の相談対応や支援の窓口の連携が必要です。
- ・児童相談所の設備について、「6 一時保護改革に向けた取組」で記載したとおり、中央児童相談所の老朽化への対応が必要であり、こどもや家族が相談しやすい環境を整備し、関係機関との連携や人材育成のための研修を行うための設備を整える等の対応が必要です。

### 【今後の取組方針】

- ・新たな「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和 4 年 12 月 15 日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定。以下「新プラン」という。）を踏まえ、児童相談所の体制を強化してまいります。
- ・児童相談所に配置された警察官及び児童虐待対応相談員を中心に、引き続き県警本部及び警察署との円滑な連携を行ってまいります。

- ・児童相談所及びDVセンター等のDV被害の相談対応や支援を行う機関に対し、研修等によりそれぞれの窓口や対応方法等、支援に必要な情報を提供し、相互の業務を理解し、連携して対応ができるよう取り組んでまいります。
- ・児童福祉司や心理判定員の計画的な人材育成を行うため、体系的な職員研修の充実強化を図るとともに、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を促進します。
- ・相談機能や一時保護機能、関係機関との連携や研修に必要な設備の充実を図るため、中央児童相談所の整備に取り組んでまいります。

#### 【前期計画の指標】

| 指標     | 前期計画時の現況値 | 目標値                 | R6 年度現況値 |
|--------|-----------|---------------------|----------|
| 児童福祉司数 | 48 人      | 適切に対応する<br>(R6 年度末) | 69 人     |

#### 【評価指標・数値目標】

##### ○第三者評価を実施している児童相談所数

第三者評価は、県内のすべての児童相談所の一時保護所4カ所（3年に1度ずつ）で実施しています（「6 一時保護改革に向けた取組」参照。）児童相談所の機能についての第三者評価については、評価基準や実施方法についての情報収集し、実施の必要性について検討してまいります。

##### ○児童相談所職員の配置状況等

児童福祉司、心理判定員、児童福祉司スーパーバイザーの配置については、新プランに基づき適切に配置していきます。

また、専門性の向上のため、こども家庭ソーシャルワーカーの研修受講について検討してまいります。

専門職採用者について、増加・上昇を目指します。

（単位 人）

| 年度                   | 現状 |              | 目標            |    |    |     |     |
|----------------------|----|--------------|---------------|----|----|-----|-----|
|                      | R5 | R6           | R7            | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 児童福祉司の配置数            | 66 | 69           | 新プランに基づき適切に配置 |    |    |     |     |
| 心理判定員の配置数            | 23 | 26           | 新プランに基づき適切に配置 |    |    |     |     |
| 児童福祉司スーパーバイザーの配置数    | 22 | 26           | 新プランに基づき適切に配置 |    |    |     |     |
| 市町村支援児童福祉司の配置数       | 2  | 2            | 2             | 2  | 2  | 2   | 2   |
| 医師の配置数※              | 13 | 13           | 13            | 13 | 13 | 13  | 13  |
| 保健師の配置数              | 4  | 4            | 4             | 4  | 4  | 4   | 4   |
| 弁護士の配置数※             | 4  | 4            | 4             | 4  | 4  | 4   | 4   |
| こども家庭ソーシャルワーカー研修受講者数 | 0  | 0            | 増加・上昇を目指す     |    |    |     |     |
| 専門職採用者数<br>(割合%)     | —  | 111<br>(61%) | 増加・上昇を目指す     |    |    |     |     |

※非常勤

## 12 障害児入所施設における支援

障害児入所施設においても、被虐待児が一定割合生活しています。知的障がいのみならず、多岐にわたる障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行う必要があります。

そのためには、小規模グループケアを行うことにより、より一層の良好な家庭的環境の提供に資することが期待されます。

また、乳幼児等年齢層が低い子どもや被虐待児等、愛着形成が十分ではない子どもの健やかな成長・発達のためには、適時適切な愛着形成に向けた支援を行う必要があります。

### 【現状】

- ・県内では福祉型障害児入所施設は7カ所、医療型障害児入所施設は2カ所設置されています。
- ・福祉型障害児入所施設においては、7施設中4施設が小規模グループケアやユニットケアに取り組んでいます。
- ・乳幼児等年齢層が低い子どもや被虐待児等、愛着形成が十分ではない子どもの健やかな成長・発達のため、一人の子どもに特定・少数の職員が関わる体制とすること等により、それぞれの子どもが「自分を一番に見てくれる人」という特別感を得られたり、信頼関係・愛着関係を形成しやすくなりしています。
- ・福祉型障害児入所施設の子どもアンケート集計結果では、「日ごろ、気持ちなどを聞いてもらえていると感じるか」との質問に対しては、「たくさん聞いてもらえている」「少し聞いてもらえている」が合わせて55.2%、「聞いてもらえていない」「あまり聞いてもらえていない」が合わせて10.3%、「わからない」「未回答」が合わせて34.5%という結果でした。  
また、「日ごろ、気持ちなどが大切にされていると感じるか」との質問に対しては、「大切にされている」が50.0%、「大切にされていない」が6.9%、「わからない」「未回答」が合わせて43.1%という結果でした。

### 【課題】

- ・障害児入所施設における小規模化については、半数の施設は築年数が古く、現在の建物の構造及び間取りでは家庭的な養育環境に近づけるための小規模グループケアやユニットケアを行うことが困難な状況です。
- ・福祉型障害児入所施設に入所している子ども数については、児童人口の減少及び在宅ニーズの高まり等により減少していますが、一方で、被虐待児や行動上の問題のある子どもは一定割合生活しており、障がいに対する正確な理解など、支援に当たって高い専門性とスキルが必要となることから、職員の専門性等の一層の向上が課題となっています。
- ・子どもアンケート集計結果から、「気持ちを聞いてもらえていない」「気持ちなどが大切にされていない」等の否定的な回答と「わからない」「未回答」の回答を合わせると半数近くになることから、権利擁護の取組として、より一層の意見聴取・意見表明等の支援が求められます。

表 65 福祉型障害児入所施設における入所児童数

| 年度     | R3  | R4  | R5  | R6  |
|--------|-----|-----|-----|-----|
| 施設数    | 8   | 8   | 8   | 7   |
| 定員(人)  | 275 | 255 | 255 | 219 |
| 入所数(人) | 174 | 151 | 150 | 132 |
| 入所率    | 63% | 59% | 59% | 60% |

(注) 各年度4月1日時点の定員に占める入所児童数の割合。

### 【今後の取組方針】

- ・ 障害児入所施設における小規模化については、入所児童数の減少が見込まれていることから、各施設の状況を把握するためのヒアリングを随時行いながら、小規模グループケアや、ユニット化など、施設の小規模化を推進できるよう、情報提供や支援を行ってまいります。
- ・ 職員の専門性等の向上については、引き続き、障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供に向けた取組を行うため、児童相談所や医療機関等との連携や研修等の実施により専門性と支援力の強化を図ります。
- ・ 入所しているこどもの権利擁護の取組については、障がい程度に合わせたこどもの権利ノートの活用などにより、必要な情報提供を行い、自己肯定感を養いながら、意見聴取・意見表明等を支援してまいります。

### 【資源に関する地域の現状】

| 指標等                                              | 現況値  | 目標値                  |
|--------------------------------------------------|------|----------------------|
| 福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭環境」を整備している施設数  | 4 カ所 | 適切に対応する<br>(R11 年度末) |
| 福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭環境」で生活しているこども数 | 91 人 | 適切に対応する<br>(R11 年度末) |